

認定鳥獣捕獲等事業者

講習テキスト

（ 安全管理講習 ）
（ 技能知識講習 ）

第3版

平成27年9月

発行 環境省自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室

監修 認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト編集委員会

緒言

我が国の鳥獣の保護及び管理は重大な転換期を迎えています。

近年、ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が深刻化する中、様々な対策が進められています。しかしながら、これまでの対策だけでは限界もあり、例えば農作物の被害総額は、年間 200 億円前後で推移しています。

こうした状況を踏まえ、国は、「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後までに半減する」という目標の実現に向け、平成 26 年に鳥獣法を改正し、法の目的に「鳥獣の管理」（増加しすぎた鳥獣を適正に減らすこと）を位置づけ、積極的な個体群管理を行うために、都道府県等が捕獲を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）等を創設しました。改正鳥獣法が施行される平成 27 年度からは、都道府県が行う捕獲事業が適切に実施されるよう、環境省の交付金事業が開始しました。さらに、鳥獣の捕獲の担い手の育成・確保を目指し、認定鳥獣捕獲等事業者制度を導入しました。

これまで鳥獣の捕獲においては、趣味や資源利用として捕獲を行う狩猟者の方々が中心的な役割を担ってきました。狩猟とは、鳥獣の営みを理解し、感謝しながら、獲りつくすことのない範囲で鳥獣の捕獲を行うものであり、自然と人との本来の関わり方の一つであるといえます。狩猟による捕獲は増えすぎた鳥獣の管理に貢献し、人間の社会生活と共存するために必要な行為であり、狩猟者の方々が各地で有害捕獲の担い手となってきました。これからも、狩猟者の方々には、鳥獣の保護及び管理において大きな役割を果たしていくことが期待されています。

その一方で、都道府県等による捕獲等事業では、科学的な計画の下に、目指すべきレベルまで鳥獣の生息密度を低減させることを目標に、効率的かつ大規模に捕獲を進めることが必要になります。認定鳥獣捕獲等事業者制度は、安全かつ効率的に組織的な捕獲を行う事業者を育成することにより、新たな捕獲等事業の担い手を確保するために導入されました。指定管理鳥獣捕獲等事業だけでなく、様々な鳥獣の捕獲等事業を受託することで、公的な捕獲等事業を安全かつ適切に進めることが期待されます。

認定鳥獣捕獲等事業者には、効率的な捕獲、経営的な効率性が求められる一方で、鳥獣の命と向き合う行為である以上、これまでの狩猟と同じく、またはそれ以上に鳥獣保護管

理への深い理解、品位のある振る舞いも求められます。

本テキストは、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者を目指す皆さんが、安全かつ適正に鳥獣を捕獲する担い手となるための最低限の基礎知識を学ぶことを目的としています。本テキストの内容は、都道府県で策定する第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施される指定管理鳥獣捕獲等事業を、皆さんが所属する法人が認定鳥獣捕獲等事業者となって受託することを主に想定しています。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が受託する他の鳥獣の捕獲等事業についても、共通して活用できる内容です。

本テキストを活用した講習の修了、そして鳥獣捕獲等事業への従事を通して、皆さん自身が、まずは鳥獣の捕獲に対する社会的な役割を理解し、そして、その役割を着実に果たしていくことにより、鳥獣の捕獲の担い手に対する社会的評価を適正なものにしていく使命を負っています。

目 次

1 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理	1
1.1 鳥獣の保護及び管理の現状	1
1.1.1 ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の増加と被害の深刻化	1
1.1.2 主な鳥獣の生態と捕獲の留意点	8
1.1.3 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の必要性	10
1.1.4 鳥獣の捕獲の担い手にかかる現状	13
1.2 鳥獣の管理の強化	16
1.2.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度導入の経緯	16
1.2.2 認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要	16
2 鳥獣の保護又は管理に関連する法令	21
2.1 鳥獣保護管理法	21
2.1.1 鳥獣保護管理法の目的	21
2.1.2 鳥獣保護管理法の施策体系	21
2.1.3 鳥獣保護管理法における各主体の役割	24
2.1.4 鳥獣の捕獲等の類型	25
2.2 各法令の概論	29
2.2.1 銃刀法	31
2.2.2 火薬類取締法	33
2.2.3 鳥獣被害防止特措法	34
2.2.4 外来生物法	34
2.2.5 自然公園法、自然環境保全法	35
2.2.6 森林関係法令	36
2.2.7 その他関係法令	36
3 認定鳥獣捕獲等事業者制度	39
3.1 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件	39
3.1.1 組織に関する基準	41
3.1.2 安全管理体制に関する基準	44
3.1.3 事業従事者の技能・知識に関する基準	56
3.1.4 事業従事者への研修の内容に関する基準	57
3.1.5 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準	57

3.2	認定の申請手続き	58
3.3	認定後に必要な対応	62
3.3.1	技能知識の維持向上	62
3.3.2	認定の変更・更新等の手続き	62
3.4	指定管理鳥獣捕獲等事業	64
3.4.1	指定管理鳥獣捕獲等事業の概要	64
3.4.2	指定管理鳥獣捕獲等事業の特例	65
3.4.3	想定される事業の概要	66
4	鳥獣捕獲等事業における捕獲手法	69
4.1	捕獲手法への全般的な理解の必要性	69
4.2	銃による捕獲	70
4.2.1	銃による捕獲の特徴	70
4.2.2	待ち伏せて捕獲する方法（待ち伏せ猟、誘引狙撃、コール猟等）	71
4.2.3	探索や追跡をして捕獲する方法（流し撃ち・忍び猟・跡追い猟等）	71
4.2.4	探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる捕獲する方法（巻き狩り猟等）	73
4.2.5	銃猟に必要な技能と作業	74
4.3	わなによる捕獲	75
4.3.1	わなによる捕獲の特徴	75
4.3.2	餌を使って誘引する方法（箱わな・囲いわな）	77
4.3.3	気づかれずに捕獲する方法（くくりわな）	77
5	鳥獣捕獲等事業の工程管理	79
5.1	鳥獣捕獲等事業の流れ	79
5.1.1	委託又は請負で実施する鳥獣捕獲等事業	79
5.1.2	計画的な業務の実施	79
5.2	事前調査	81
5.2.1	発注者に確認すべきこと	81
5.2.2	事前調査の目的	81
5.2.3	事前調査の手法	82
5.3	業務計画書の作成	83
5.3.1	業務計画書の役割	83
5.3.2	業務計画書に記載すべき項目	83
5.4	必要な許可の取得や関係機関等との調整、周知	85
5.5	捕獲作業の実施	86

5.5.1	作業開始時ミーティング	86
5.5.2	作業の実施	86
5.5.3	作業終了時ミーティング	87
5.6	受託事業の業務報告書の作成	87
6	鳥獣捕獲等事業における安全確保	89
6.1	捕獲従事者の安全管理に関する心構え	89
6.1.1	安全を最優先とすること	89
6.1.2	周囲の人にも「見える」安全管理の実施	90
6.1.3	安全管理への責任意識を持つこと	90
6.1.4	組織的な規程等の確認	91
6.2	銃器による捕獲の安全確保	93
6.2.1	銃器および照準器、弾薬等の選択	93
6.2.2	銃器の整備、調整、取扱いの習熟、射場での訓練	94
6.2.3	周囲状況の把握	94
6.2.4	移動中の銃器の取り扱い（脱包を確実に）	94
6.2.5	射撃位置と射線や着弾点（バックストップ）の想定	95
6.2.6	発砲時の判断	97
6.3	わなによる捕獲の安全確保	99
6.3.1	わなの作動に関する注意	99
6.3.2	捕獲された後の動物に関する注意	99
6.3.3	わなの選定（適用動物種、強度、実績の確認等）	100
6.3.4	わなの設置場所の選定	100
6.3.5	わなの設置方法	101
6.3.6	毎日の見回りの徹底	102
6.3.7	止めさしの方法	102
6.3.8	錯誤捕獲の危険性への対応	103
6.3.9	捕獲事業終了後や捕獲しない期間のわなの取扱い	104
7	巻末資料	105

1 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理

1.1 鳥獣の保護及び管理の現状

1.1.1 ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の増加と被害の深刻化

近年、ニホンジカやイノシシ等については、急速に生息数が増加し、あるいは、生息域が拡大し、生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況になっています。

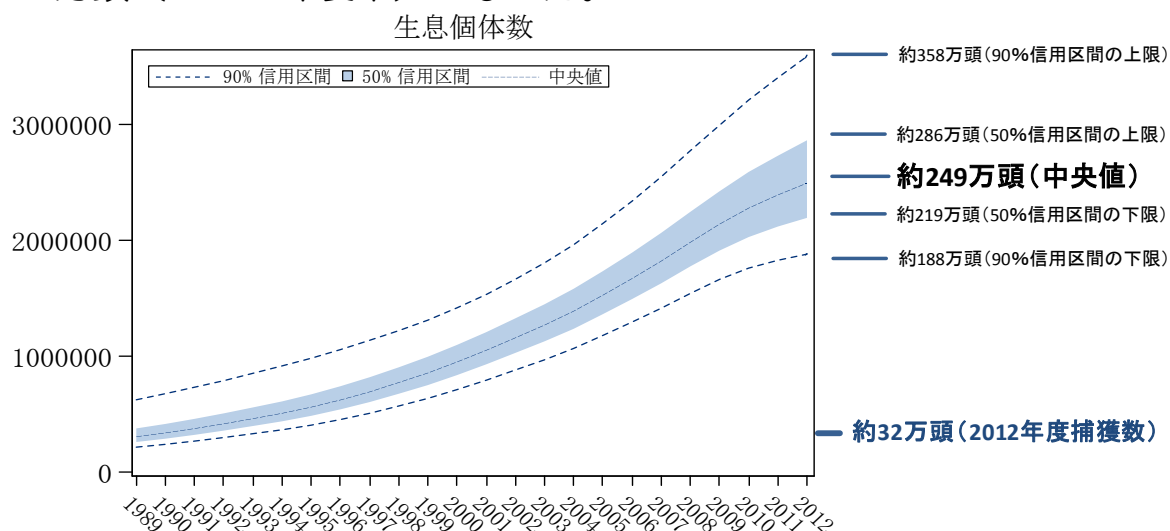
生息数の増加については、統計手法による全国の個体数推定結果（2014 年度環境省実施※）によると、平成 27 年 4 月には、ニホンジカ（北海道を除く）の推定生息数は中央値約 249 万頭、イノシシは中央値約 89 万頭（ともに平成 24 年度末）でした（図 1－1、1－2）。さらに、ニホンジカ（北海道を除く）の将来の生息数の動向に関する予測をしたところ、現行の捕獲を続けた場合、2023 年（平成 35 年度末）には生息数が平成 24 年度の約 1.6 倍まで増加する見込みになりました。国は、10 年後（平成 35 年度末）にニホンジカ及びイノシシの生息数を半減する目標を立てていますが、これを達成するためには、現状の 2 倍以上の捕獲を実施しなければなりません（図 1－3）。

また、生息域の拡大については、最新の全国的な生息分布調査（2014 年度環境省実施）によると、ニホンジカの分布メッシュ数は、1978 年度から 2014 年度の 36 年間に 2.5 倍に拡大しています（図 1－4）。更に 2011 年度（平成 24 年度）の捕獲位置情報及び 2014 年度のヒアリング等による目撃情報を重ねると、分布の拡大傾向が続いていることがわかります。イノシシの分布メッシュ数は、1978 年度から 2014 年度の 36 年間に約 1.7 倍に拡大しています（図 1－5）。

※全国的にデータが豊富に存在するニホンジカの捕獲数等から統計的に推定したものであり、結果に幅があることに注意が必要です。関連資料は、<http://www.env.go.jp/press/100922.html> に掲載しています。

個体数推定の結果（ニホンジカ）

都府県単位の推定結果を活用して全国の個体数推定を行ったところ、全国のニホンジカ（北海道除く）の個体数は、中央値で249万頭（2012年度末）となった。



(参考) 2012年度の北海道の推定個体数は約59万頭（北海道資料）

図 1 - 1 ニホンジカの個体数推定結果

個体数推定の結果（イノシシ）

1989～2012年度までの捕獲数を用いて全国の個体数推定を行ったところ、全国のイノシシの個体数は、中央値で89万頭（2012年度末）となった。

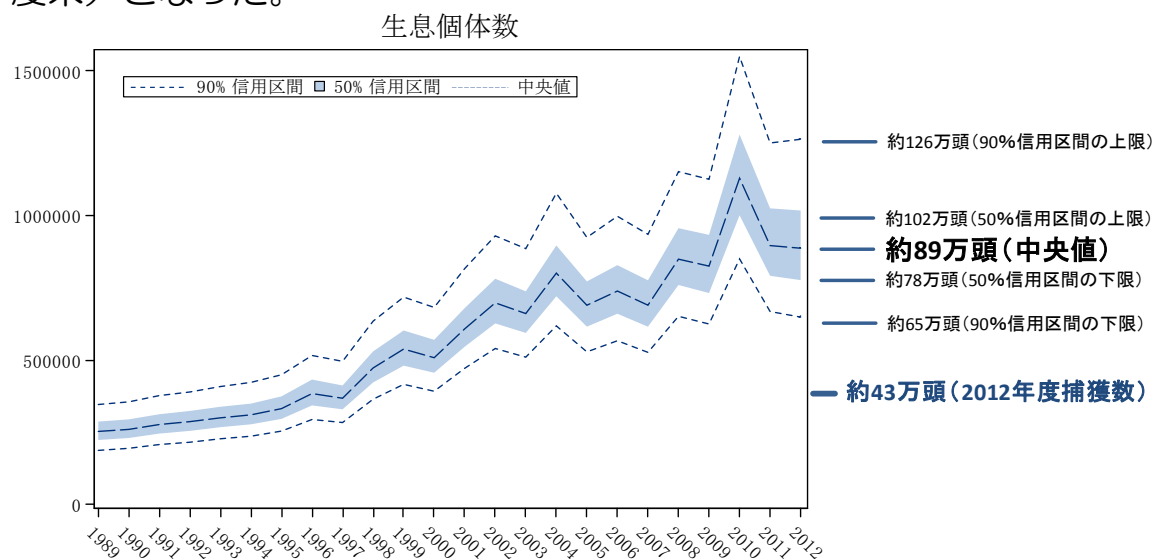


図 1 - 2 イノシシの個体数推定結果

将来予測（ニホンジカ）

2015年度から対策を強化し、2023年度の捕獲目標（ニホンジカの個体数を10年後までに2011年の個体数から半減）を達成するために必要な捕獲率、及び、2011年の生息数から1/4にする場合について、将来予測を行った。

以下の数値はいずれも中央値。

- 捕獲率※を維持 → 402万頭（2023年度）
- 捕獲率を2.182倍 → 119万頭（2023年度、2011年度の約1/2）
- 捕獲率を2.764倍 → 60万頭（2023年度、2011年度の約1/4）

※ 捕獲率：推定個体数に対する捕獲数の割合

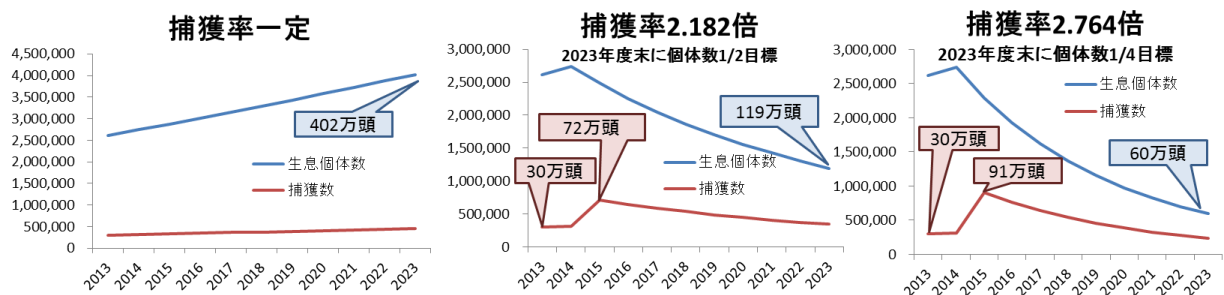


図1-3：全国（北海道を除く）ニホンジカの個体数の将来予測

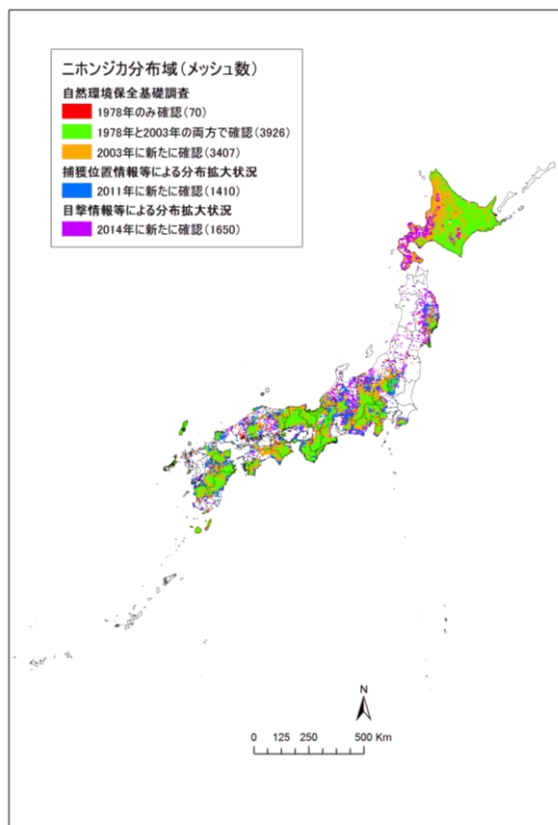


図1-4 ニホンジカの生息分布メッシュ

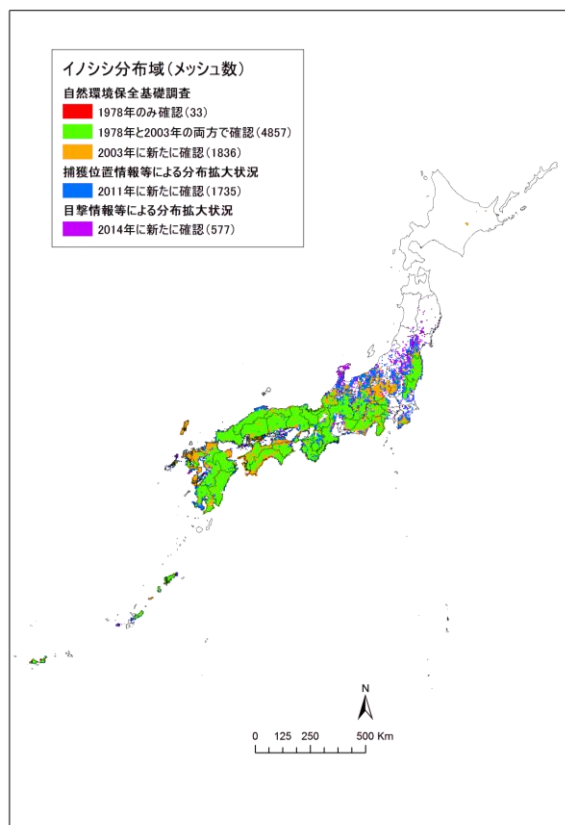


図1-5 イノシシの生息分布メッシュ

○ニホンジカの生息分布

平成 26 (2014) 年度の調査において、ニホンジカの分布メッシュ数は 10,393 メッシュ (全国の約 6 割) となり、昭和 53 (1978) 年度から約 2.5 倍に拡大していた。

○イノシシの生息分布

平成 26 (2014) 年度の調査において、イノシシの分布メッシュ数は 9,005 メッシュ (全国の 5 割以上) となり、昭和 53 (1978) 年度から約 1.7 倍に拡大していた。

増えすぎたニホンジカは、例えば、樹皮を食べて樹木を枯死させたり、林床植生を消失させ、またはニホンジカの嗜好性が低い植物のみの単純な構成に変える等、森林や草地等を衰退させ、植物に依存する多くの生物の生息環境を奪い、生物多様性の減少を引き起こします。国立公園においても全 32 のうち 20 の公園で生態系への影響が確認されており、高山帯のお花畑が消失したり、森林内の下草が消失したりしています。さらに、ニホンジカの採食圧が森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、斜面崩壊による土砂災害を引き起こすことも懸念されています。こうした被害のみならず、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農作物被害額は、平成 21 年度以降 200 億円前後で推移しています（図 1－6）。また、森林被害については、ニホンジカによる被害面積が約 7 割です（図 1－7）。さらに、鳥獣が集落に出没して住民にけがを負わせたり、鳥獣と列車や自動車との衝突事故が増加する等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつあります（図 1－8）。

鳥獣被害は、被害額として数字にあらわれるものばかりではありません。中山間地では、鳥獣被害に悩まされた挙句、営農意欲が減退して耕作を放棄する、あるいは中山間地での生活を放棄するケースが多くなっています。これらによって生み出される耕作放棄地や深刻化する過疎化は、鳥獣の人里への出没を容易にします。そうした結果、これらの被害が激甚化・深刻化することが予測されます。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移

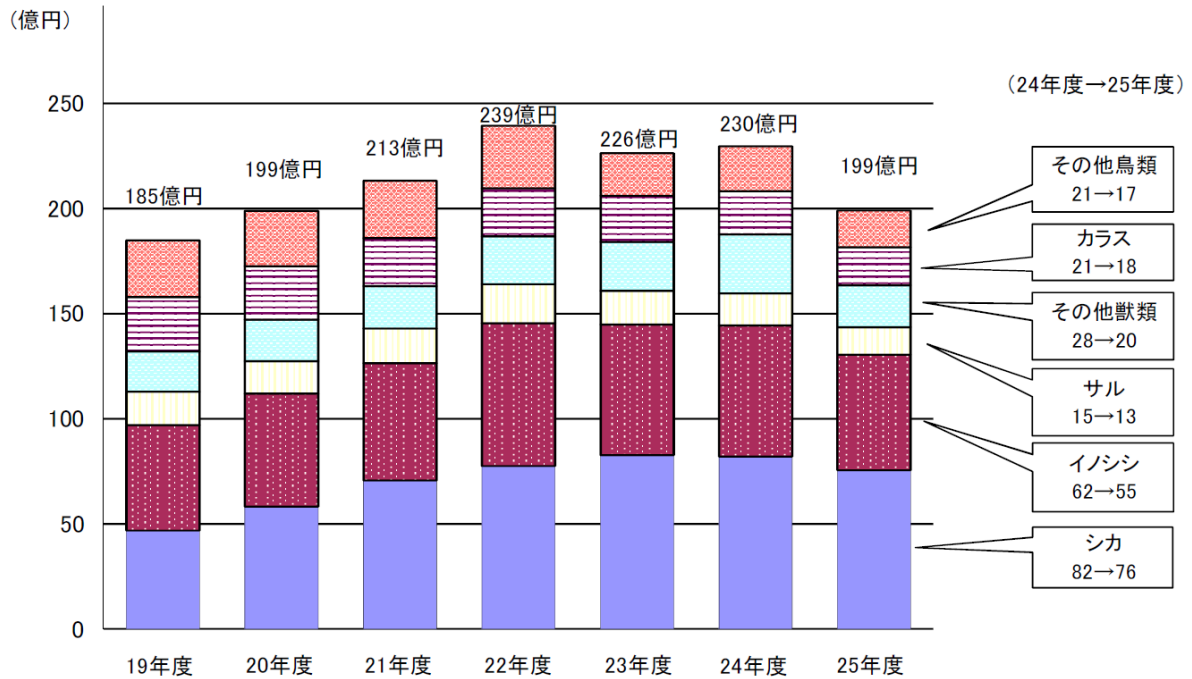


図 1 - 6 鳥獣による農作物被害金額の推移

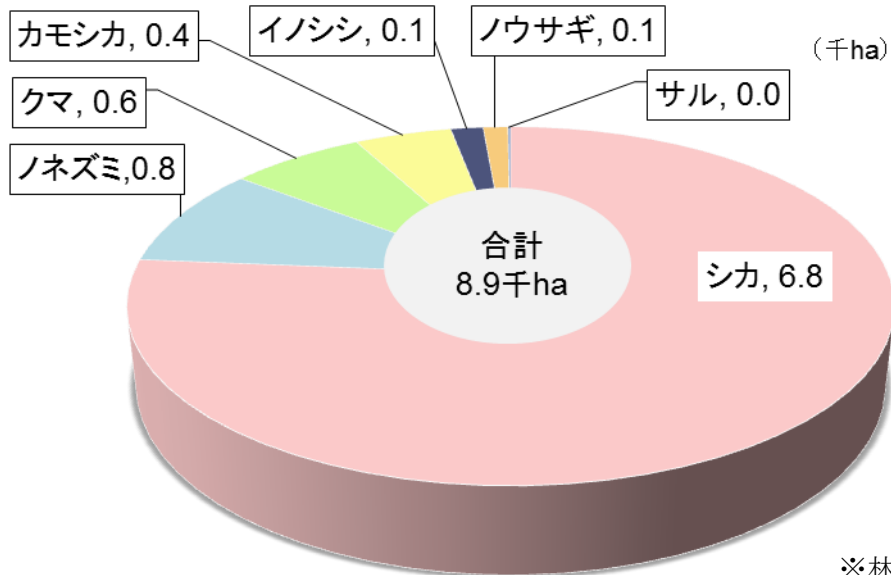


図 1 - 7 主要な鳥獣による森林被害面積 (平成 25 年度)
(都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計)

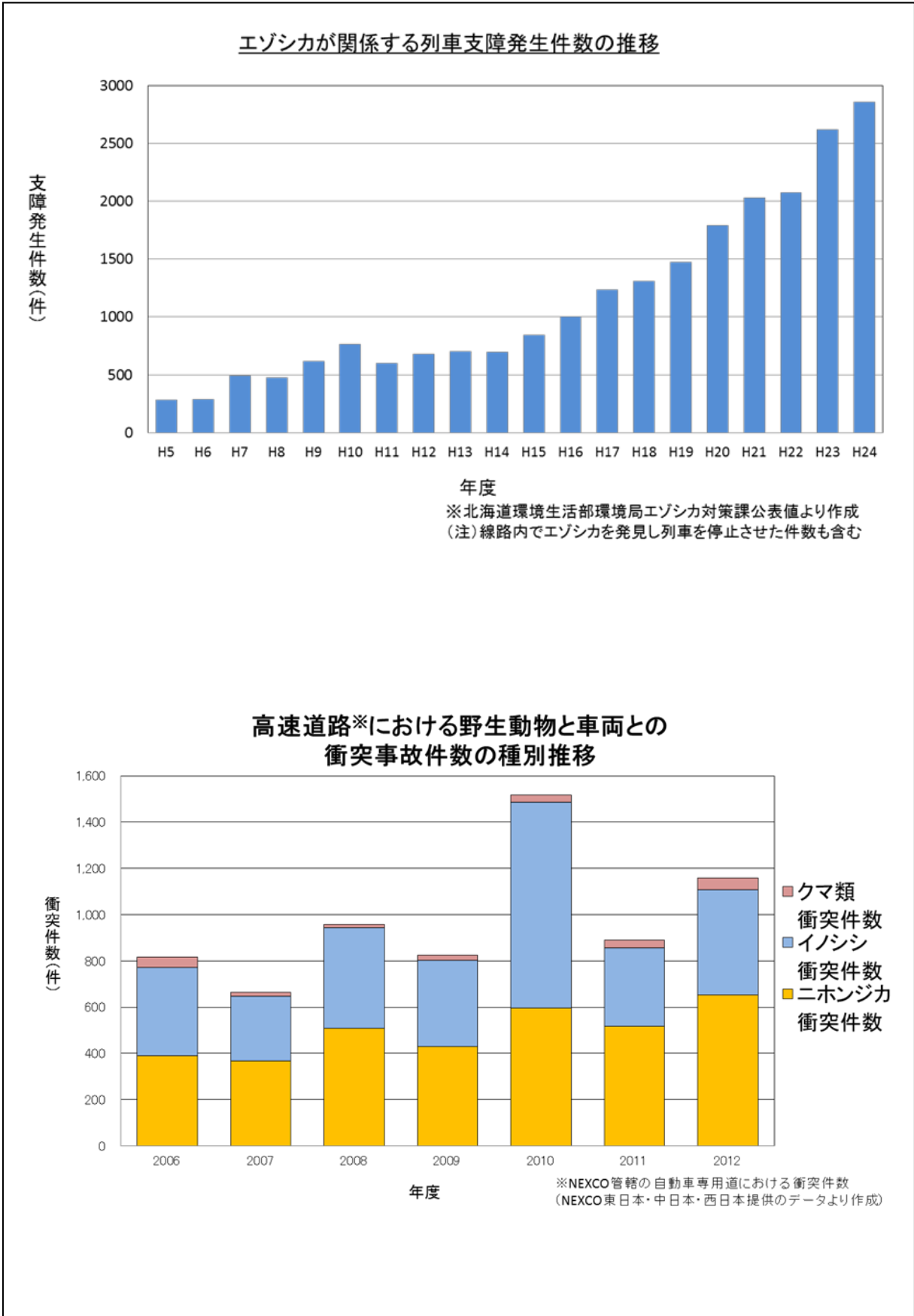


図 1 - 8 生活環境への影響

1.1.2 主な鳥獣の生態と捕獲の留意点

(1) ニホンジカ

ニホンジカの捕獲では、いかにメス成獣を効率的に捕獲するかが、個体数低減の重要なポイントです。

ニホンジカは、一夫多妻の繁殖形態を持っています。そのため、オスを捕獲しても、他のオスがメスの群れに入ることになり、オスの捕獲が個体数低減に寄与しないことになります。

また、ニホンジカの行動圏については、交尾期におけるオスの移動や、越冬地への移動・分散が観察されています。季節移動を行う要因としては、積雪を指摘する報告が多いものの、明確な要因は明らかになっていません。

一方で、一年を通して餌資源量に変化しない環境では、季節移動はない場合もあるようです。

ニホンジカは、多種類の植物を季節ごとに餌資源として利用しており、生息地域の植生に影響を受けて食性を変化させます。ほとんどの種類の樹皮や植物を食べ、なくなれば餌があるところに移動するため、餌に不自由しません。10～11月に繁殖期を迎え、出産のピークは5～6月ごろ(地域による)です。通常は1産1仔です。繁殖力が高く、栄養状態がよい個体は、1歳から繁殖を開始し、4歳以降は毎年繰り返します。ニホンジカの寿命は長く、野生では平均して、オスは4～6才、メスは6～8才まで生き、最長寿命はオスで10～13歳、メスで12～15歳です。

(2) イノシシ

イノシシの捕獲では、メス成獣(繁殖参加個体)を捕獲することが重要なポイントです。箱わなの場合、成獣に比べて警戒心の弱い幼獣(うり坊)はわなにかかりやすいですが、それを見た成獣は、さらに警戒心を高め、つかまりにくくなるため、わなの運用には注意が必要です。

イノシシは、メス成獣を中心とした群れで行動します。群れの中の幼獣の捕獲だけでは、成獣の警戒心が強い群れになってしまいます。

イノシシにとって好適な環境は、食物や水があること、茂み等の隠れ場所があること、人間活動が少ないこと等が挙げられ、放棄果樹園や水田放棄地がそれに当てはまります。

イノシシは、植物食を主とした雑食性です。繁殖力が高く、ほぼ100%のメスが毎年1回出産を行い、冬に繁殖期を迎え、出産のピークは5～6月ごろ(地域による)です。平均産仔数は4～5頭です。

(3) ニホンザル

ニホンザルの捕獲では、無計画な捕獲は、群れの分裂を招き、農業集落におけるニホン

ザル被害対策を複雑にするという報告もあります。そのため、加害個体の選択捕獲や、加害群れの一斉捕獲等、加害する群れ等を特定し、群れ毎に管理方針を決め、計画的に捕獲することが求められます。

ニホンザルは、メス成獣を中心とした群れで生活します。オスは4歳ぐらいから生まれた群れから離れ始め、他の群れに入ったり単独で生活しますが、メスは生まれた群れに留まります。

ニホンザルは、木本植物を中心とした雑食性です。繁殖期は秋～冬、出産は春から夏、妊娠期間はおよそ6ヶ月です。通常は1産1仔です。

(4) ツキノワグマ・ヒグマ

ツキノワグマ・ヒグマは、秋季は食物となる堅果類の結実の豊凶によって行動圏が変化し、堅果類が不作の年は人里付近への出没が多くなることがあります。

ツキノワグマ・ヒグマは、基本的には植物食であり、季節や地域に応じて食性も様々です。繁殖期は5～7月で、妊娠したメスは1～2月にかけて1～2頭の子を出産します。地域や個体による差がありますが、1～2月にかけて冬眠をし、翌年の3～5月にかけて冬眠を終えます。出産後約1年半の間、子とともに行動します。出産は2年から3年おきに1回、平均の産仔数は1.7頭程度と繁殖率は低いです。

(5) カワウ

カワウの捕獲では、ねぐらやコロニーの移動・分散を防ぐため、無計画に攪乱しないように捕獲することが重要なポイントです。散弾銃より発砲音の小さく射程距離の長い高性能空気銃（エアライフル）を用いて計画的に捕獲することにより、発砲音で一斉に飛翔するのを防ぎ、効果的に捕獲することができます。

カワウは、魚食性です。3～7月に繁殖することが多く（地域による）、1回の営巣で産む卵数は3～6個であり、抱卵日数は25日～28日です。

カワウは、夜は樹上のねぐらやコロニーで集団ですごし、日の出とともに採食場所である河川、湖沼、海に飛来し、潜水して採食を行います。ねぐらと採食地は40kmほど離れている場合もあります。集団で行動するため、コロニー等で効果的に捕獲する際には、発砲音等で一斉に飛翔させないことが重要です。

なお、巣が壊れたり、卵がなくなったりすると、カワウは再営巣して卵を産みなおすので、繁殖期間が長くなり被害が長期化します。

1.1.3 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の必要性

日本には 700 種以上の哺乳類・鳥類が生息しています。鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、私たちの生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしています。高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇り得るものです。

しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行したり、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在する一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大増加傾向にあり、これらの鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっています。

特に、近年、ニホンジカやイノシシ等の種において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が生じており、多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの、生態系、農林業等への被害が深刻な状況となっています。これらの種による被害については、被害防除対策（防護柵の設置等）や、加害している個体の捕獲による対策では限界があります。広域化する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、直接対象とする鳥獣のみならず、他の野生生物種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理、つまり捕獲の強化が不可欠です。

元来、我が国に生息しているニホンジカ等の鳥獣は、我が国の自然環境を構成する重要な要素の一つであり、根絶ではなく、人と鳥獣の適切な関係を構築し、共存を目指すべきものです。そうした前提においては、ニホンジカ等の鳥獣をむやみに駆除や間引きすればよいというものではなく、鳥獣の個体群とその生息地を適切な状態に誘導し、維持するよう科学的・計画的に管理することが求められます。

科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理（以下、「鳥獣保護管理」といいます。）においては、生息状況や被害状況等の継続的な調査等により現状を客観的に把握・認識し、それを踏まえて具体的な管理目標を設定し（例：現状で 1 km^2 あたり 20 頭のニホンジカ生息密度を 5 年間で 1 km^2 あたり 5 頭に低減するといった目標設定）、自然界では原因と結果の関係等が必ずしも明らかでないことから、不確実性があることを前提に、管理作業を推進しながらその経過をモニタリングして作業内容を見直すという、いわゆる PDCA (Plan, Do, Check, Act) プロセスをたどります。

鳥獣保護管理においては、いくつかの期間や地理的範囲の異なる PDCA サイクルがあります。例えば、第二種特定鳥獣管理計画における PDCA サイクルは、都道府県域において、5 年間程度の期間で、都道府県が管理の目標をたてて、個体群管理、生息環境管理及び被害

防除対策の実施による総合的な鳥獣の管理を実施し、被害や生息個体数の増減を評価しながら、一連の捕獲事業や被害対策の効果を検証していくスケールの大きな PDCA サイクルです。そのサイクルの中で、必要に応じて、各年度の捕獲目標や指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（計画期間は1年以内）やそれに基づく捕獲の目標等が定められていきます（図1－9）。

これらの計画に基づいて行う、個々の捕獲等事業においては、個々の事業の単位で捕獲成果や安全性の確保、費用対効果等を検証していく小さいサイクルの PDCA サイクルがあります。受託者が仕様に基づいて事前調査を行い、業務計画を立て実施し、受託者あるいは発注者が事業の効果等を検証しながら、捕獲手法や作業手順、安全管理等の方法を見直していきます（図1－10）。

鳥獣保護管理の重要な一面は、適正な個体数になるまで安全かつ効率的に必要な捕獲を進めることにあります。目標を達成するためには、鳥獣ごとの生態学的特徴を知り、特に捕獲行為を学習して、警戒心の強い個体を生み出さないこと等、効果的かつ効率的に科学的な捕獲を進めることが重要です（⇒p.8 1.1.2 参照）。

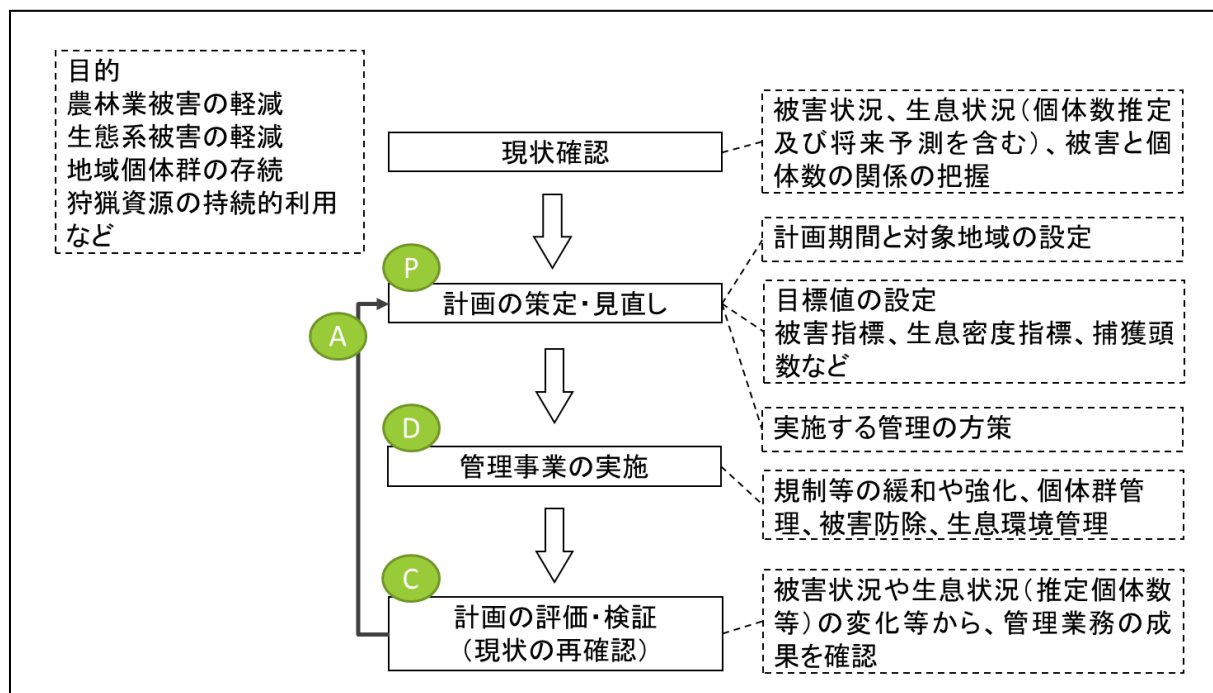


図 1－9 第二種特定鳥獣管理計画における PDCA サイクル

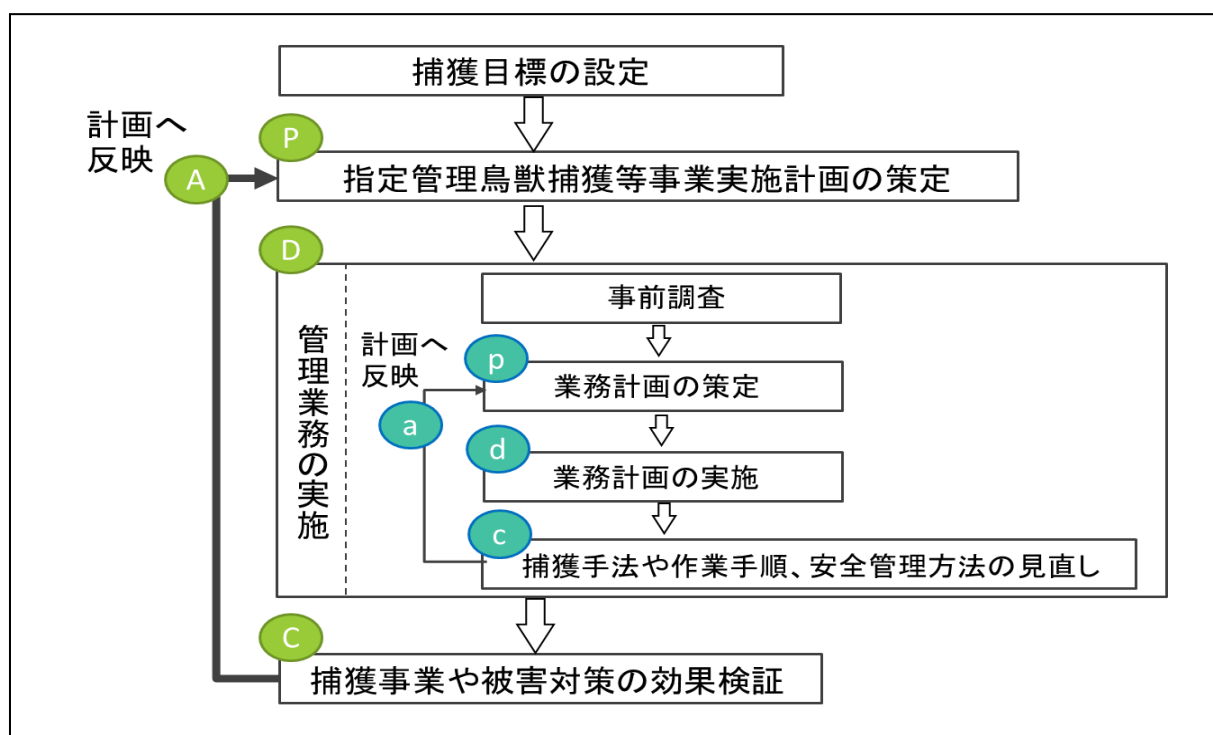


図 1－10 第二種特定鳥獣管理計画に基づく個別の捕獲業務の PDCA サイクル

1.1.4 鳥獣の捕獲の担い手にかかる現状

鳥獣捕獲の主たる担い手である狩猟免許所持者は、年々減少しており、平成 24 年度は約 18 万人、最近 40 年間で 6 割以上減少しています。また、高齢者の占める割合が高まり、平成 24 年度では 60 才以上の割合が 6 割を超えています。このような状況を受けて、環境省や都道府県では、狩猟免許所持者を増やすために、普及啓発や免許試験の受験機会を増加させる等の取組を行っており、わな猟免許の所持者数は増加もみられるものの、銃猟免許の所持者数の減少に歯止めはかかっていません（図 1－11）。

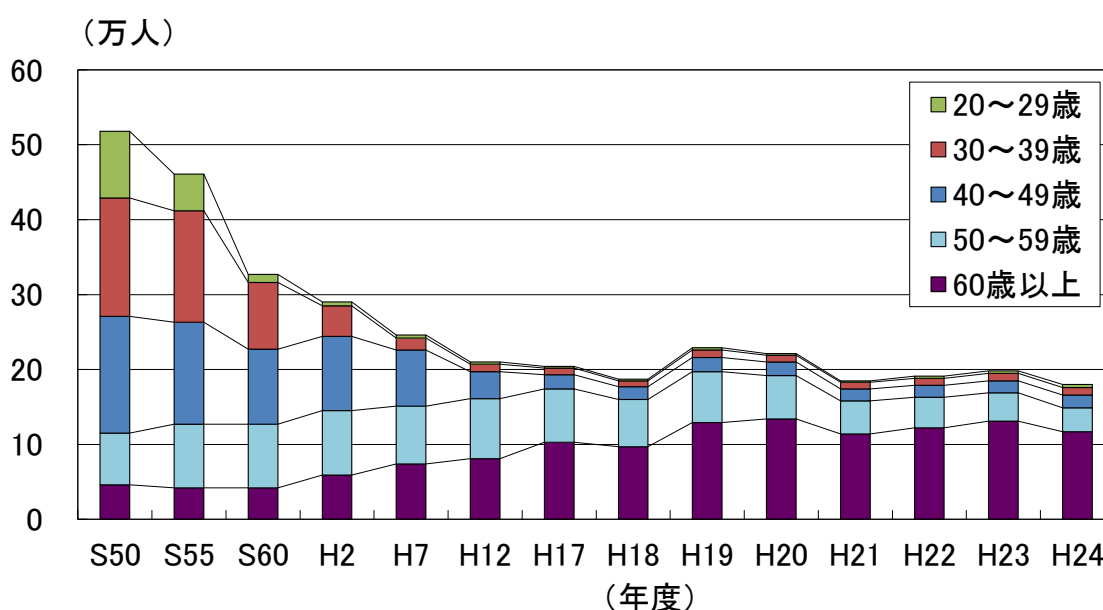


図 1－11 狩猟免許所持者数の推移

一方、平成 24 年度のニホンジカ及びイノシシの捕獲数は、それぞれ 46 万頭、42 万頭であり、10 年間で約 3 倍、2 倍に増加しており、近年では許可を受けて行う捕獲数が狩猟による捕獲数を上回っています（図 1－12）。この結果、一部の鳥獣種については、生息数の増加が抑えられている地域もあります。しかし多くの都道府県では、ニホンジカ及びイノシシの生息数を減少させるに至っておらず、これらの種による被害も低減していません。

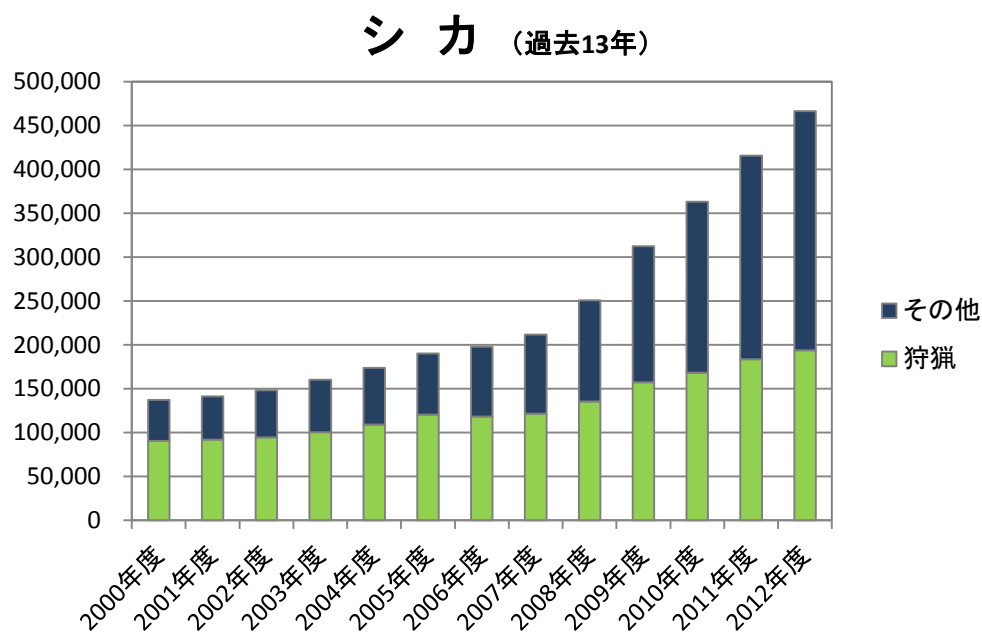


図 1－12（１） 捕獲数の推移（ニホンジカ）

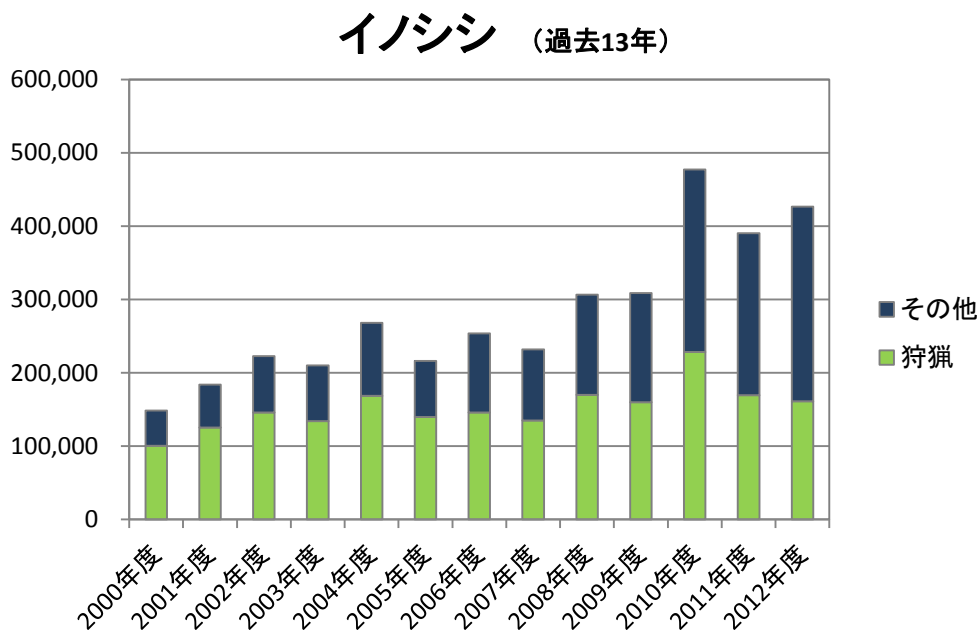


図 1－12（２） 捕獲数の推移（イノシシ）

ニホンジカ等の個体数管理が強化されてきた一方で、これまで鳥獣の捕獲の主たる担い手であった狩猟者人口の減少や高齢化が進んでおり、今後、鳥獣捕獲の担い手を確保していくことが重要な課題になっています。

そのため、環境省や都道府県をはじめ各行政機関では狩猟免許取得者の確保に努めてきました。その結果、近年はわな免許を中心に、新たに狩猟免許を取る人も増えています。

しかしながら、初心者にとって鳥獣の捕獲は決して簡単なものではありません。現実には、ある地域の調査結果では、捕獲のためにわなを導入した集落のうち、年間の捕獲頭数が0頭の集落が36%、2頭以下を含めると52%も占めていました。

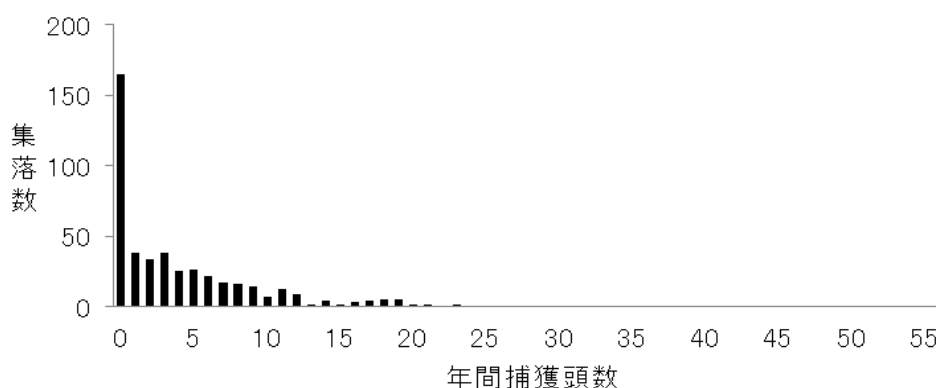


図 1－13 わなを導入した集落の年間捕獲頭数

捕獲わなを導入した 460 集落を調査したところ、まったく捕獲ができなかった集落が 36% (165 集落) あり、52% (237 集落) の集落では捕獲頭数は年間 2 頭以下だった。(兵庫ワイルドライフモノグラフ7号)

また、狩猟期間の銃猟においても、登録者のうち、ニホンジカやイノシシを、1 頭も捕獲していない狩猟者が 37%、2 頭以下を含めると 55%にも上っていることがわかりました。

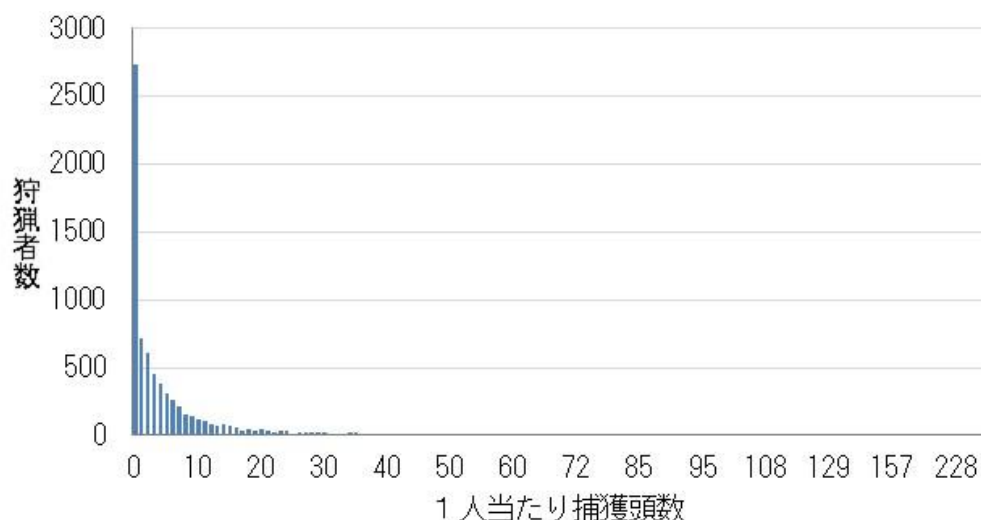


図 1－14 狩猟期間の銃猟登録者における 1 人あたりの捕獲頭数

平成 22～24 年度の 3 年間の銃による狩猟における、のべ 7350 人 53408 頭のシカ捕獲のデータより分析
1 年間の猟期あたりの捕獲数をみると、登録した狩猟者のうち 37% が捕獲ゼロ、55% が 2 頭以下であった。5 頭以上捕獲している 16.6% の狩猟者が、全体の 76% の頭数の捕獲をしていた。なおこの期間中は、シカ 1 頭あたり 2500～6500 円／頭の報償費が支払われていた。(兵庫県森林動物研究センター調べ)

これらのことは、鳥獣の捕獲は、狩猟免許や銃の所持許可があれば、すぐにできるような簡単なものではないことを示しています。つまり、狩猟免許取得者を単純に増やす、ということだけではなく、鳥獣の保護や管理に必要な知識・技術を持ち、捕獲のために労力を払うことが可能な人材を確保する必要があるといえます。

1.2 鳥獣の管理の強化

1.2.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度導入の経緯

上記のような状況を踏まえ、平成 25 年 12 月、環境省と農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を共同で取りまとめ、この中で、当面の捕獲目標として、ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減させることを目指すこととしました。さらに、平成 26 年 4 月に両省がとりまとめた「被害対策強化の考え方」においては、同じく 10 年後（平成 35 年度）までに、ニホンザルについて「加害群の数の半減（群れを加害していない状態に誘導することを含む）」を、カワウについて「被害を与えるカワウの個体数の半減」を、それぞれ目指すこととしました。いずれの種についても、捕獲等をはじめとする対策を強化し、種の特性に応じた、効果的な対策を進めていく必要があります。

また、環境省の中央環境審議会においては、平成 24 年 11 月に環境大臣の諮問に応じ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成と、将来にわたって適切に機能しうる鳥獣保護管理体制の構築に向けた議論が行われ、今後講ずべき措置について平成 26 年 1 月に答申が取りまとめられました。この答申においては、直面する課題に対して、取り組むべき最優先事項を「都道府県による捕獲の強化」と「鳥獣管理体制の強化」とし、被害防止のための捕獲の促進に向けて、国の指導力の発揮や、国民理解の醸成が必要であるとされました。

これらを踏まえ、平成 26 年に鳥獣法を改正し、認定鳥獣捕獲等事業者の制度を含む、鳥獣の管理を促進する措置を新たに導入することとしました。

これまでの捕獲は、主に狩猟者の協力により、地域の中の相互扶助の精神に基づいた活動に支えられてきました。しかし、捕獲対策の強化が求められている中、捕獲に従事する狩猟者の負担は急激に増加しています。鳥獣の捕獲は、専門的な技術が必要な上に危険も伴う作業です。これまでのボランティア的な作業だけでは、今後、担い手の確保や維持がますます困難になっていくでしょう。

このような中で、認定鳥獣捕獲等事業者と捕獲従事者には、適切に社会の要請に沿った捕獲事業の実施と、そのための体制作りが求められています。

1.2.2 認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要

(1) 認定鳥獣捕獲等事業者とは

認定鳥獣捕獲等事業者制度とは、鳥獣捕獲等事業者が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の

認定を受けることができる制度です。認定を受けた法人を「認定鳥獣捕獲等事業者」と呼びます。安全管理体制を確保し、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等を実施できることを認定することで、主に公的な鳥獣捕獲等事業の委託又は請負業務（以下、「委託等業務」といいます。）の担い手となる鳥獣捕獲等事業者を育成・確保することを目的としています。

委託等業務とは、「事業主体（発注者）と契約を締結して実施する業務」であり、受託者には契約を履行する責任が発生し、契約内容を確実に遂行して求められる成果を挙げなければなりません。このため、認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣の捕獲等をする際の安全確保を図るための体制を整備し、適正に捕獲するために必要な技能・知識を有する従事者を十分に配置し、適切に業務を遂行するための体制を確保し、関係法令を遵守して、契約に基づき仕様書に則って、業務を遂行する責任があります。

認定鳥獣捕獲等事業者は、都道府県等による指定管理鳥獣捕獲等事業にとどまらず、幅広い鳥獣種を対象にした被害対策のための捕獲の担い手にもなります。

将来的には、鳥獣の生息状況や被害状況の調査、管理のための計画の検討、捕獲後のモニタリング、評価及び計画の見直しにも関与する等、地域の鳥獣保護管理の総合的な担い手となることも期待されます。

(2) 社会の要請に応じた捕獲事業の実施

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣の捕獲等を請け負うための法人です。したがって、以下の点について社会的責任を負うことになります。

- 被害軽減等の目標を達成するため効果的な捕獲を行うこと
- 法令を遵守し、安全かつ適正に捕獲を行うこと
- 契約した予算の範囲内で適切な費用対効果を考慮し、効率的な捕獲を行うこと

特に、公的な予算を投入しての事業の場合は、作業の安全性や効率性、目標の達成度、捕獲の効果にも、一定の基準が求められます。業務を行った事業者には、その業務の成果に関する責任が生じることになります。また、事故等が発生した場合は、従事者への監督責任も問われることになります。

(3) 従事者が適切に捕獲業務に従事できる体制作り

認定鳥獣捕獲等事業者は、適切に捕獲等事業を推進していくために、認定を受けた後に、鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者（以下、「捕獲従事者」といいます。）に対して適切な研修や訓練を行い、安全かつ効率的な捕獲を行うための捕獲従事者の技能を維持し、又は向上させる必要があります。また、人材を確保するためには、求める技術や作業にふさわしい労働環境や待遇を用意する必要があります。

こうしたことをまとめれば、認定鳥獣捕獲等事業者には次のような体制作りが求められます。

- 鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制を確保すること
- 捕獲従事者の、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を維持向上させること
- 捕獲従事者が安心して捕獲に従事できる労働環境や待遇を確保すること
- 継続的に事業を実施するため、捕獲従事者を育成・確保すること

これらにより、捕獲を推進する体制を構築することが、認定捕獲等事業者の重要な責務です。

(4) 認定を受けるメリット

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、平成 26 年に鳥獣法改正により導入された、鳥獣捕獲等事業者に関する唯一の公的な認定制度です。この認定を受けるメリットは以下のとおりです。

1) 「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称使用

「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称を使用することができます。

認定鳥獣捕獲等事業者が、契約に基づき、安全に、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等を実施することにより、社会的な評価や信頼性が高まれば、より一層、認定鳥獣捕獲等事業者が担う業務の需要が増えることも想定され、認定鳥獣捕獲等事業者であることのメリットも高められていきます。

2) 狩猟免許更新時の適性試験の免除

事業従事者のうち別途定める手続きにより必要な適性を有することが確認された者は、狩猟免許更新時の適性試験が免除されます。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の事業従事者が、狩猟免許を更新する際には、狩猟について必要な適性（視力、聴力、運動能力）を有することを健康診断等の際に確認した旨の書類を提出する必要があります。

3) 法人としての捕獲許可の取得（従事者証の発行）

通常は、捕獲許可は被害を受けた個人等が申請し許可を得ますが、認定鳥獣捕獲等事業者の場合は、法人として申請し許可を受けることで、組織として安全管理を確保した上で捕獲に取り組むという位置づけや責任を明確化できます。

法人として認定鳥獣捕獲等事業の許可を受けた場合、法人の監督の下に許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受け、捕獲従事者に携帯させます。

4) 事業被害防止目的のライフル銃所持許可

円滑かつ着実な事業の実施のために、ライフル銃を所持していない捕獲従事者にライフル銃を所持させて、鳥獣の捕獲等に従事させる必要がある場合は、猟銃の所持歴が10年に満たなくとも、ライフル銃の所持が許可される場合があります。この場合は、銃刀法に基づく都道府県公安委員会の個別の審査を受けて許可を受ける必要があり、事業に対する被害の防止のための業務以外には使用しないことや、ライフル銃管理簿を備え付けて、銃の持ち出し等を管理すること等が義務付けられています。

5) 狩猟税の免除

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は、狩猟者登録の申請前の1年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として認定鳥獣捕獲等事業に従事した区域が属する都道府県に限って、狩猟者登録を行う際に、狩猟税が全額免除されます。認定鳥獣捕獲等事業の従事者証をもらって当該事業に従事したことや、鳥獣の管理に係る目的の捕獲等であること等が条件となります。

2 鳥獣の保護又は管理に関する法令

2.1 鳥獣保護管理法

2.1.1 鳥獣保護管理法の目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」といいます。）は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としています。

この目的を達成するため、鳥獣保護管理法には、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や猟具の使用に係る危険の予防に関する規定等が定められています。

なお、鳥獣保護管理法では、「鳥獣」を「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義しています。

2.1.2 鳥獣保護管理法の施策体系

鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与するものです。これらの事務については、地域の状況に応じて行うことが重要なため、一部の国の事務を除いて、都道府県が国の指針に即して鳥獣保護管理事業計画を策定して実施しています。

平成 26 年に改正された鳥獣保護管理法では、これまでの計画制度について、新たに法的に加えた「鳥獣の管理」を含む計画制度に見直し、都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改めました。

また、従来、「その数が著しく増加又は減少している鳥獣」を対象に策定することになっていた「特定鳥獣保護管理計画」について、保護のための計画（第一種特定鳥獣保護計画）と管理のための計画（第二種特定鳥獣管理計画）に区分しました。

なお、鳥獣の管理とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点からその生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを指しています。

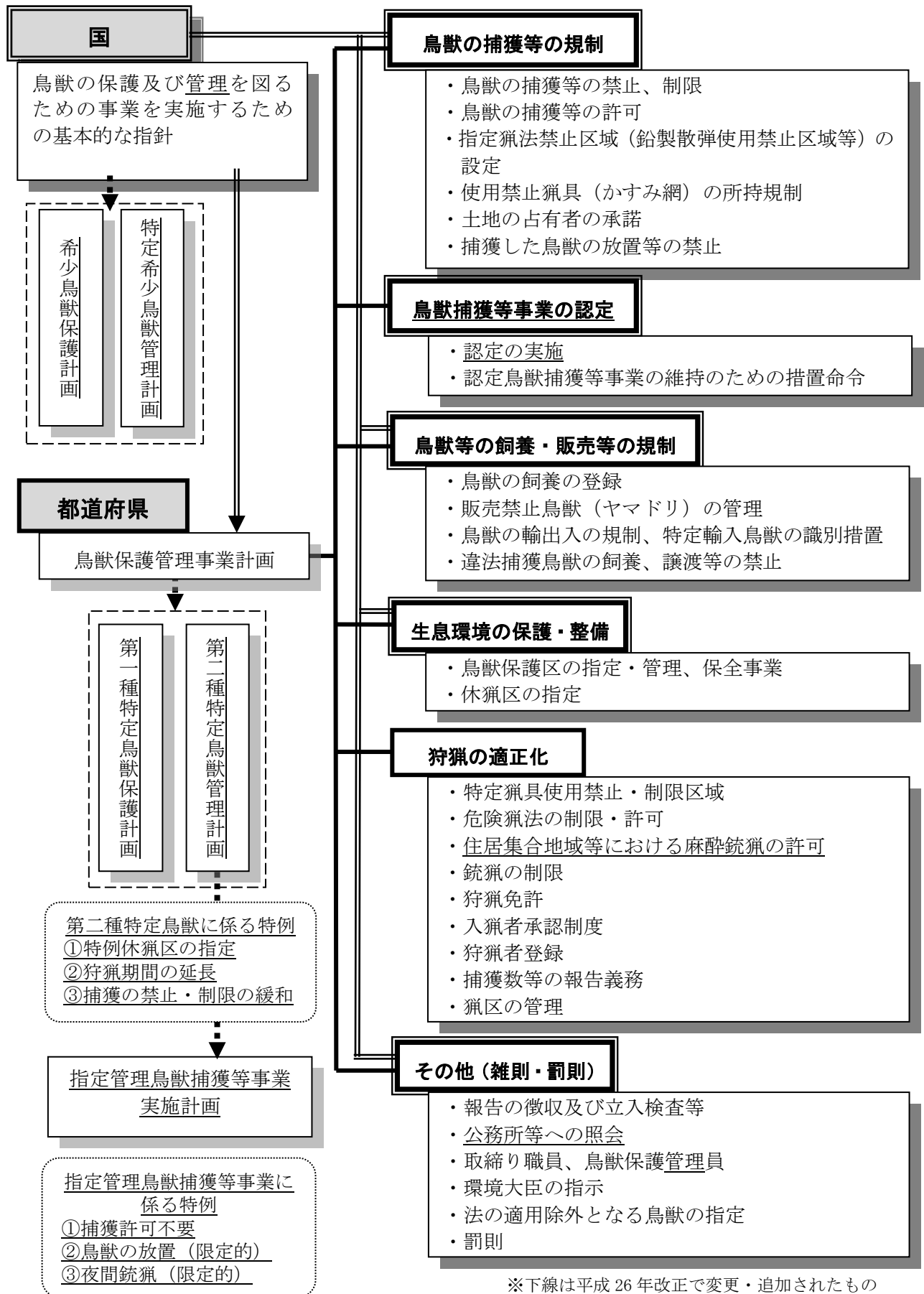


図 2 - 1 鳥獣保護管理法の施策体系

◇◇鳥獣法の歴史◇◇

人と鳥獣の関係は、原始時代の狩猟に始まり、農耕等の生産活動が定着するに従って、鳥獣被害防止のための捕獲も盛んに行われるようになりました。

日本の鳥獣法制は、明治6年（1873年）の鳥獣猟規則の制定以降、時代時代の社会的な要請や鳥獣の生息状況等を受けて変化してきました。明治期には乱獲防止のために保護鳥獣と保護期間を定め、大正期には保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣を指定し、これ以外の鳥獣を全て保護するという体系に変わりました。戦後には、鳥獣保護区制度を創設し、平成に入ってから特定鳥獣保護管理計画制度を創設し、鳥獣保護のための管理に重点を置いた制度となりました。

平成26年の鳥獣法改正では、従来の「鳥獣の保護」を基本とする施策から、ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣については、積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する「鳥獣の管理」を明確化し、施策の転換を図ることになりました。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定(全部改正)

- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
- ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・鳥獣保護区制度の創設
- ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・輸入鳥獣の標識制度の導入

※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・鳥獣の管理の強化
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

◇◇ニホンジカが増加した理由◇◇

ニホンジカの生息数の増加や生息域の拡大の理由については、科学的に十分に検証されてはいませんが、複数の要因が考えられています。

ニホンジカは、明治期に乱獲によって激減したため、捕獲が規制されてきました。戦後しばらくして、捕獲規制によって減少に歯止めがかかった後、ニホンジカはもともと繁殖力が高いことに加え、様々な要因で死亡率が低下したことにより、今度は増加に転じることとなりました。

死亡率が低下した要因としては、積雪量が減少したこと、造林や草地造成等により餌となる植生が増加したこと、中山間地域の過疎化等により耕作放棄地や利用されないまま放置された結果、里地里山が生息しやすい環境となったこと、狩猟者が減少したこと等が考えられています。また、生息数の回復に対応した捕獲規制の緩和が遅れたことも要因の一つとして指摘されています。

ニホンジカの管理においては、調査等により生息状況を常に把握し、科学的・計画的に対策を講じることが必要です。

2.1.3 鳥獣保護管理法における各主体の役割

鳥獣保護管理法では、国、地方公共団体、事業者、民間団体、市民、専門家等が、役割を分担しながら鳥獣保護管理に取り組むことになります。

① 国

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、法律・基本指針等により、国全体としての鳥獣の保護及び管理の行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進します。

② 地方公共団体の役割

都道府県は、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や特定計画の作成により、科学的で、計画的な鳥獣保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施します。特に、平成 26 年の鳥獣法の改正により、全国的に集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める指定管理鳥獣については、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定するとともに、市町村等が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行い、さらに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施します。

市町村については、近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるほか、特に

農林水産物の被害防止対策等、鳥獣保護管理における市町村の役割が増大していることから、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護管理事業を実施します。

③ 事業者、民間団体、市民

鳥獣保護管理を行う民間団体や市民は、行政との連携を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待されます。

特に、鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、未収穫作物や生ごみ等の適切な管理や鳥獣の追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努める必要があります。

④ 専門家等の役割

専門的な知識及び技術等を有している専門家や民間団体は、必要に応じて、地方公共団体等に対し、科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待されます。

2.1.4 鳥獣の捕獲等の類型

鳥獣保護管理法では、従来の狩猟、許可捕獲に加えて、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲が位置づけられました（表2－1）。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県または国の機関が実施する事業であり、実施主体である都道府県または国の機関はその事業を認定鳥獣捕獲等事業者等に委託することができます。本事業では、科学的な視点を持ち、計画、実施、成果の検証、計画へのフィードバック、という流れに沿って実施することが求められます。また、こうした流れを実践するためには、事業者が捕獲情報の記録や作業記録を確実にを行い、検証に備えることが求められます。

表 2－1 鳥獣捕獲の枠組みの違い

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等事業
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48 種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣（ニホンジカ・ イノシシ）
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の 狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

◇◇ 鳥獣被害対策実施隊制度との違いについて ◇◇

鳥獣被害対策実施隊は、農林水産業への被害防止を目的として、市町村長が市町村職員から指名する者又は対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者で構成され、鳥獣被害対策実施隊の隊員に任命される等した狩猟者は、当該市町村の非常勤職員として捕獲等を行い、市町村から報酬が支払われているほか、別途、市町村から捕獲数に応じて捕獲報償費が支払われている場合があります。

一方、認定鳥獣捕獲等事業者は、捕獲等の担い手を育成・確保するため、都道府県知事が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることを認定した、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人です。認定鳥獣捕獲等事業者である法人が、仕様書等に基づき、発注者と捕獲等業務について委託等の契約を交わします。通常は捕獲等業務を終了した旨を業務報告書等により発注者に報告した後、捕獲等業務を適切に終了した対価として、契約金額が法人に対して支払われます。当然ですが、法人は、捕獲従事者に適切な賃金等を支払うと同時に、適切な指揮命令系統のもとで、捕獲従事者について適切な安全管理や労務管理等を行う責任があります。

認定鳥獣捕獲等事業者が受託する主な業務として、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業が想定されます。指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣の管理を目的として、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に委託して、鳥獣の捕獲等を計画的に実施する事業です。認定鳥獣捕獲等事業者は、都道府県が発注する捕獲等業務を入札し、都道府県と契約を交わし、都道府県の指示と仕様書に従って、捕獲等業務を実施し、通常は業務終了報告後に対価を得ます。捕獲従事者は、法人から適切な賃金等を支払われます。

(表 2－2、図 2－2)

表 2-2 指定管理鳥獣捕獲等事業と鳥獣被害対策実施隊制度の違い

	指定管理鳥獣捕獲等事業 (認定鳥獣捕獲等事業者が受託することを想定)	鳥獣被害対策実施隊制度
根拠法	鳥獣保護管理法（環境省）	鳥獣被害防止特別措置法（農林水産省）
財源	環境省の交付金が都道府県に支払われる	農林水産省の交付金が市町村に支払われる
目的	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（都道府県作成）	被害防止計画及び緊急捕獲計画（市町村作成）
事業主体	都道府県又は国の機関	市町村等（注：事業でなく設置主体）
事業の担い手	認定鳥獣捕獲等事業者等（法人）	市町村長が①市町村職員から指名する者、又は②対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者
捕獲従事者の立場	捕獲従事者は上記法人に所属	民間隊員は市町村の非常勤職員
対価の支払い	発注者と法人が委託等契約を結び、業務に対する契約金額が支払われ、法人が捕獲従事者に賃金等を支払う。	非常勤職員として市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われる場合がある。

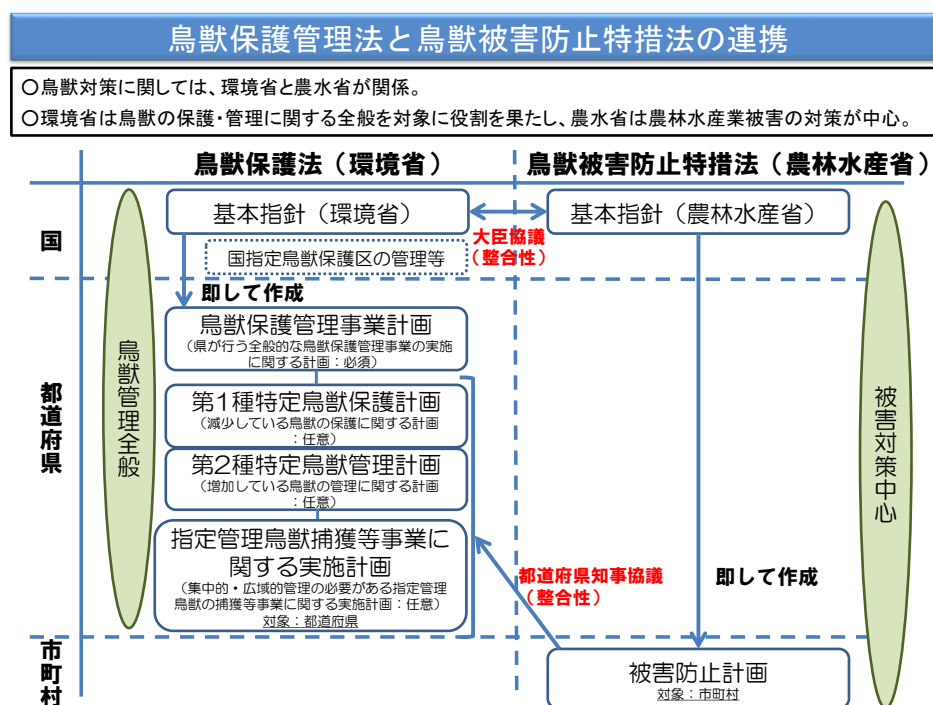


図 2-2 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携

2.2 各法令の概論

捕獲作業の実施に際して、種々の法令を遵守する必要があります。捕獲従事者が実際の捕獲作業の中で遵守すべき事項はもちろん、直接手続きを行うことがなくとも捕獲従事者が認識しておく必要がある事項もあります。

一連の捕獲作業において、どのプロセスにどのような法令が関与するか、主要な法令についてまとめました。

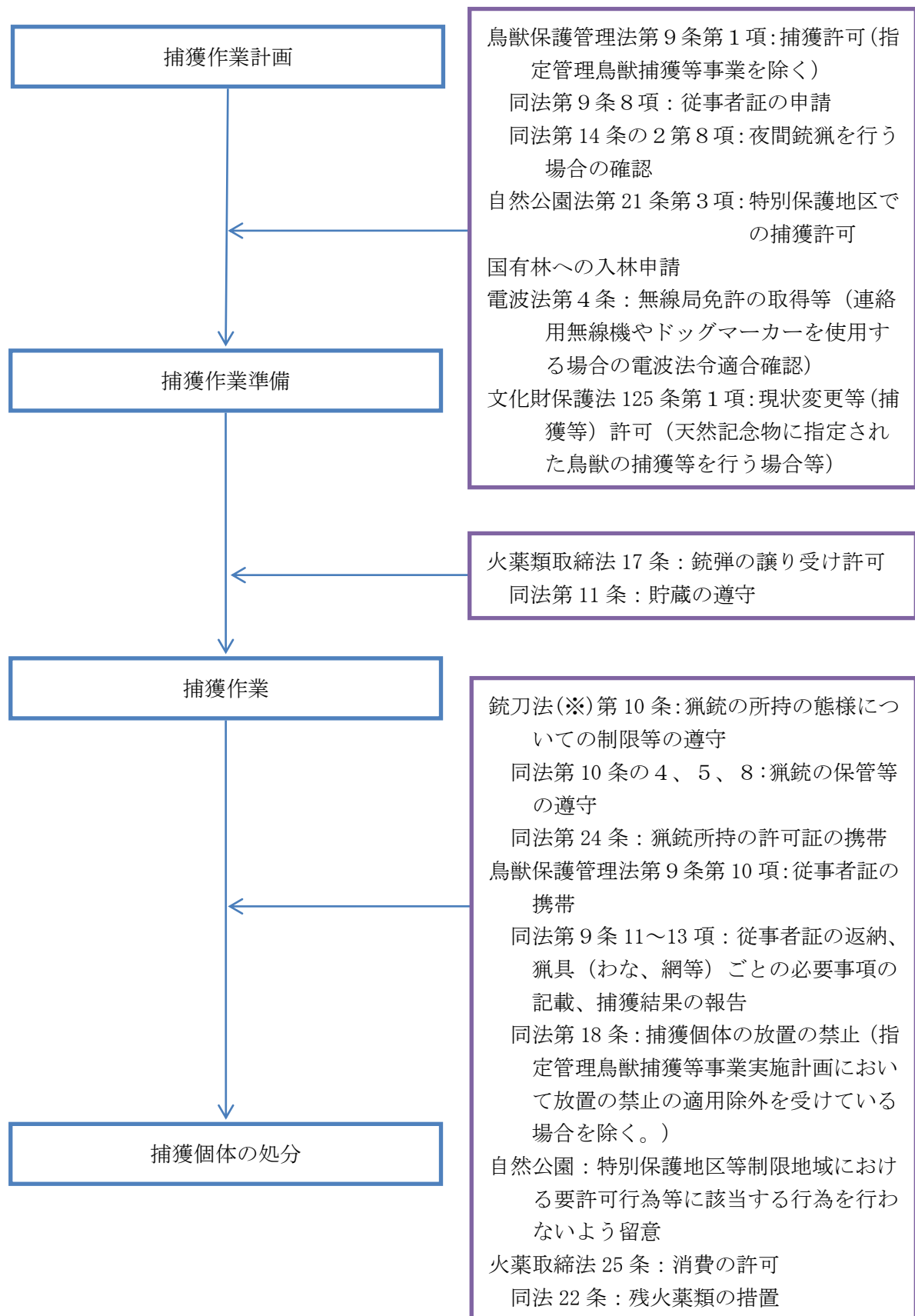


図2-3 捕獲作業に関する主な法令

2.2.1 銃刀法

銃刀法（銃砲刀剣類所持等取締法）は、銃砲や刀剣等の所持、使用等に関する危害を予防するために、銃砲の所持許可等の規制について定めた法律です。猟銃・空気銃により捕獲を行う従事者は本法を遵守してください。特に以下について留意してください。

(1) 所持の態様の制限（法第 10 条）

銃は、人の生命や身体に危害を加えることができる危険なものです。所持許可を受けた銃は、所持許可証に記載された用途に使用する場合又は正当な理由がある場合でなければ携帯、運搬することはできません。

「正当な理由がある場合」とは修理、売買のため等、猟銃・空気銃を携帯又は運搬することが一般に正当な理由があると認められる場合をいいます。また、「用途」とは正当な用途を意味し、例えば狩猟用途となっても違法な狩猟をするためのものは正当な用途のための携帯、運搬とはいえません。

銃を携帯、運搬する場合は、事故防止のため銃に覆いをかぶせるか容器に入れなければなりません。また、用途に従って射撃する場合のほかは、銃に実包、空砲又は金属性弾丸を装填してはいけません。例えば鳥獣の捕獲等の実施中であっても明らかに銃を発射する必要がないときや、銃を発射することができない場所等において実包等を装填していることは、不法な装填に当たります。

猟銃・空気銃を発射できるのは、所持許可を受けた用途に使用する場合に限定されます。

銃を発射する場合には、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように注意しなければなりません。実害が発生しなかったとしても違反になります。

(2) 銃砲等の保管（法第 10 条の 4）

猟銃・空気銃の所持者は、原則として許可を受けた銃を自ら保管しなければなりません。

銃を自ら保管する場合は、自分の手で保管し、かつ、自分以外の者に所持させることのないようにしなければなりません。

ガンロッカーの鍵を他人に預けたり、居室内であっても銃を壁に立てかけ、又は床の間に置く等家族や知人が自由に持ち出せるような状態にしておくことは、自ら保管しているとはいえません。

銃の保管は以下のような基準に適合する設備に確実に施錠して保管しなければなりません。

- 堅固な金属製ロッカー又はこれと同じくらいに堅固な構造のものであること。
- 確実に施錠できる錠を備えていること。
- 管理上支障のない場所にあること。
- 容易に持ち運びができないこと。

また、銃とその銃に適合する実包、空砲又は金属性弾丸は同一の建物内に保管しないように努めなければなりません。

(3) 帳簿の記載と保存（法第 10 条の 5 の 2）

猟銃の所持の許可を受けた者は、実包の管理状況を記録する帳簿を備えておかねばなりません。この帳簿には、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、それぞれに実包の種類・数量、行為の年月日、相手がいる場合は相手方の住所・氏名を帳簿に記載し、最終の記載をした日から 3 年間保存しておかねばなりません。

また、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、帳簿に射撃場のレシートや射票等消費の数量を証明する書面を添付しなければなりません。

(4) 射撃技能の維持向上（法第 10 条の 2）

猟銃の所有者は猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければなりません。

(5) 都道府県公安委員会の検査等（法第 10 条の 6、法第 13 条、法第 13 条の 2）

猟銃・空気銃の所持者は、公安委員会からの通知により、当該銃砲若しくは許可証又は実包の所持状況を記載した帳簿を指定された警察署、交番等に自ら持参し、警察職員の検査を受けなければなりません。

この検査は、通常 1 年に 1 回行われ、以下について検査を受けます。

- 銃の構造・機能をみだりに変更していないか。
- 許可された用途に使われているか。
- 許可証は適切に所持されているか。許可書の書き換え・再交付・返納等の義務を怠っていないか。
- 実包の消費等の状況が帳簿に正しく記載されているか。

認定鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者として、猟銃等の保管や実包の消費等の記載等を適正に実施してください。

2.2.2 火薬類取締法

火薬類取締法は、銃砲に使われる実包（散弾）、雷管、火薬等を含む火薬類に関する危険等を予防するために、それらの譲渡、譲受、貯蔵、消費等に関する規制について定めた法律です（猟銃用火薬類に関しては、譲受、譲渡、輸入、消費する場合は公安委員会の許可を受けることになります）。猟銃により捕獲を行う捕獲従事者は、本法を遵守してください。特に以下について留意してください。

(1) 猟銃用火薬類の譲渡又は譲受（法第 17 条）

火薬類の譲渡譲受には都道府県公安委員会の許可を受ける必要があります。ただし、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者は、許可等の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計 600 グラム以下、銃用雷管 300 個（うちライフル銃用雷管は 50 個）以下又は実包 300 個（うちライフル銃用実包は 50 個）以下の数量を無許可で譲り受けることができます。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、無許可譲受の対象にはなりませんので、都道府県公安委員会の許可を受ける必要があります。

許可証の有効期間は 1 年以内の必要と認められた期間となります。

(2) 猟銃用火薬類の貯蔵（法第 11 条）

火薬類を貯蔵する者は、都道府県知事が設置許可した火薬庫で火薬類を貯蔵しなければならないが、実包と空包の合計 800 個以下、銃用雷管 2000 個以下、火薬 5 キログラム以下は火薬庫外の（自宅等の）堅固な施設できる設備に貯蔵することができます。

(3) 猟銃用火薬類の消費（法第 25 条）

猟銃用火薬類を消費する場合は都道府県公安委員会の許可が必要です。ただし、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者が鳥獣の捕獲又は駆除のために 1 日に実包と空包の合計 100 個以下、猟銃の所持許可を受けた者が射撃練習のために 1 日に実包と空包の合計 400 個以下又は鳥獣の駆逐のために 1 日に空包 100 個以下を消費する場合等は許可不要となりますが、それ以上消費する場合は許可が必要になります。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、無許可消費の対象にはなりませんので、都道府県公安委員会の許可を受ける必要があります。

(4) 残火薬類の措置（法第 22 条）

猟銃用火薬類等を所持する者が、消費することを要しなくなった場合又は消費の許可が取り消された場合に残火薬類があるときは譲渡又は廃棄が必要です。鳥獣保護管理法第 9

条第1項の許可又は同法第55条第2項の狩猟者登録を受けた者が許可等の有効期間満了の際に猟銃用火薬類を所持する場合において、その満了の日から1年（鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者は許可の有効期間満了の日から3ヶ月）を経過したときも同様です。

(5) 運搬（法第20条）

猟銃用火薬類を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く）は、運搬方法等について内閣府令（鉄道、軌道、索道及び無軌条電車については国土交通省令）で定める技術上の基準等を遵守してください。船舶又は航空機により運搬する場合は、船舶安全法又は航空法の規制をそれぞれ遵守してください。いずれも盗難及び紛失に注意してください。郵送は全面的に禁止されています。

2.2.3 鳥獣被害防止特措法

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）は、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するための法律です。鳥獣の捕獲を進める上で鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法に基づき実施する捕獲が整合性のあるものでなければなりません。鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法の関係は、前出（p.28-29）の通りです。

2.2.4 外来生物法

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与し、国民生活の安定向上に資するための法律です。

特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、特定外来生物による被害の発生を防止するために国が行う防除、公示された内容に従い環境大臣の確認または認定を受けた地方公共団体またはその他の者が行う防除として行う捕獲等は鳥獣保護管理法の適用は受けません。ただし、この場合であっても、下記①～⑤の行為は、原則として行わないこととされています。

- ①鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲
- ②同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内における同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲
- ③同法第35条第1項で銃猟禁止区域として指定されている区域における銃器による防除

④同法第 36 条に基づき危険猟法として規定される手段による防除

⑤銃器による防除を行う場合、鳥獣法第 38 条において禁止されている行為

また、前述の場合以外における、特定外来生物の鳥獣の捕獲等は、鳥獣保護管理法に基づく許可を受けて実施することもできます。

ただし、上記の許可や狩猟により捕獲された特定外来生物（生きているものに限る）の運搬、保管、飼養等については、外来生物法で制限されることとなり、平成 26 年の外来生物法施行規則の改正により、許可捕獲や狩猟等により捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものは当該制限の適用除外とされています。

2.2.5 自然公園法、自然環境保全法

自然公園法に基づき指定された自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）の特別地域及び特別保護地区内において、工作物の新築等の制限行為を行う場合は許可が必要です。

また、ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域については、自然環境保全法に基づき自然環境保全地域に指定されています。自然環境を保全することが特に必要な区域を原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に指定し各種行為が制限されています。これらの区域内での捕獲作業等を行う際は、必要な許可を得る他、制限されている行為を行わないよう留意する必要があります。

(1) 自然公園内の要許可行為

自然公園内には当該公園の風致を維持するため特別地域が指定（自然公園法第 20 条）されており、その中でも特に景観の維持が必要なところは特別保護地区に指定（同法第 21 条）されています。特別保護地区では動物の捕獲等の行為が制限されていますので、捕獲作業を行うには、国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の許可が必要です。また、特別地域内においては、工作物の新築、木竹の伐採等の行為が規制され、特別保護地区内においては、特別地域内の規制事項に加え、木竹の損傷、火入れやたき火等の行為も規制されています。そのため捕獲を行うために当該制限行為を行う場合は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要です。さらに、都道府県が定める都道府県立自然公園においても、同様の制限がありますので、詳細は各都道府県にお問い合わせください。

(2) 自然環境保全法

自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態を維持している地域は「原生自然環境保全地域」として指定されています（自然環境保全法第 14 条）。当該地域では動物の捕獲等の行為、工作物の設置、木竹の伐採・損傷、火入れ又はたき火をする

こと等の行為が原則として禁止されています。また、原生自然環境保全地域以外にも、「自然環境保全地域」の「特別地区」、「普通地区」があり、それらの場所で捕獲を行うために工作物の新築や木竹の伐採等の制限行為を行う場合は、事前に環境大臣の許可もしくは届出が必要となりますので、各地方環境事務所又は自然保護官事務所にご連絡ください。さらに、都道府県が定める都道府県自然環境保全地域においても、同様の制限がありますので、詳細は各都道府県にお問い合わせください。

2.2.6 森林関係法令

(1) 森林法

国有林や民有林においては、森林所有者の許可等無く木竹の伐採等を行わないように留意する必要があります。

また、本法第 25 条及び第 25 条の 2 により保安林に指定された森林において、立木の伐採、立竹の伐採、立木の損傷、下草等の採取、開墾その他の土地の形質の変更を行う場合は、本法第 34 条に基づき、都道府県知事の許可が必要です。

(2) 国有林野管理規程

国有林野に入林するときは管轄する森林管理署等へ入林届を提出する必要があります。国有林野内では伐採作業や治山工事等のために多くの人が入林していることから、事故防止のため立入禁止区域を設定しています。森林管理署等で配布している最新の立入禁止区域図※で立入禁止区域を確認し遵守するとともに、安全確保のため森林管理署等の指示に従ってください。

※立入禁止区域図については、各森林管理局等のHPでも公表していくこととしています。

2.2.7 その他関係法令

(1) 電波法

連絡用無線機やドッグマーカー等を使用する場合は、電波法令を遵守してください。

指定管理鳥獣捕獲等事業等の事業で使用する連絡用無線機は、デジタル簡易無線（登録局）を推奨します。デジタル簡易無線は、無線局の登録により使用でき、操作するための無線従事者資格は不要です。また、都道府県や認定鳥獣捕獲等事業者がデジタル簡易無線を整備し、捕獲従事者が借り受けて使用することも可能です。アマチュア無線は、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う通信等で使用するものとされており、指定管理鳥獣捕獲等事業等の事業では使用できません。

狩猟犬やわな等に設置する発信器（ドッグマーカー等）は、電波法に定める技術基準に適合するマーク「技適マーク 」の付いた無線設備を使用してください。技術基準に適合しない発信機の電波は、消防無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がありますので、

使用しないでください。

電波法令や無線局の手続き等に関する問合せは、各地の総合通信局等をお願いします。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

鳥獣保護管理法に従い、生態系に影響を与えないような適切な方法で、捕獲等をした場所に埋設された捕獲物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条で禁止している不法投棄には該当しませんが、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、同法第 19 条の 4 に規定する措置命令の対象となります。

(3) 文化財保護法

文部科学大臣は、文化財保護法の規定により、学術上価値の高い動植物及び地質鉱物のうち重要なものを国の指定天然記念物に、天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物に指定することができます。ニホンカモシカや下北半島のサル等は、特別天然記念物又は天然記念物に指定されており、捕獲等しようとするときは、同法第 125 条第 1 項の規定により、現状変更についての文化庁長官の許可を受けなければなりません。文化庁長官の許可の申請を行うための書類の提出は同法 188 条第 1 項の規定により、都道府県教育委員会（当該天然記念物が指定都市の区域内に存する場合は当該指定都市教育委員会）を経由して行うこととされておりますので、許可の申請を行う場合は都道府県教育委員会（当該天然記念物が指定都市の区域内に存する場合は当該指定都市教育委員会）に相談するようにしてください。なお、許可の申請を行う場合は、市町村教育委員会にも相談するようにしてください。その他、地方自治体が指定する天然記念物等もあり、同様の制限がありますので、詳細は各地方自治体にお問い合わせください。

(4) 動物の愛護及び管理に関する法律

動物を飼育する飼い主の責務が定められており、猟犬を用いる場合、飼い主は、人や他の飼育動物に危害を加えないように管理をすること、マイクロチップ等の所有明示措置を講じること、最期まで責任を持って飼育（終生飼養）すること等が必要になります。また、猟犬を捕獲現場に置いてくる行為は、動物愛護管理法の遺棄（罰金 100 万円以下）となる可能性があります。

3 認定鳥獣捕獲等事業者制度

3.1 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件

鳥獣捕獲等事業の認定を受けるためには、組織に関する基準、安全管理体制に関する基準、事業従事者の技能及び知識に関する基準、事業従事者への研修の内容に関する基準、鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準等を満たす必要があります。

【組織に関する基準】

- 法人格を有すること
- 事業管理責任者（要雇用関係）を配置すること
- 捕獲従事者（狩猟免許、銃の場合は銃所持、保険への加入（銃猟：1 億円、わな・網猟：3 千万円以上）が必要）を定められた人数以上（※シカ、イノシシ等の銃猟：原則 10 人以上、その他の場合は猟法ごとに原則 4 人以上）配置すること 等

【安全管理体制に関する基準】

- 安全管理規程を整備していること（緊急連絡体制、定期的な射撃練習を含む）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が安全管理講習を修了していること
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が救急救命講習を受講していること 等

【事業従事者の技能及び知識に関する基準】

- 事業管理責任者及び捕獲従事者が技能知識講習を修了していること 等

【事業従事者への研修の内容に関する基準】

- 認定後に事業従事者に実施する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。 等

【鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準】

- 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績を有すること（過去 3 年以内に対象とする鳥獣・捕獲方法で適切に実施） 等

以下では、それぞれの基準を詳細に解説します。

認定鳥獣捕獲等事業者になるために必要な対応の概要

1. 認定を受けるための主な条件

(1) 実績

- 法人としての捕獲等の実績（過去3年以内、対象とする鳥獣・猟法で適切に実施）

(2) 安全管理規程の整備

- 緊急連絡体制、猟具の点検・取扱・保管の方法、定期的な射撃練習の計画（毎年2回以上）、従事者の心身の健康状態の把握方法等を記載すること

(3) 事業管理責任者の要件

- 安全管理体制の確保、捕獲従事者の研修の実施に関する責任者
- 認定を受けようとする法人との雇用関係
- 狩猟免許の取得、安全管理講習・技能知識講習の修了、救急救命講習の受講

(4) 捕獲従事者の要件

- シカ・イノシシ等の銃猟は原則10人以上（それ以外は、猟法ごとに原則4人以上）
- 狩猟免許・銃所持許可（銃による場合）の取得
- 安全管理講習・技能知識講習の修了

安全管理講習	5時間以上
--------	-------

技能知識講習	5時間以上
--------	-------

- 救急救命講習の受講（捕獲従事者の半数以上）
- 損害賠償保険への加入（賠償額：銃猟1億円、わな・網猟3,000万円以上）

(5) 研修計画の作成

(6) 夜間銃猟を実施する場合（(1)～(5)に追加して必要となる要件）

- 夜間銃猟安全管理規程の整備
- 事業管理責任者→夜間銃猟安全管理講習の修了（5時間以上）
- 捕獲従事者→夜間銃猟安全管理講習の修了（5時間以上）、
夜間銃猟の安全確保の技能（※詳細は告示）

2. 認定の申請

- 主たる事業所の所在地／主たる事業実施地がある都道府県に申請

➤ 認定証の交付（認定は3年間）

3. 認定を受けた後の事業者の責務

(1) 安全管理体制の維持

(2) 技能・知識の維持向上（研修の実施）

図3-1 認定鳥獣捕獲等事業者になるために必要な対応の概要

3.1.1 組織に関する基準

認定鳥獣捕獲等事業者は、法人格を有し、事業管理責任者の指揮命令のもと、現場ごとに現場監督者、捕獲従事者、捕獲以外の作業の従事者を適切に配置します。

(1) 法人格を有すること

認定鳥獣捕獲等事業者は、組織として、契約に基づき、十分な安全管理体制を確保しつつ、一定の技能及び知識をもって、また一定の継続性を持ちながら責任をもって、効率的かつ確実に鳥獣の捕獲等を遂行する観点から、法人格を有することが必要です。法人格とは、「法律に基づいて団体に与えられる法律上の人格」であり、株式会社、合同会社、公益法人、特定非営利活動法人等、法人の種類は問いません。なお、法人格を持たない支社や支部等の下部組織については、申請者になることができません。

法人格を有する団体は、契約を団体名義で結ぶことができ、事故が発生した場合においても団体として対応することができます。一方、法人格を有しない「任意団体」は、代表者の個人名義で契約を結ぶことになり、万一の活動中に事故が発生した場合に、代表者等の個人に負担がかかる可能性があります。

さらに、欠格要件として、役員や事業管理責任者が暴力団員等に該当しないことや、役員が鳥獣法の罰金刑以上の刑の執行が終わる等してから3年以内で経過していない者でないこと等が求められます。

(2) 事業管理責任者を配置すること

事業管理責任者とは、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業が適切に実施されるよう、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理体制を確保する責任者であり、かつ、事業従事者に対して研修を実施する責任者です。このため、認定を受けた鳥獣捕獲等事業全体を統括し、監督する権限を有する者が事業管理責任者となります。

具体的には、組織内の安全管理体制の確保については、安全管理規程の改善、事業従事者に対する安全管理の周知徹底等を実施し、事業従事者に対する研修については、研修計画の作成・改善、研修の適切な実施に係る監督等を実施することで、鳥獣捕獲等事業の品質管理及び事業従事者の労働衛生管理（作業環境管理、作業管理及び健康管理等）につながります。

このような役割を果たすためには、鳥獣捕獲等事業者において一定の権限を有し、事業従事者に指導・指示をする必要があります。このため、事業管理責任者は、鳥獣捕獲等事業者である法人から雇用され（常勤・非常勤は問いません）、鳥獣捕獲等事業の統括や事業従事者の監督権限が与えられていることが求められます。なお、申請者と雇用関係を有しない者（代表者や役員等であって雇用関係を有しない者を含む）については、事業管理責任者となることはできません。

事業管理責任者の責務を遂行するに当たっては、事業管理責任者が実際に鳥獣の捕獲等に従事するか否かに関わらず、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理及び鳥獣の捕獲等に関する技能及び知識を有する必要があることから、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる捕獲手法の種類に応じた狩猟免許を取得することが必要です（銃器・わな・網全ての手法を用いた認定を受ける場合は、3種類全ての狩猟免許を受けている必要があります）。

加えて、安全管理講習（5時間以上）、技能知識講習（5時間以上）を修了し、救命救急講習を受講している必要があります。

(3) 捕獲従事者を定められた人数以上配置すること

1) 捕獲従事者

捕獲従事者とは、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等をする者です。捕獲従事者は、必ずしも事業者との間で雇用関係にあることは義務付けられていません。しかしながら、安全で適正に業務を遂行する上では、指示命令系統を維持することが重要であり、捕獲従事者と事業者の間に何らかの雇用関係があることが望ましいでしょう。

捕獲従事者は、鳥獣捕獲等事業において実施する鳥獣の捕獲等のうち、自らが従事する捕獲方法に該当する狩猟免許を有することが条件です。また、銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合は、捕獲従事者が狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していることも条件になります。

加えて、安全管理講習（5時間以上）、技能知識講習（5時間以上）を修了するとともに、法人に属する半数以上の捕獲従事者は、救急救命講習を受講することが必須です。

さらに、捕獲従事者は、損害賠償保険（賠償額：銃による捕獲1億円、わな・網による捕獲3,000万円以上）に加入しなければなりません。この損害賠償保険は、事業者が契約者となることが望ましいですが、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者となっても構いません。また、損害保険の契約内容は、鳥獣捕獲等事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであることが必要です。さらに、複数の契約（猟友会組織の共済を含む）により当該基準を満たすことも可能です。

認定鳥獣捕獲等事業者は、ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマ、ニホンザルを装薬銃によって捕獲する場合には、原則として10人以上、それ以外の鳥獣種を対象とする場合や、わな・網により捕獲する場合には、捕獲手法ごとに原則として4名以上の捕獲従事者を確保することが必要です（表3-1）。

表 3－1 捕獲従事者の人数要件

対象鳥獣	捕獲手法	
	銃（装薬銃）	銃（空気銃）・わな・網
ニホンジカ	原則 10 人以上	原則 4 人以上
イノシシ		
ニホンザル		
ヒグマ・ツキノワグマ		
その他	原則 4 人以上	

◇◇ 捕獲従事者の人数の必要性について ◇◇

認定鳥獣捕獲等事業者は、契約に基づき、一定の期間、一定の地域で組織的に捕獲等に従事することが求められます。万が一の事態に適切に対応するため、単独行動は想定しにくく、2名以上からなる捕獲チームによることが想定されます。さらに、業務規模が大きい場合や複数の案件を同時に受託する場合には、捕獲チームを複数配置することが必要になることが想定されます。このため、委託等業務を適切に実施する観点から、原則として4人以上の捕獲従事者を確保することが認定の基準の一つとなっています。

さらに、中大型哺乳類を対象として装薬銃を用いた捕獲を実施する場合には、様々な地形等の条件に柔軟に応じ、かつより安全管理を強化するだけの十分な捕獲従事者数が求められます。このため、これらの鳥獣種を対象とする場合には、原則として10人以上の捕獲従事者を確保することが認定の基準の一つとなっています。

ただし、これまでに十分な実績等を有し、事業者として効率的・組織的な捕獲が可能な体制を有していると認められる場合には、人数がこの基準に満たなくとも認められる場合があります。

なお、わな猟による鳥獣捕獲等事業において、止めさしのためだけに銃を用いる場合において、原則4人以上という要件が適用されます。

(4) 捕獲以外の作業に従事する者の努力義務

鳥獣捕獲等事業において、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者のほか、データ入力や契約等の事務を行う等、捕獲等以外の作業に従事する者については、認定時に何らかの義務付けはありません。ただし、安全管理の観点から、事業管理責任者はこれらの者に対しても、安全管理規程を周知し徹底し、遵守させるとともに、研修を実施するよう努めなければなりません。

表 3－2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の種類と要件

従事者の種類	配置人数の規定	講習の修了・受講義務	損害賠償保険への加入
事業管理責任者	1 人 ※法人が雇用した者から選任 (常勤・非常勤は問わない)	安全管理講習 技能知識講習 救急救命講習	— (捕獲従事者になる場合は必要)
捕獲従事者	原則 10 人以上（ニホンジカ等を装薬銃で捕獲する場合）、それ以外は猟法ごとに 4 人以上	安全管理講習 技能知識講習 救急救命講習（半数以上）	銃による捕獲 1 億円 わな・網による捕獲 3,000 万円以上
捕獲以外の作業に従事する者	—	— (受講が望ましい)	—

3.1.2 安全管理体制に関する基準

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣を安全かつ適正に捕獲等するため、安全管理規程を作成し、従事者に周知し、遵守させるとともに、随時改善を行う必要があります。これらの実施においては、事業管理責任者が責任を負います。こうした安全管理規程は、捕獲従事者も把握し、法人内での指揮命令系統の確認や、事業に関係する機関等をよく認識しておくことが重要です。

(1) 安全管理規程の作成

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に、安全管理規程を提出することが義務付けられています。個別の委託等業務を受託する際にも発注者や関係機関等との協議を円滑にするうえで、安全管理規程は有効に活用することが望まれます。

以下に、安全管理規程に含めなければならない項目とその内容を解説します。

なお、安全管理規程は、事業者の安全管理に関する体制や取り決めに定めた文書であり、安全管理の根幹を担保するものです。一方、捕獲現場で未然に事故を防止するためには、安全管理規程だけではなく、より様々な場面での具体的な対応等を定めた安全管理マニュアルの整備と運用が望まれます。

1) 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

連絡体制図は、緊急時の連絡方法を含めて、鳥獣捕獲等事業を安全にかつ適切に遂行する上で指揮命令系統及び関係機関等への報告・協議の経路を明らかにするものです。

そのため、連絡体制図には、申請者が行う鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図を記載するとともに、指揮命令系統を明確にする必要があります。連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示す必要があります。

現場監督者は、捕獲現場において捕獲従事者及び捕獲等以外の作業従事者の作業管理を担う立場です。つまり、捕獲現場において指揮命令系統の頂点に立ち、指示・監督をする役割を担います。認定を受ける際に選出する必要はありませんが、委託等業務では、一般的に委託者から現場監督者（「管理技術者」や「現場代理人」、「主任技術者」等と呼ぶことが一般的です）を定めることを求められます。

現場監督者は、捕獲現場において捕獲従事者及び捕獲以外の作業従事者の作業管理を担う立場です。つまり、捕獲現場において指揮命令系統の頂点に立ち、指示・監督をする役割を担います。

現場監督者は、認定申請時に決める必要はありませんが、安全管理規程の連絡体制図に位置付ける必要があります。なお、現場監督者は委託等業務ごとに変更する場合もあります。

加えて、緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載する必要があります。なお、業務ごとに従事者の役割分担や、連絡先等が変わることが想定されるため、個別の従事者や警察署や病院名等を記載する必要はありませんが、個別の委託等業務で活用される際には、業務ごとに必要な関係機関等（例えば警備業者等）を追加することが必要です。

対象とする鳥獣種や適用する捕獲手法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれの体制にあわせた連絡体制図を準備しておくことが求められます。また、携帯電話の圏外かどうかや、休日や夜間時も想定して連絡方法を確認する必要があります。

2) 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順や人員配置等に関する考

え方を記載します。また、鳥獣捕獲等事業を実施する際、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針を記載する必要があります（救急救命に関する知識を有する事業従事者を、原則として現場に複数配置することが望ましく、少なくとも1名は必要な救急用具を携帯させて配置し、傷病者に対応できる体制を有すること。なお、救急用具についても業務ごとに必要なものが完備されているよう、点検を行うこと。）。

3) 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

a. 銃器

安全管理の観点から、銃器の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）、銃器の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、バックストップ（安土）の確保等）について記載します。

b. 網・わな

安全管理の観点から、網・わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む）、網・わなの取り扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）について記載します。

c. 銃器を使用する場合にあっては、次の①及び②に掲げる事項

- ① 射撃場における射撃を捕獲従事者に1年間に2回以上実施させることに関する事項
安全管理の観点から、射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載します。

なお、全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上実施するよう規定する必要がありますが、射撃練習の実施頻度及び内容については、捕獲従事者や業務内容ごとに適切な回数が異なると考えられ、また、住所地と射撃場との距離によって鳥獣捕獲等事業者の負担が異なること等に留意し、適切な頻度及び内容を定めます。

- ② 銃器の保管及び使用に関する事項

安全管理の観点から、銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載します。

なお、捕獲従事者が、事業被害防止の目的でライフル銃を所持しようとする場合にあっては、都道府県公安委員会に必要な所持許可申請を行うとともに、ライフル銃の保管及び使用に関する取り決めを遵守することについて記載します。

4) 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

鳥獣捕獲等事業は、野外活動に危険を伴い得ること、猟具の使い方を誤ると人等に危害を及ぼし得ること、鳥獣の殺傷により精神的な負担を生じ得ること等から、事業従事者の心身の健康状態を把握し、良好に保つよう努めるとともに、例えば、体調や飲酒の状況等

から、鳥獣の捕獲等に従事することが適当ではないと認められる場合においては従事させないことが必要です。作業の各プロセスに事故が発生する危険が潜んでおり、また、鳥獣を捕獲・処分することは、事業従事者の精神的な負担が大きくなる場合もあります。こうした危険を回避するためには、事業従事者の心身の健康状態を良好に保つことが基本となります。

このため、事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握することとし、その頻度及び方法について記載します。

また、狩猟免許更新時に「必要な適性を有することが確認された者」については適性試験が免除されますが、狩猟に必要な適性（視力、聴力、運動能力）を確認する必要があることから、その確認の実施方法や実施内容について規定します。なお、鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い事業従事者や、高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努めるよう留意する必要があります。

5) その他必要な事項

その他、捕獲等事業を実施するにあたり、必要なことを記載します。例えば、事業の実施に当たって、基本的な装備や無線の使用に関する事業者内のルール等を記載することが想定されます。

鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

※斜体は必ず定めなければならない事項を示す。

※＜＞内、[] 内は適当な内容を記載すること。

目次

第一章 総則

第二章 安全管理体制に関する事項

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

第八章 その他

別 添 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下、「本規程」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）第19条の4第1項第1号に基づき、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項を定め、もって鳥獣捕獲等事業をする際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、＜事業者名＞の認定鳥獣捕獲等事業にかかる業務活動に適用する。

2 認定鳥獣捕獲等事業は、[捕獲等する方法及び対象とする鳥獣] を対象とする。

（鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針）

第3条 代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講じる。

第二章 安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

第4条 代表者は、施行規則の定めるところにより、雇用者の中から、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制及び鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修に関する責任者

(以下、「事業管理責任者」という。)を選任する。

2 代表者は、事業管理責任者が次の各号にいずれかに該当することとなったときは解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

- 一 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- 二 関係法令等の違反又は鳥獣捕獲等事業の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが鳥獣捕獲等事業の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(事業管理責任者の責務)

第5条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- 1 全ての鳥獣捕獲等事業に従事する者(以下、「事業従事者」という。)に対し、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理の重要性の認識及び関係法令の遵守を徹底すること
- 2 本規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、全ての事業従事者への周知を徹底し、遵守させること
- 3 本規程について、随時必要な改善を図ること
- 4 事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図ること
- 5 鳥獣捕獲等事業が適正に行われるよう、適切な現場監督者を配置する等、安全管理を実施するための体制を構築すること
- 6 その他の鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行うこと

※ 施行規則第19条の4第2項に規定する事業管理責任者の安全管理に関する責務(安全管理規程の改善、事業従事者への周知)及び施行規則第19条の7第1項に規定する事業管理責任者の研修に関する責務(研修計画の策定、改善、実施監督)について記載する。

(事業従事者の責務)

第6条 事業従事者は関係法令を遵守するとともに、本規定に基づき講ずる措置に積極的に協力し、事業管理責任者の指示に従い、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理を図る。

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

(連絡体制)

第7条 代表者は、発注者、事業管理責任者、現場監督及び事業従事者との双方向の報告連絡体制を十分に確保し、情報共有や意思疎通を十分に行うことにより、安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

2 鳥獣捕獲等事業の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方

法等については、別紙連絡体制図による。

- 3 現場においては、無線や衛星携帯等を携行し、緊急時に確実に連絡が伝達できる措置を講ずる。
- 4 事業従事者は、事故や災害等があった場合は、速やかに連絡体制図に基づき必要な報告を行う。

※鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図及び指揮命令系統を明確に記載する。

第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

(安全確保のための人員配置)

第8条 鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な現場監督者を配置し、安全管理を適確に行わせる。

- 2 鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な技能及び知識を有する者を適切な人数配置し、基本的には鳥獣の捕獲等に従事する者（以下、「捕獲従事者」という。）が単独で捕獲等に従事することのないよう留意する。
- 3 現場ごとに、救急救命に関する知識を有する事業従事者を複数名、救急用具を携行させて配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

※人員配置等に関する考え方、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針（救急救命に関する知識を有する事業従事者を、現場に少なくとも1名は配置）を記載する。

(作業環境の整備)

第9条 鳥獣捕獲等事業の実施における安全確保を図るため、現場において次の措置を講じることにより、安全な作業環境の形成に努める。

- 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- 二 作業方法の改善
- 三 休憩時間の確保（少なくとも○時間に○回、○分を確保すること。）
- 四 救急用具の携行
- 五 緊急連絡先及び連絡方法の確認

(安全確保のための作業手順)

第10条 事業管理責任者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、事業従事者に周知徹底する。

- 2 現場ごとに事前調査において、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合はバックストップの有無及び安全な射撃方向、住民及び利用者等の状況、携帯電話、無線機及び衛星携帯の利用の可否等について確認する。
- 3 猟犬を使用する場合においては、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。

- 4 毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての事業従事者により打合せを行い、事業従事者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。
 - 5 毎日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。
 - 6 毎日の業務の終了後、現場監督者は日報（事業従事者の氏名、業務内容、実施状況、捕獲数、事故又はヒヤリハットの発生の有無及びその内容、改善すべき事項等を含む）を作成する。
- ※鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順に関する考え方を記載する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

（銃器の定期的な点検）

第 11 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、銃器の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後の清掃を確実に行わせるとともに、〇か月に一度、定期的に〔点検項目〕について点検を行わせる。

※銃の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）について記載する。

（わな・網の定期的な点検）

第 12 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、わな・網の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後に〔点検項目〕について点検を行わせる。

※網・わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）について記載する。

（銃器の安全な取扱い）

第 13 条 銃器及び実包については、〔種類等〕を満たすものを使用する。

- 2 安全の確保の観点から、〔採用しない捕獲方法の種類〕は行わない。
- 3 捕獲従事者に対し、銃については、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取り扱いを周知徹底する。

※銃の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等）について記載する。

（わなの安全な取扱い）

第 14 条 わなについては、〔種類・仕様等〕を満たすものを使用する。

- 2 安全の確保の観点から、〔採用しない捕獲方法の種類〕は行わない。
- 3 捕獲従事者に対し、わな・網についての、安全な取り扱いを周知徹底し、遵守させる。
- 4 わなを設置した際には、1 日〇回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは 2 人以上

で行う。

- 5 設置したわなを使用しない場合は、作動しないようにすること。
 - 6 止めさしにおいては、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として〔採用する止めさし方法の種類〕を行う。
 - 7 安全の確保の観点から、〔採用しない止めさし方法の種類〕は行わない。
 - 8 捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して〔採用する放獣方法の種類〕により行う。
- ※ 網・わなの取り扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を記載する。

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

（射撃練習）

第 16 条 銃を使用する捕獲従事者に対し、射撃場における射撃を 1 年間に 2 回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実に行うこと。

- 2 射撃場における射撃においては、〔訓練項目（射手別）〕について訓練を行う。

※ 射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載する。全ての捕獲従事者が 1 年間に少なくとも 2 回以上（適切な回数）実施するよう規定する。

（銃器の保管及び使用）

第 17 条 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、〇月に〇回、保管状況を報告させる。

- 2 捕獲従事者に対し、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取り扱いを周知徹底する。

※ 銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載する。

（事業に対する被害防止のためのライフル銃の所持）

第 18 条 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第四項第一号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「平成 27 年 3 月 24 日警察庁丁保発第 70 号 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（通達）」によって示された当該ライフル銃の保管及び使用に関する取り決めに遵守する。

※ 捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 2 第 4 項第 1 号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合に記載する。

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第 19 条 1 年に 1 回の医師による健康診断を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

2 捕獲従事者は、野外活動を伴うこと、取り扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る猟具を使用すること、鳥獣を殺傷することによる精神的な負担がありうること等から、業務の受託時には心身の健康相談を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

3 経験年数が短い事業従事者や高齢の事業従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。

4 心身の健康状態が不良な者については、鳥獣捕獲等事業に従事させないよう徹底する。

5 事業従事者に対する心身の健康相談、健康教育その他事業従事者の心身の健康状況を良好に保つために必要な措置を講じる。

6 事業従事者は、前項の措置を利用してその心身の健康の保持増進に努める。

※ 事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握する頻度及び方法について記載する。鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い事業従事者や、高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努める。

(適性の確認)

第 20 条 狩猟に必要な適性を有することを確認するため、1 年に 1 回、事業従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。

※ 狩猟免許更新時の適性試験の免除を受ける際には、規則第 52 条に規定する適性（視力、聴力、運動能力）を確認する方法や実施内容について規定する。

第八章 その他

(安全確保のための装備)

第 21 条 鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、連絡手段として、全ての事業従事者が簡易無線を所持する。

2 簡易無線の使用にあたっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関するルールを遵守する。

(鳥獣捕獲等事業の安全管理に関する業務の改善)

第 22 条 事業従事者から事故、災害等に関する報告又は鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要と認める場合には、鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全確保全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるとともに、関係機関に必要な報告

を行う。

(鳥獣捕獲等事業の安全に関する記録の管理等)

第 23 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 鳥獣捕獲等事業の安全管理規程の作成、改正に当たっての会議の議事録、事故、災害等の報告、事業管理責任者の指示、講じた是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

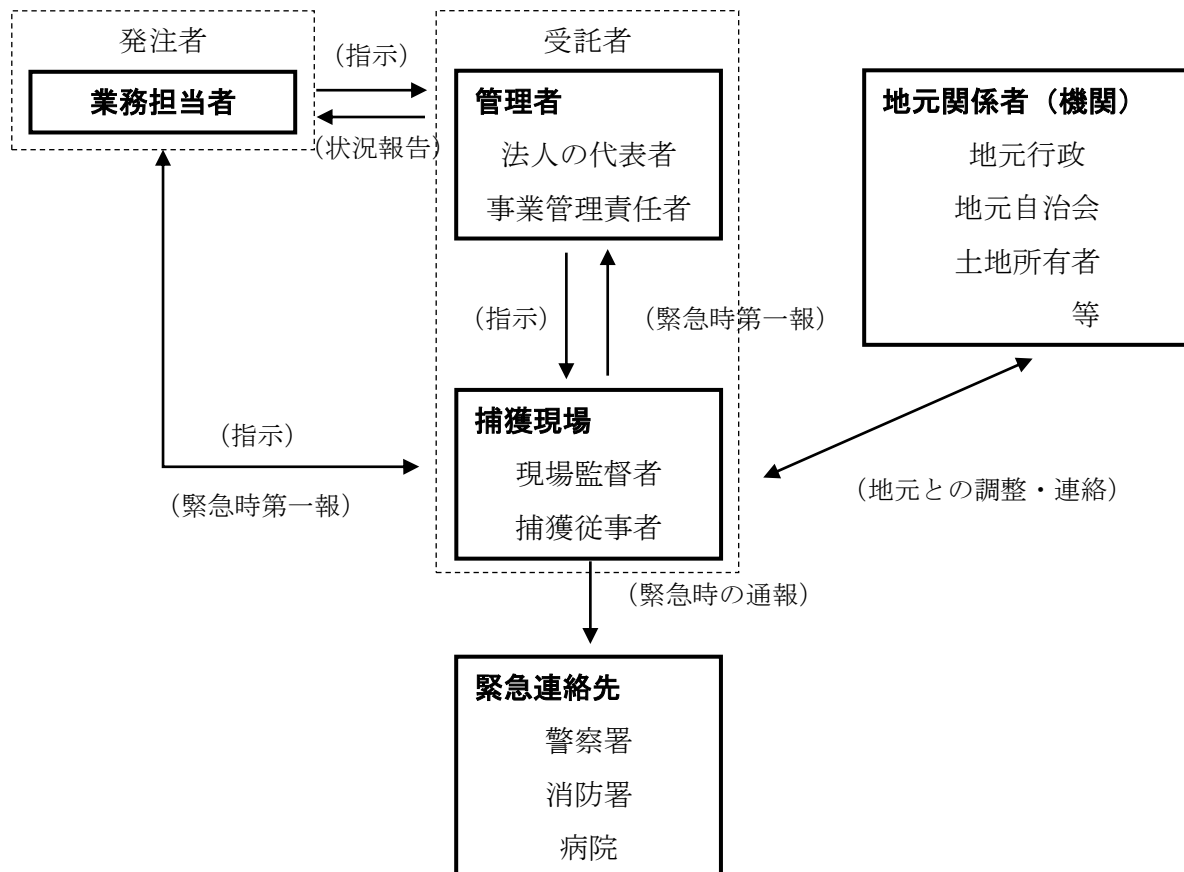
本規程は、平成○年○月○日から施行する。

本規程は、必要に応じて改定する。

(別添) 鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図

※実際の業務を実施する際には、適宜必要な変更をして利用すること。

※対象とする鳥獣種や適用する捕獲手法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれの体制にあわせた連絡体制図を準備すること。



※連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示す。緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載する。対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、必要に応じてそれぞれの連絡体制図を作成する。

※土日休日、夜間対応に留意すること

(2) 事業管理責任者及び捕獲従事者が安全管理講習を修了していること

事業者が認定を受けるためには、全ての捕獲従事者が、各 5 時間以上の安全管理講習を申請日から遡って 3 年以内に受講していることが必要です。

講習後には、受講者は講習事項に関する習熟度の確認を受け、一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者又は事業者が補習等を行うことにより習熟度の向上を図るよう努めることが求められます。

これらの講習は、認定鳥獣捕獲等事業者自らが実施するか、外部の団体が実施する講習を受講するかは問いません。ただし、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用します。

(3) 事業管理責任者及び捕獲従事者が救急救命講習を受講していること

救急救命に関する知識については、心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む救命講習を受講し、その修了証等を有している必要があり、例えば、消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習等が該当します。申請者が自ら救命講習を実施する場合は、実施報告書等により適切な講習実施者（例えば、自身が所属する事業所等においてその構成員に対して講習を行う応急手当普及員等）により適切な内容を実施したことを確認することとします。また、心肺蘇生、外傷の応急手当については、消防機関が主催する普通救命講習等の公的な講習を修了することとし、搬送法については申請者の中で搬送の手法に詳しい者により独自の講習を実施した場合も該当します。

なお、救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類については、有効期限が定められている資格等の場合においては、原則として有効期限内である必要があり、再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合においては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講している必要があります。

3.1.3 事業従事者の技能・知識に関する基準

(1) 事業管理責任者及び捕獲従事者が技能知識講習を修了していること

事業者が認定を受けるためには、全ての捕獲従事者が、各 5 時間以上の技能知識講習を申請日から遡って 3 年以内に受講していることが必要です。

講習後には、受講者は講習事項に関する習熟度の確認を受け、一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者又は事業者が補習等を行うことにより習熟度の向上を図るよう努めることが求められます。

これらの講習は、認定鳥獣捕獲等事業者自らが実施するか、外部の団体が実施する講習を受講するかは問いません。ただし、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用します。

3.1.4 事業従事者への研修の内容に関する基準

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣を安全かつ適正に捕獲するため、研修計画を作成し、従事者に対して適切に実施されるよう監督するとともに、随時改善を行う必要があります。これらの実行においては、事業管理責任者が責任を負います。研修により、認定時に修了した安全管理講習及び技能知識講習で学んだ知識の定着を図るとともに、随時最新の情報を蓄積することになりますので、従事者は積極的に研修に参加する必要があります。研修は、全ての捕獲従事者が毎年5時間以上受ける必要があり、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものである必要があります。

研修の内容としては、安全管理講習、技能知識講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項及び最新の知識を得る必要がある事項等について実施しますが、事業者が鳥獣捕獲等事業の内容や組織の実態に応じて、適切な事項を定めます。改正された法令に関する知識等、最新の知識を随時習得すべき事項については、確実に研修事項の中に含めることとなっています。外部の講師を招いて自ら実施するか、他の団体が主催する講習等を受講する等により、研修とすることができます。研修の実施方法形態については、座学、実技練習及び現場研修等、様々な形態が想定されます。

3.1.5 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準

契約に基づき鳥獣の捕獲等に関する業務を実施できることを審査するため、認定の申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣種の捕獲等を適切に実施した実績が必要です（例えば、ニホンジカの銃猟及びイノシシの銃猟の認定を受ける場合は、ニホンジカの銃猟及びイノシシの銃猟の実績が必要）。

実績は、認定を受けようとする法人の実績であり、当該法人が組織的に実施したと認められるものである必要があります。当該法人が組織的に実施するとは、当該法人の鳥獣捕獲等事業として位置付けて、原則として発注者からの依頼を受けて捕獲等を実施することを指します。捕獲従事者が個人として行った捕獲等の実績（趣味としての狩猟や自らの農作物を守るための自衛のための捕獲等）は当該法人の実績として認められません。

このため、当該法人が発注者との契約に基づき捕獲許可を受ける等により捕獲等をした実績を積むことが望ましいですが、現状そのような捕獲等が実施されている事例が少ないことから、そのような捕獲等以外のものであっても当該法人が組織的に捕獲等を実施したということが実質的に認められる場合にあっては、実績として認められる場合があります。

例えば、当該法人以外の団体の鳥獣捕獲等事業に個人として参加して実施した捕獲等については、原則として当該法人の実績としては認められませんが、当該法人が当該捕獲等に対し相当数の人数を派遣又は推薦し、それらの者の中の指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する等、実質的に当該法人が組織的に実施したと認められる場合においては

認められる場合があります。また、新規に法人を設立した場合は、原則として、その構成員が以前所属していた団体において実施した捕獲等を新たな法人の実績とすることはできませんが、新たな法人が実質的に以前の団体の後継かつ同等の組織と認められる場合や、新たな法人の構成員のうち相当数が鳥獣捕獲等事業において構成員の中の指揮命令のもと、共同で捕獲等をした実績を有する場合においては認められる場合があります。

実績については、鳥獣の管理の目的のほか、学術研究目的、鳥獣の保護の目的その他の目的であっても構いません。業務として実施した捕獲等であれば、法第9条に基づく捕獲許可が不要な捕獲等（指定管理鳥獣捕獲等事業等）や登録狩猟として実施した捕獲等でも構いません。

実績については、事故・違反がなく、計画どおり事業を遂行したものであるかを審査します。なお、捕獲等の実績は申請前3年以内に少なくとも1件の実績が必要ですが、あわせて、申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を提出することになっており、事故があった場合はその改善措置が十分に行っている必要があります。

3.2 認定の申請手続き

認定の申請は、認定を受けようとする都道府県知事に対し、都道府県知事が定める申請書及び添付書類を添えて提出します。

認定の申請は、一の法人につき一の申請とし、一の法人が複数の認定を受けることはできません。一の法人が、鳥獣捕獲等事業において複数の方法により捕獲等をする又は複数の鳥獣の種類を対象にする場合においては、捕獲等をする方法ごとに対象とする鳥獣の種類を定めて申請します。捕獲等をする方法については法定猟法のみを認定の対象とし、申請に当たっては、法定猟法の区分に従って、「装薬銃」「空気銃」「わな」「網」から選択します。なお、認定を受けた場合であっても、認定を受けた猟法以外の方法により捕獲等を行う場合においては、認定鳥獣捕獲等事業には該当しません。認定の対象とする鳥獣の種類については、対象としようとする一又は複数の種名を記載します。

申請書の提出先については、主たる事務所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事のいずれかを選択します。鳥獣捕獲等事業とは鳥獣の捕獲等をする事業を指し、鳥獣捕獲等事業として実施する鳥獣の捕獲等とは、申請者である法人が鳥獣捕獲等事業として、発注者との契約等に基づき個別の業務として実施する鳥獣の捕獲等を指します。鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域とは、既に実績がある地域や、今後実施する見通しがある地域等です。認定を受けた鳥獣捕獲等事業者には、認定証が交付されます。認定の効力は全国において有効です。また、都道府県が、認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名について、公示することとしています。さらに、環境省のウェブサイトにも掲載しています。

【認定申請書の様式例（都道府県毎に様式は異なります）】

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の住所	(〒) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

認 定 申 請 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業が同法第 18 条の 5 第 1 項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、以下により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ヒグマ 4. ツキノワグマ 5. ニホンザル 6. その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	別紙「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	添付資料○、○のとおり
	夜間銃猟の実施	1. 有 2. 無 添付資料○、○のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	添付資料○のとおり	
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施	添付資料○のとおり	

【別紙】捕獲従事者名簿

氏 名	生年月日	狩猟免許 の種類	※銃器を使用する場合		救急救命 講習の 受講の有無
			銃砲 の種類	※夜間銃猟を する者	

(備考)

1. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
2. 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
3. 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
4. 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
5. 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ・全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - ・狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
 - ・銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
 - ・夜間銃猟をする場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
 - ・救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
6. 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。
7. 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
8. 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。
9. 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
10. 添付書類は別紙のとおりのほか、都道府県知事が必要と認める書類とする。
11. 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

(別紙) 添付書類一覧 (添付書類の一部については、各都道府県が様式を定めます。)

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

- ☐ 法人の定款又は寄付行為
- ☐ 法人の登記事項証明書
- ☐ 役員及び事業管理責任者の名簿 (代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職)
- ☐ 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- ☐ 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程 (夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。)
- ☐ 事業管理責任者が施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- ☐ 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- ☐ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- ☐ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- ☐ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- ☐ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- ☐ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- ☐ 研修に関する計画書
- ☐ 申請者の捕獲実績を記した書類
- ☐ 役員及び事業管理責任者が施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
- ☐ 施行規則第 19 条の 8 第 4 号 (整備省令附則第 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- ☐ 申請者が法第 18 条の 4 に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書

(銃猟による事業を実施する場合)

- ☐ 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し (麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む)

(夜間銃猟する場合)

- ☐ 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
 - ・射撃技能を証明する書類
 - ・捕獲実績に関する書類
 - ・人格識見を有する旨の推薦書
- ☐ 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- ☐ 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

3.3 認定後に必要な対応

3.3.1 技能知識の維持向上

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定鳥獣捕獲等事業を基準に適合するように維持しなければなりません。そのため、事業管理責任者は、責任を持って安全管理規程の組織的な遵守を管理徹底し、捕獲従事者はその指示に従って安全管理規程を遵守することが必要です。

また、事業管理責任者は、組織内で研修を実施します。全ての捕獲従事者は、事業管理責任者の指示に従って、研修を1年に5時間以上受講しなければなりません。研修は、認定申請時に提出した研修計画に従って適切な内容を実施します。認定基準を満たさないような状態になれば、都道府県知事による報告徴収、立入検査、措置命令等の対象となり、認定が取り消される可能性があります。

3.3.2 認定の変更・更新等の手続き

(1) 変更の認定

認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書（捕獲従事者名簿を含む）に記載した事項について、次の事項を変更する場合は、改めて基準への適合を審査する必要があるため、変更する前に、認定を受けた都道府県知事に、変更の申請を行って、変更の認定を受けなければなりません。

① 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更（追加を伴うもの）

- 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類を変更する場合であってその追加を伴う変更（例えば、これまでニホンジカのみを対象として認定を受けており、新たにイノシシについても認定鳥獣捕獲等事業として捕獲等しようとする場合、対象をニホンジカからイノシシに変更する場合等）
- 鳥獣の捕獲等の方法を変更する場合であってその追加を伴う変更（例えば、これまでニホンジカについて銃猟のみで認定を受けており、新たにわな猟についても認定鳥獣捕獲等事業として実施しようとする場合に、方法を銃猟からわな猟に変更する場合等）

② 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者の追加や狩猟免許の種類に係る変更

- 捕獲従事者を新たに追加する場合（既存の捕獲従事者に替えて新たに追加する場合を含む）
- 捕獲従事者の有する狩猟免許に変更がある場合（例えば、銃猟のみの捕獲従事者が新たにわな猟をする場合等）

- ③ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、事業管理責任者の変更
- ④ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、安全管理体制に関する事項の変更
- ⑤ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、夜間銃猟の実施に関する事項の変更
- ⑥ 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項

(2) 軽微な変更の届出

認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書（捕獲従事者名簿を含む）に記載した事項について、次に掲げる軽微な変更した場合は、認定を受けた都道府県知事に、変更の届出を行わなければなりません。

① 名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更があった場合

② 捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の一部変更

（鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加を伴う変更を除く。）

- 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類の一部をその対象から除外し、かつ、別の鳥獣の種類を追加を伴わない場合（例えば、これまでニホンジカとイノシシを対象として認定を受けていたが、イノシシを対象から外し、ニホンジカのみとする場合）
- 鳥獣の捕獲等の方法の一部を廃止し、かつ、別の方法の追加を伴わない場合（例えば、これまで銃猟とわな猟について認定を受けていたが、わな猟をやめ、銃猟のみとする場合）が該当する

③ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係る変更

（捕獲従事者の追加及び狩猟免許の種類に係る変更を除く。）

- 変更後も捕獲従事者の数が基準に適合することが明らかな場合（例えば、これまでわな猟の捕獲従事者が a、b、c、d、e、f の 6 名いたが、e、f の 2 名が退職して 4 名となり、新たな人員を加えない場合）
- なお、新たな捕獲従事者 g を加える場合は変更の申請が必要

(3) 認定鳥獣捕獲等事業の廃止

事業を廃止するときは、認定証の交付を受けた都道府県に対して、廃止の手続きが必要です。

(4) 認定の更新

認定の有効期間は、3年です。認定の有効期間の更新にあたっては、基本的には申請時と同様の手続きが必要ですが、前回認定を受けた都道府県知事に更新の申請をする場合は、書類の省略ができる場合があります。さらに、前回認定後の3年間ににおける研修の実施状況に関する報告書が必要です。

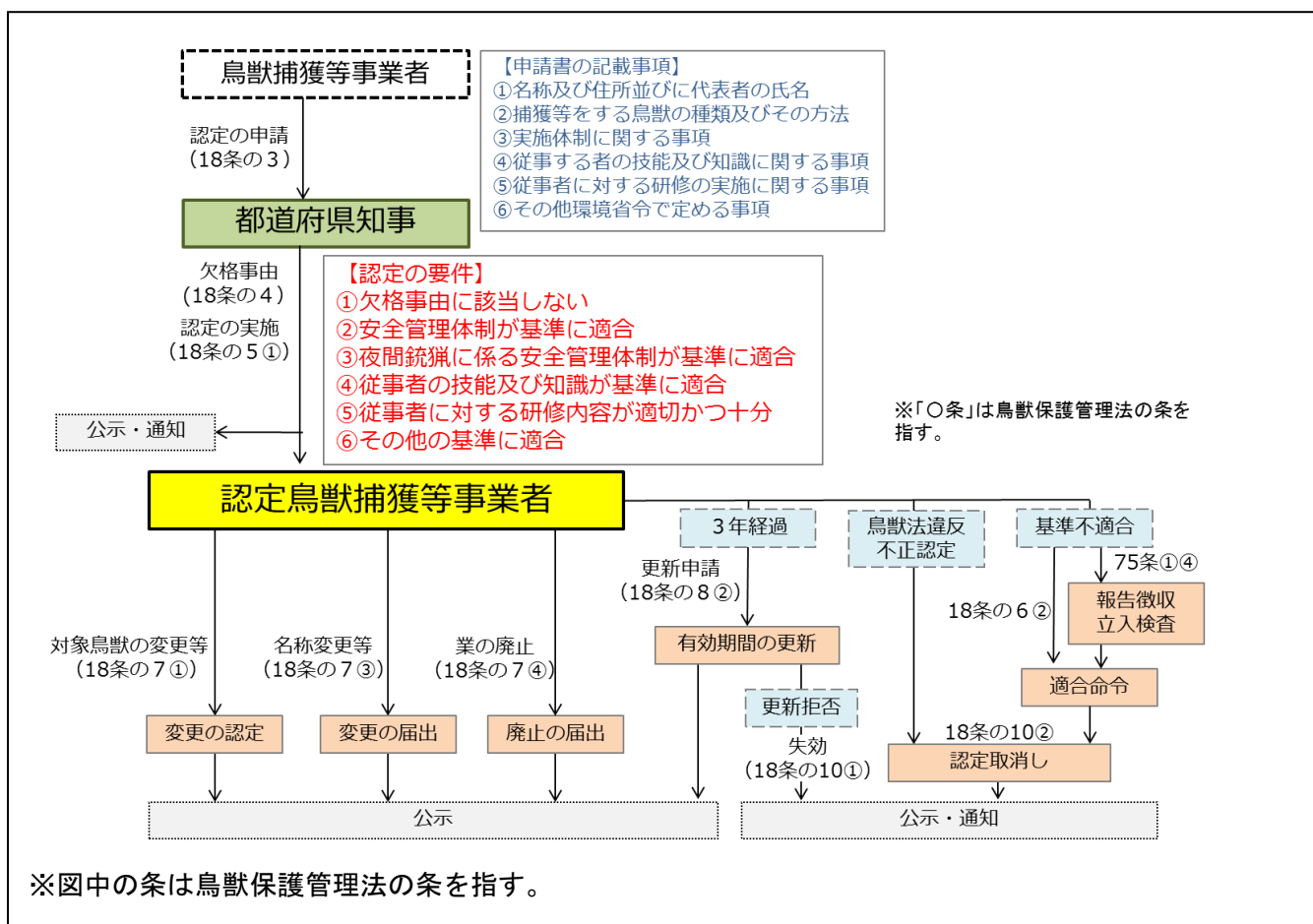


図 3 - 1 認定の流れ

3.4 指定管理鳥獣捕獲等事業

3.4.1 指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

指定管理鳥獣捕獲等事業とは、平成 26 年鳥獣法改正によって導入された、都道府県又は国の機関が鳥獣の捕獲等を実施する事業です。

環境大臣が、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を指定管理鳥獣として定め（ニホンジカ、イノシシ）、都道府県知事が、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、捕獲を強化する必要があると判断した場合において、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、その計画に従って、都道府県又は国の機関が捕獲等する事業です。

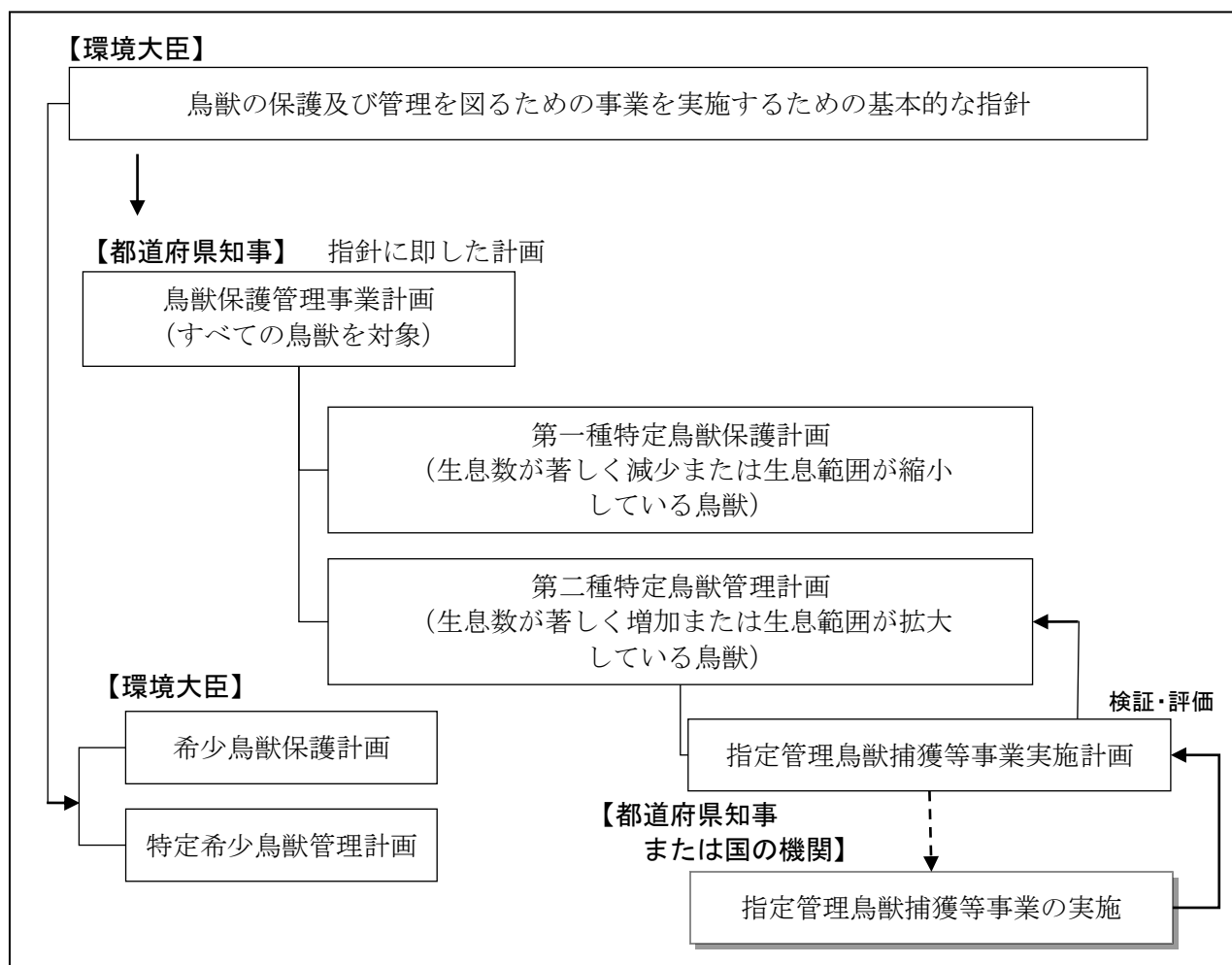


図 3－2 鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけ

3.4.2 指定管理鳥獣捕獲等事業の特例

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の規制緩和が適用されることになります。

なお、下記は、いずれも都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として行う場合に、限定的に認められる規制緩和であり、一般的な狩猟等で緩和される事項ではないことに注意が必要です。

(1) 捕獲等の許可が不要

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、鳥獣の捕獲の禁止が適用されません。つまり、捕獲の許可申請が不要になります。これは、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成主体が、捕獲許可の権限を有する都道府県知事に限定されており、その実施計画の作成の段階で許可申請の審査と同等の判断がなされるため、重複して許可の審査をする必要がないことによるものです。

(2) 夜間銃猟の実施

都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において夜間銃猟の実施を位置づけ、これらの計画に従って、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合であって、認定鳥獣捕獲等事業者（夜間銃猟の認定を受けた事業者に限る）に委託をした場合においては、当該認定鳥獣捕獲等事業者が、あらかじめ現地を確認し、実施日時、実施区域、安全を確保するための実施方法（射撃場所、射撃方向、バックストップの確保等）、実施体制等について詳細な夜間銃猟作業計画を定め、都道府県知事の確認（都道府県公安委員会を含む）を受けて実施するときに限り、夜間銃猟の禁止は適用されません。

(3) 捕獲個体の放置

都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において、捕獲した個体の放置をすることを位置づけ、これらの計画に従って、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められるときに限り、「捕獲個体の放置の禁止」は適用されません。

それ以外の場合においては、原則として捕獲した個体を持ち帰るか、地形的な要因等により持ち帰ることが困難な場合は、捕獲した場所に埋設する等、適切に処理しなければなりません。

3.4.3 想定される事業の概要

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業

都道府県は、国からの交付金を受けて、指定管理鳥獣捕獲等事業を含む指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を行うことができます（以下、「交付金事業」といいます。）。

交付金事業として実施できるのは、以下のとおりです。

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討・策定
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に必要な、指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定及び将来予測等）及び指定管理鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境に係る被害状況の調査
- ③ 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施
- ④ 捕獲個体の搬出・処分
- ⑤ 適正かつ効率的な捕獲手法等の技術開発
- ⑥ ③の事業実施による捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量、費用等）等の収集、整理、分析

- ⑦ ③の事業評価、検証（鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性の検証及び次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定に向けて改善すべき事項の検討）
- ⑧ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

認定鳥獣捕獲等事業者は、交付金事業の内、指定管理鳥獣の捕獲等を受託することが想定されますが、捕獲や搬出・処分の他に、将来的には指定管理鳥獣の生息状況調査や捕獲情報等の収集、整理、分析等を行うことも期待されています。

交付金事業により捕獲等を行う時は、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所等の情報が本事業の評価を行う際に必ず必要になりますので、捕獲従事者は都道府県の指示に従い捕獲時に何を記録する必要があるのかを理解し、捕獲時に正確な情報を記録する必要があります。

本事業は、国民、県民の税金を投入して行う事業です。指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定められた目標を効率的に達成するよう真摯に取り組んでいただく必要があります。また、発注者である都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者が事業を実施するための経費についてその根拠となる作業日誌や領収書等の資料を求めることがありますので、契約時に発注者にどのような資料が必要なのか確認してください。

また、都道府県は本事業を委託事業として発注する際に入札を行うこともあります。入札説明書等を確認し、必要な書類をそろえて入札する必要があります。

(2) 国や市町村による捕獲等事業

国は、国が管理する地域（国立公園、国有林等）で指定管理鳥獣捕獲等事業を行うことができます。また、市町村、土地管理者等が鳥獣の捕獲等を認定鳥獣捕獲等事業者に委託することが想定されます。鳥獣による自然生態系への影響、農林業や生活環境への被害を早急に防止するため、一定以上の捕獲技術を有し安全にも配慮し確実に事業を行う認定鳥獣捕獲等事業者は、各種事業で活躍することが期待されています。

◇◇ 非鉛弾の利用を考えましょう ◇◇

近年、北海道では、天然記念物であり国内希少野生動物に指定されているオオワシやオジロワシが鉛中毒になって死亡する事故が起きています。こうした事故は、猟場に放置されたエゾシカの残滓に含まれた鉛弾の破片を食べてしまうこと等が原因で起きるとされ、北海道以外の地域でも起こりえることです。

北海道では、鳥獣法に基づき大型獣捕獲用の鉛弾（ライフル弾（一部を除く。）及び粒径が7mm以上の散弾）を使用する鳥獣の捕獲を禁止してきましたが、依然として、希少猛禽類の鉛中毒が発生しており、鉛弾の使用が継続されている可能性があったことから、平成26年10月に北海道エゾシカ対策推進条例において、エゾシカの捕獲を目的とした特定鉛弾の所持を禁止しました。今後、指定管理鳥獣捕獲等事業が全国で展開されることにより、捕獲数が増大すれば、鉛中毒被害リスクが高まることが懸念されます。北海道以外の地域においても、生態系の影響をできるだけ回避する観点から、発注者が発注する段階、事業者が事業を受注する段階において、必要に応じて非鉛弾の利用を検討しましょう。また、発注者から非鉛弾を使用するよう指示があった場合は必ず守りましょう。

4 鳥獣捕獲等事業における捕獲手法

4.1 捕獲手法への全般的な理解の必要性

鳥獣を捕獲する手法は、狩猟という伝統文化の中で様々に培われてきました。こうした捕獲手法のうち、狩猟の適正化を図る観点から、狩猟行為において用いることができる猟法を「法定猟法」として定めています。認定鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護管理法に基づく法定猟法により実施する鳥獣捕獲等事業について、認定を受けます。

認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲従事者の皆さんが、対象鳥獣の種類や環境条件等に応じて適切な捕獲方法を選択するためには、実際に行われている主な捕獲手法について理解しておく必要があります。一つの捕獲手法だけでは、捕獲効率が下がる場合や、現場によっては特定の手法は適用できない場合も想定されます。そのため、認定鳥獣捕獲等事業者には、複数の手法を実施できる体制が求められることも多いでしょう。

なお、捕獲従事者が慣れていない手法を用いることには、様々な危険が潜みます。採用する可能性のある手法については、あらかじめ必要な知見や技術を身につけておくことが求められます。

また、事業者や同僚の捕獲従事者がもっている技術特性や安全管理についての考え方は、その事業者や捕獲従事者が実践してきた捕獲手法の経験によって、細部が異なることが多くあります。こうした経験による違い、個人的視点による違いを捕獲従事者相互に理解しあい、認め合うことは、安全で円滑な業務遂行には非常に重要なことです。また、捕獲従事者各人は、自身がそれまで実施してこなかった手法についても理解し、様々な捕獲手法を経験し、習得することにより、鳥獣捕獲等事業として受託できる業務の幅を広げていくことになります。

それぞれの捕獲手法が、どれだけ効率的であるのか、また、どれだけ安全性が確保できるのかは、対象鳥獣の生息状況や環境条件によっても左右されますし、捕獲従事者の経験や能力によっても大きく左右されます。さらに、捕獲の目的（個体数の管理、被害の防止や人身事故の回避等）の目的に応じて、採用すべき手法も変わることが想定されます。

認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲従事者の皆さんは、これまでの捕獲の経験や事前調査、試験的な捕獲実験等の成果を踏まえて、適切な手法を選択することが求められます。

なお、認定鳥獣捕獲等事業者が選択する捕獲手法や安全確保のために共有する事項等は、全国一律のものではなく、業務の目的、実施内容、実施地域に応じて異なります。そのため、認定鳥獣捕獲等事業者には捕獲従事者に対して業務に応じた研修を受講させることが求められますし、捕獲従事者の皆さんには、常日頃から情報を収集し、地域特性を理解する姿勢が求められます。

4.2 銃による捕獲

4.2.1 銃による捕獲の特徴

銃による捕獲には、以下のような技術的特徴があります。

- 運動能力の高い鳥獣を、即時に捕殺することができる。
- わなのような構造物を設置する必要がなく、捕獲従事者が必要な場所に能動的に移動して捕獲できる。また、誘引や馴化に時間をかける必要がない方法もある。
- 捕獲従事者が対象鳥獣を目視で確認したうえで、選択的に捕殺できる。
- 射撃技術や対象鳥獣を射程内に捉えるための知見や技術が必要である。
- 銃は、人に対しても殺傷能力があるため、より高度な安全管理が求められる。

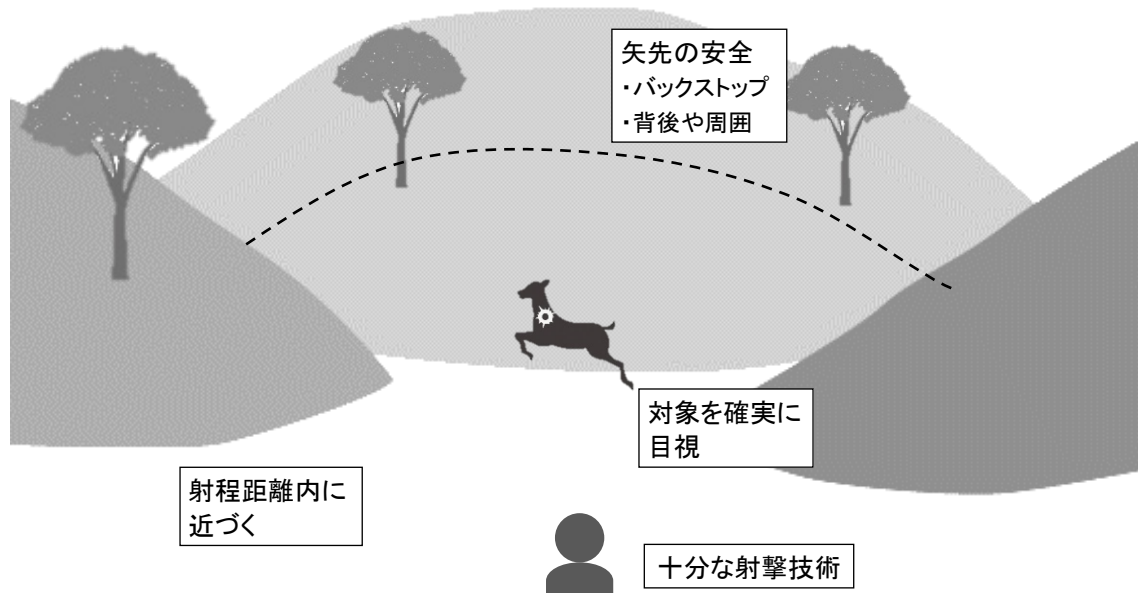


図 4－1 銃による捕獲の前提

こうした技術的特徴から導かれる前提は、銃による捕獲は、「対象鳥獣を確実に目視でき、銃の射程内に近づくことができ、矢先の安全が確保されているときのみ、射撃技術のある人が捕獲できる。」ということです。

銃には射程距離や射撃技術の制約があります。そのため、捕獲従事者は、対象鳥獣を確実に目視し、命中させることができる距離に近づいたり、対象鳥獣を誘引してから、射撃する必要があります。見通しの悪い灌木や茂みの多い場所や、対象鳥獣の警戒心の強い場所では、射撃が難しくなるため、安全に射撃するために何らかの工夫をしなければなりません。

そのための工夫は、大まかに、「待ち伏せて捕獲する方法」、「探索・追跡して捕獲する方法」、「待ち伏せと探索・追跡を組み合わせて捕獲する方法」の3つに分けられます。

4.2.2 待ち伏せて捕獲する方法（待ち伏せ猟、誘引狙撃、コール猟等）

対象鳥獣が出てくる場所で待ち伏せて、対象鳥獣が射手へ近づくのを待って射撃をする方法です。一般的に、待ち伏せ猟、誘引狙撃、コール猟等と呼ばれている手法が該当します。

射手は、あらかじめ発射する位置を決め、射撃範囲（着弾点）を想定して、対象鳥獣が出てくるのを待ちます。対象鳥獣の移動パターンがわかっていたり、誘引する手段があれば、あらかじめ発射位置と射撃範囲を限定できるため、現場監督者も捕獲従事者への指示や監督がしやすく、安全管理がしやすい手法といえます。

待ち伏せて捕獲する方法には、餌付けをして誘引をする方法や、鳴き声等を真似ておびき出す方法、対象鳥獣の習慣的な移動を把握して待ち伏せる方法等があります。生息密度や季節、時間帯、地形や植生、他の被害対策や捕獲活動の状況等によって、対象鳥獣の出没場所や警戒の程度、誘引のしやすさ等が変わってきます。捕獲までに必要な誘引期間や射手の待機時間も、これらの要因によって大きく左右されます。

想定する射撃範囲は、予想される対象鳥獣の行動や、地形や植生等の視界やバックストップの状況を勘案して決めます。また、安全に射撃できる範囲の中で、近くまで引きつけるか、遠くから撃つか、静止した時を狙うか、移動中でも撃つか等、方針を決める必要があります。その方針によって、適合する銃器や弾、照準器の種類も変わってきます。

射手は、想定した射撃範囲に入ってくる対象鳥獣に察知されずに待ち伏せる工夫をするとともに、誘引場所へ出没する行動や、射手に気づいたときの行動等を想定して、射撃する必要があります。

4.2.3 探索や追跡をして捕獲する方法（流し撃ち・忍び猟・跡追い猟等）

捕獲従事者が、捕獲対象鳥獣がいる場所を探して接近し、射撃する捕獲の方法です。対象鳥獣がよく出没する場所や時期、時間帯を十分に把握し、行動や移動のパターンがわかっている場合には、決まった位置で待つだけでなく、対象鳥獣に遭遇できる場所を探索しながら射撃する方法も効果的です。一般的に、流し撃ち、忍び猟、跡追い猟等と呼ばれる方法が該当します。

対象鳥獣に遭遇できるポイントは、対象鳥獣が休息や採餌をする場所、移動するルート等です。そのポイントは鳥獣の種類や地形、植生、季節、時間帯等によって異なってきます。探索を効率的に行い、安全かつ効率的な捕獲ができるようになるために、従事者は、対象鳥獣の特性を知り、現場に足を運んで、その時期、その場所の遭遇できるポイントや遭遇のパターンを経験し、学習しなくてはなりません。また、対象鳥獣に気づかれないよう行動する技術や、先に相手に気づく、感覚の鋭敏さ等も求められます。試行錯誤しながら経験を積むことで、確率の高い場所や時期が予測できるようになり、捕獲の成功率もあがってきます。

追跡できる足跡等の痕跡が見つかった場合は、それを追跡して対象鳥獣を仕留める跡追いは獲物に近づく方法の一つです。例えば、積雪のある場合は、特定の場所に餌場や休息場所が限られたり、足跡の追跡が容易になるため、このような探索や追跡による捕獲効率が上がります。

また、探索や追跡に猟犬を使う方法もあります。猟犬を用いる際には、対象鳥獣の探索や追跡の能力と、人や飼育動物等に対する安全性の両面から、ふさわしい犬種と個体を選ぶ必要があります。日頃から人等に危害を加えないように訓練しておく必要があります。特に、捕獲現場で猟犬を放す場合には、常に捕獲従事者の管理下で行動させなければならず、猟犬による事故防止を図るため、猟犬の回収を徹底することが重要です。また、万一、逸走した場合に備えて、マイクロチップ等の所有明示措置を装着することが望ましいです。

探索や追跡をする捕獲方法では、射手が移動しながら射撃するため、以下のような安全管理が求められます。

- ① 変化する矢先の状況や、バックストップを確認しながら移動すること
- ② 瞬時に射撃の可否を判断する能力
- ③ すばやく対象鳥獣に狙いをつける技術
- ④ 安全に銃を保持し、適切に装填や脱包の判断をすること

射手が移動することで常に変化する射程範囲やバックストップの状況を正確に把握して、対象鳥獣を発見した場合は、発射位置や想定される着弾点を確認してから、発砲の可否を判断する必要があります。その判断のためには、あらかじめ、周辺の地形や集落の位置、人の出入りしやすい場所の情報等を、あらかじめ十分に頭に入れておく必要があります。

移動しながらの射撃と言っても、発射時は足場のしっかりとした場所に立ち止まって、射撃体勢を整え、きちんと狙いを定めて射撃するのは言うまでもないことです。射撃の体勢が十分にとれない時や、着弾点までの安全が確認できない時は、発砲しないという自己統制力が求められます。

発砲の可否の判断は、対象鳥獣を発見し、射程範囲から出るまでの短い時間内に行わなければなりません。移動速度の速い対象を射撃しなければならない場合も多く、対象発見時に足場が悪いこともあるため、従事者には、より正確な判断力と、安全性の高い銃器の取り扱いが求められます。

このような条件から、移動しながらの射撃を捕獲従事者に許すかどうかは、現場監督者にとっては重要な判断になります。



図 4－2 探索や追跡をして捕獲する方法の要点

4.2.4 探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる方法（巻き狩り猟等）

複数の従事者が探索や追跡と待ち伏せの役割を分担して共同で捕獲を行ったり、状況に応じて待ち伏せと追跡を使い分ける方法で、狩猟では巻き狩り猟等が該当します。この手法は、待ち手（待ち、受け、たつま）が対象とする地域を囲い、勢子が対象鳥獣を待ち手の前に追い出して、射撃する方法です。勢子は、山中を歩き回り、対象鳥獣のいる場所を探して待ち手の前に追い出す役割を担うほか、状況に応じて対象鳥獣を射撃し仕留める場合は、探索や追跡して捕獲することになります。待ち手は、対象鳥獣が追い出されそうな場所で、待ち伏せて仕留める捕獲を行います。

この手法の場合には、探索や追跡と待ち伏せで必要な要件に加えて、チームとしての方針や計画が重要な要素になります。従事者の人数や能力、経験値、勢子が猟犬を使うかどうか、使うとしたらどのような犬種を使うのか、対象区域の環境等の条件に応じて、方針が変わってきます。方針によっては、待ち手が勝手に移動することは許されない場合もあるれば、対象鳥獣や勢子、猟犬の動きに合わせて、待ち手も移動する方法をとる場合もあります。全ての構成員が、そのチームの方針を十分に理解して、安全に捕獲作業を行う必要があります。

安全の観点から見ても、この捕獲の方法では、まず探索や追跡と待ち伏せのそれぞれの捕獲方法で必要な安全確保が十分になされていることが前提になります。その上で、複数の従事者が協力して作業をするための計画とチームワークが求められます。現場監督者が捕獲の計画や方針と役割分担、各従事者が守るべきことを明確にして、指示を徹底する必要があります。従事者同士のコミュニケーションを適切に行わなければ、捕獲の効率が低

下するだけでなく、安全管理の上でも問題が生じます。無線等を使って、必要な情報を常に交換しながら作業をすることが必要です。

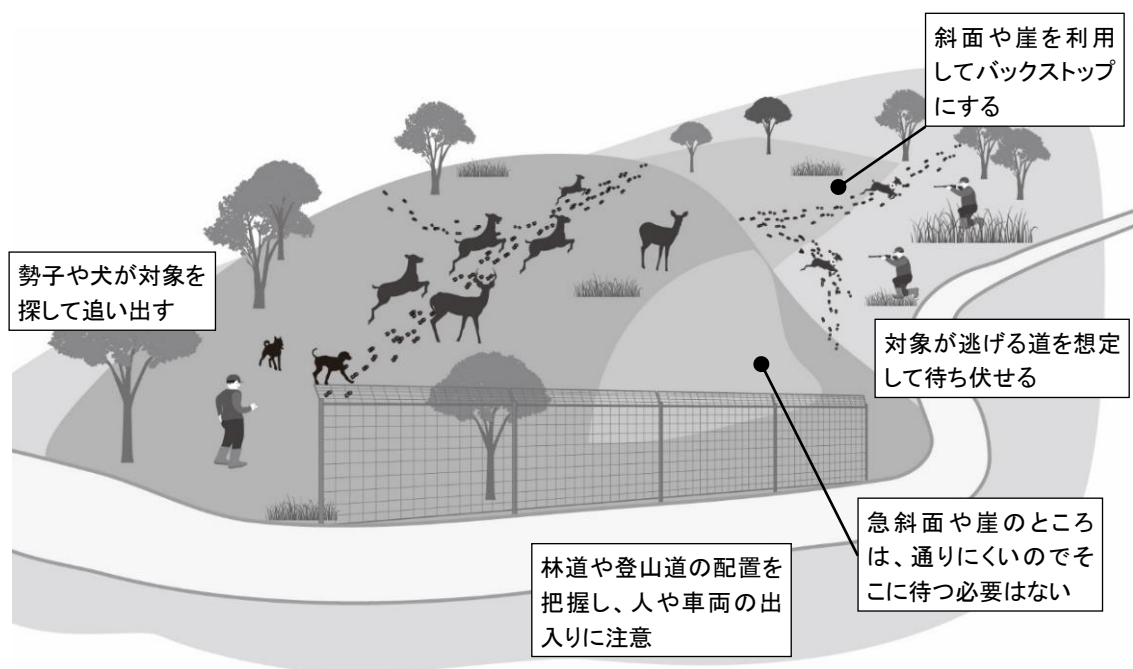


図 4－3 探索や追跡と待ち伏せを組み合わせて捕獲する方法の要点

4.2.5 銃猟に必要な技能と作業

これまで示してきた、銃による捕獲に求められる技能と、対象鳥獣を捕獲するために必要な作業をまとめると以下のようになります。

- 銃による捕獲に共通に必要な項目
 - 捕獲方法に合わせた銃器や弾薬、照準器等の選択と手入れ、調整
 - 銃器の安全で正確な操作（銃口の向き、装填、脱包、持ち運び等の取り扱い）
 - 射撃可能な範囲や条件の想定と発砲の安全を判断する状況把握
 - 正確な射撃技術
- 待ち伏せて捕獲する方法で必要な項目
 - 痕跡等の状況判断による出没場所の見立て
 - 誘引できる場所や誘引方法の見立て
 - 適切な射撃地点の判断や射撃範囲の想定

- 探索や追跡をして捕獲する方法に必要な項目
 - 対象鳥獣と遭遇できる場所や時間、環境条件の見立て
 - 山中を歩きながら銃器を安全に操作すること
 - 移動しながらの状況把握と、安全な射撃位置と射撃方向の判断
 - すばやく対象に狙いをつける技術

- 探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる方法に必要な項目
 - 2つの方法の項目に加え、
 - チーム全体の方針と計画
 - 従事者全体の方針や計画に関する理解
 - 指揮者の指示の徹底と作業中の十分なコミュニケーション

- 猟犬を用いる場合
 - 狂犬病予防法に基づき、市区町村への猟犬の登録、年1回の予防注射、鑑札と注射済票の装着を行うこと
 - 動物愛護管理法に基づく、飼い主の責務（人や飼育動物に危害を加えないように日頃からの訓練・管理、マイクロチップ装着等による所有明示、終生飼養、感染症予防等）を遵守すること。捕獲にふさわしい犬種や個体の選択
 - 猟犬を常に管理下におき、制御しながら捕獲を行い、猟犬の回収を徹底すること

4.3 わなによる捕獲

4.3.1 わなによる捕獲の特徴

わなによる捕獲には、以下のような技術的特徴があります。

- 一人で多くのわなを管理できる
- 昼夜を問わず捕獲できる
- 銃器より安全管理や技術獲得が容易である
- 技術がない人でも協力できる作業が多い
- 資機材の設置や毎日の見回りが必要である
- 捕獲に至るまで、日数がかかる場合も多い
- 対象鳥獣以外が捕獲される（錯誤捕獲）危険性がある

こうした技術的特徴から導かれる前提は、わなによる捕獲は、「対象鳥獣が出没する場所で、捕獲前にも捕獲後にも周囲に危険が及ばないようにわなを設置し、対象鳥獣の警戒心を解いて（あるいは、抱かせずに）、確実に獲物を拘束する。」ということです。

わなによる捕獲は、銃による捕獲と比べて受動的な手法であり、技術的ポイントは以下のように集約されます。

- 対象鳥獣が出没する場所を選ぶ
- 対象鳥獣の種類や設置場所の状況に合わせて適切なわなを選ぶ
- 捕獲前と捕獲後の状況を想定し、安全が確保できる場所に設置する
特に、捕獲時には対象鳥獣を適切に拘束し、逃亡したり、周辺に被害が生じたり、殺処分の際に困難が生じないように留意する
- 対象鳥獣の警戒心を解いて（対象鳥獣に警戒させずに）、わなに誘導する
- 適切に処分を行う

わなによる捕獲は、まず、対象鳥獣が出没してくる場所を把握して、そこにわなを仕掛けることが重要です。出没する場所に、箱わなや囲いわな、くくりわなといった資材を設置できる場所を確保する必要があります。

また、毎日設置したわなを見回り、対象鳥獣の出没やわなへの進入の様子や、どの程度警戒しているのか等を足跡や餌の食いつき具合の観察から判断していくことが必要です。毎日見回す必要があるため、わな設置場所やわなの作動が確認できる地点まで、アクセスしやすい場所を選ぶことも重要です。

わなによる捕獲は、法令上銃器の使えない場所や夜間でも行えます。また、一度設置すれば、毎日の餌やりや見回り程度の少ない労力で捕獲できるので、作業の負担は銃猟よりも軽くなります。一方で、積雪や凍結でわなが正常に作動しなくなる時期や場所があったり、わなの設置から捕獲までの期間が長くなる場合もあります。また、想定していない鳥獣が捕獲される錯誤捕獲の危険も完全には排除できない手法です。

わなによる捕獲の安全管理においては、対象鳥獣が捕獲された後の殺処分等の処置作業時が最も重要です。殺処分は、できるだけ苦痛を与えない方法で、銃殺や刺殺等様々な方法が使われています。殺処分時の安全確保においては、安全に殺処分の用具を使用することに加えて、死亡の確認を確実にすることが安全確保の上でも重要です。

捕獲された鳥獣は逃げようとして暴れることが多いため、周囲の人や施設に被害が及ばないように注意が必要です。特に人が近づいたときに暴れる場合が多いため、殺処分等の処理の際等にも、わなの拘束が外れないよう、十分に留意する必要があります。捕獲した鳥獣の拘束が不十分なわなや、強度に不安のあるわなは使用しないようにします。また、設置においても、わなの組み立てや固定は、確実に強度が確保できる方法で行います。想定以上に大きな個体が捕獲される可能性や、対象外の鳥獣が錯誤捕獲される可能性等にも十分配慮する必要があります。その場合は、わなの種類や設置場所、見回り体制等を慎重に検討することが必要です。

また、わなは人に危険が及ばないように配慮して設置する必要があります。わなを設置する場合は、そのわなごとに、見やすい場所に必要な事項を表示する義務があります。さらに、捕獲された鳥獣による危険への対応も併せて、わなの表示とは別に、看板等によって、わなが設置してあることを周囲の人にわかるようにしておき、わなへの接近を回避することも重要です。

対象鳥獣をわなで拘束する方法には、箱わなや囲いわなのような餌付けでわなの中へ誘引して捕獲する方法と、くくりわなのように対象鳥獣に気づかれずにわなを設置して、足等体の一部を拘束する方法に分けられます。

4.3.2 餌を使って誘引する方法（箱わな・囲いわな）

餌を使って、箱わなや囲いわなの中に対象鳥獣を誘引し、出入り口を閉じて、鳥獣を捕獲する方法です。対象鳥獣が餌をくわえて引いたり、体の一部で仕掛けを動かすと扉が閉まる構造のものが一般的です。中には、電子的に制御したり、遠隔操作するもの、カラス用のわなのように、一度入ったら出にくい構造になっているもの等、様々な工夫をしたものがあります。

わなの強度が十分確保できていれば、捕獲した鳥獣がわなから逃れて捕獲従事者に危害を加える危険性は低く、比較的安全に捕獲後の処分を実施することが可能です。

捕獲効率の向上や事故防止の観点から、見回りや餌やり等を計画的に確実に行うことが必要です。

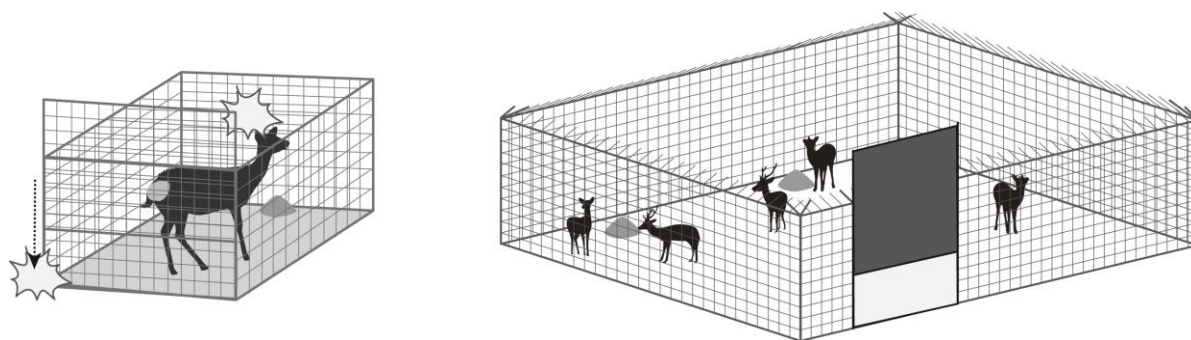


図 4－4 餌を使って誘引する方法の要点

4.3.3 気づかれずに捕獲する方法（くくりわな）

対象鳥獣に気づかれずにわなを設置して、体の一部をワイヤー等でくくって拘束し、捕獲する方法です。主に獣類が対象になります。対象鳥獣がよく利用する通い道にわなを仕掛けて、足をくくる種類がよく使われています。また、対象鳥獣を誘引するために餌を用いる場合もあります。

くくりわなで捕獲された動物は、ワイヤーで体の一部が拘束されただけの状態なので、

一般的に事故や逃亡の危険性等は、箱わなや囲いわなよりも高くなります。このため、ワイヤーや接続金具等の資機材を選定する際には、対象鳥獣に合わせて十分な強度のあるものを選び、しっかりと固定して設置する必要があります。とくに、対象鳥獣よりも大型の力の強い獣種が生息する環境では、錯誤捕獲発生リスクを考慮して、わなの種類や使用する資機材の強度についても十分に検討しておく必要があります。また、対象鳥獣より小型の獣種の錯誤捕獲を防ぐためには、ねらいとする鳥獣より小さい種類ではわな作動しなくするよう配慮するなど、作動するために必要な力を強めに設定するのも有効です。

効率的に捕獲を行うためには、対象獣種が移動するルートと、その中でも確実に足を置くポイントを見極め、対象獣種に気づかれないようにわなを設置する技術が必要になります。

捕獲効率の向上や事故防止の観点からも、見回りを毎日確実に行うことが必要です。

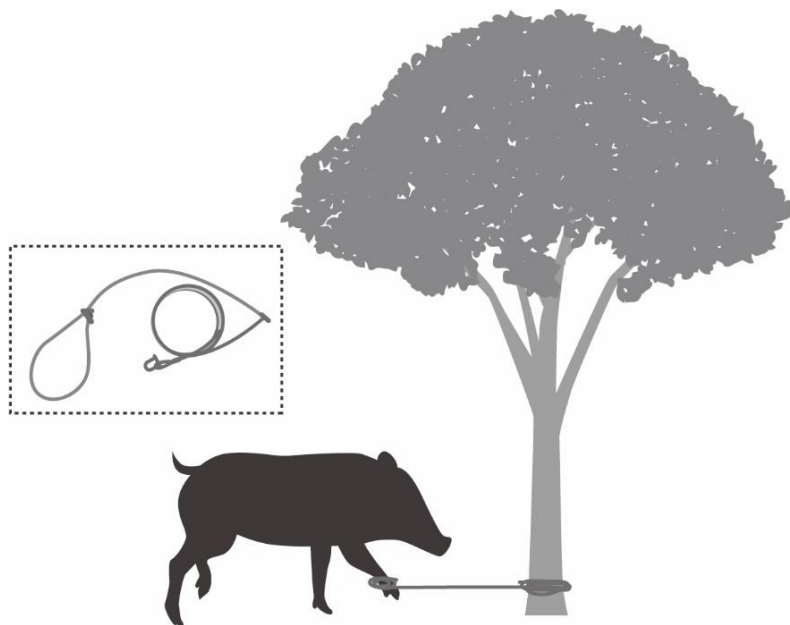


図 4-5 くくりわなによる捕獲の要点

5 鳥獣捕獲等事業の工程管理

5.1 鳥獣捕獲等事業の流れ

鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、図 5-1 に示すとおり種々の工程があります。事業を安全で効率的にかつ法令を遵守して遂行するためには、工程管理が重要です。

5.1.1 委託又は請負で実施する鳥獣捕獲等事業

委託・請負業務とは、事業主体（発注者）と契約を締結して実施する業務であり、受注者には、契約を履行する責任が発生し、契約内容を確実に遂行し、求められる成果を上げることが要求されます。

業務を受注するためには、都道府県ごとに申請する競争参加資格を取得する必要があります。

また、事業主体（発注者）が業者を選定する際に入札を行う場合が多くなります。入札するためには必要な費用を見積もり、事業主体（発注者）が定める方法で入札することになります。

事業主体（発注者）は、受注者が実施しなければならない内容を示す仕様書をあらかじめ提示しますので、その内容をよく確認した上で発注された業務を適切に履行するために必要な経費を見積もってください。

受注後は発注者との密な調整が必要です。

5.1.2 計画的な業務の実施

鳥獣捕獲等事業を行うには、認定鳥獣捕獲等事業者は業務計画を策定して、計画的に業務を行う必要があります。

たとえば、指定管理鳥獣捕獲等事業であれば、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づいて、個別の捕獲事業の仕様等が示され発注されます。

受注した事業者は、指定された地域や期間、捕獲目標や事業量等の仕様の範囲の中で、捕獲作業を実施する地点や時期、用いる捕獲方法についてのより具体的な業務計画を立てて事業を遂行することになります。業務計画は、発注者と十分に協議したうえで、事前調査に基づいて立案します。業務によっては、予備的な捕獲試験を行う等して、現場の実情に応じて、より安全で効率的に事業が推進できる計画になるよう検討することが求められることも想定されます。

計画は、関係者や許可権限を持つ者にわかりやすく、発注者が、監督や検証をしやすいものである必要もあります。

工程の流れ図（例）

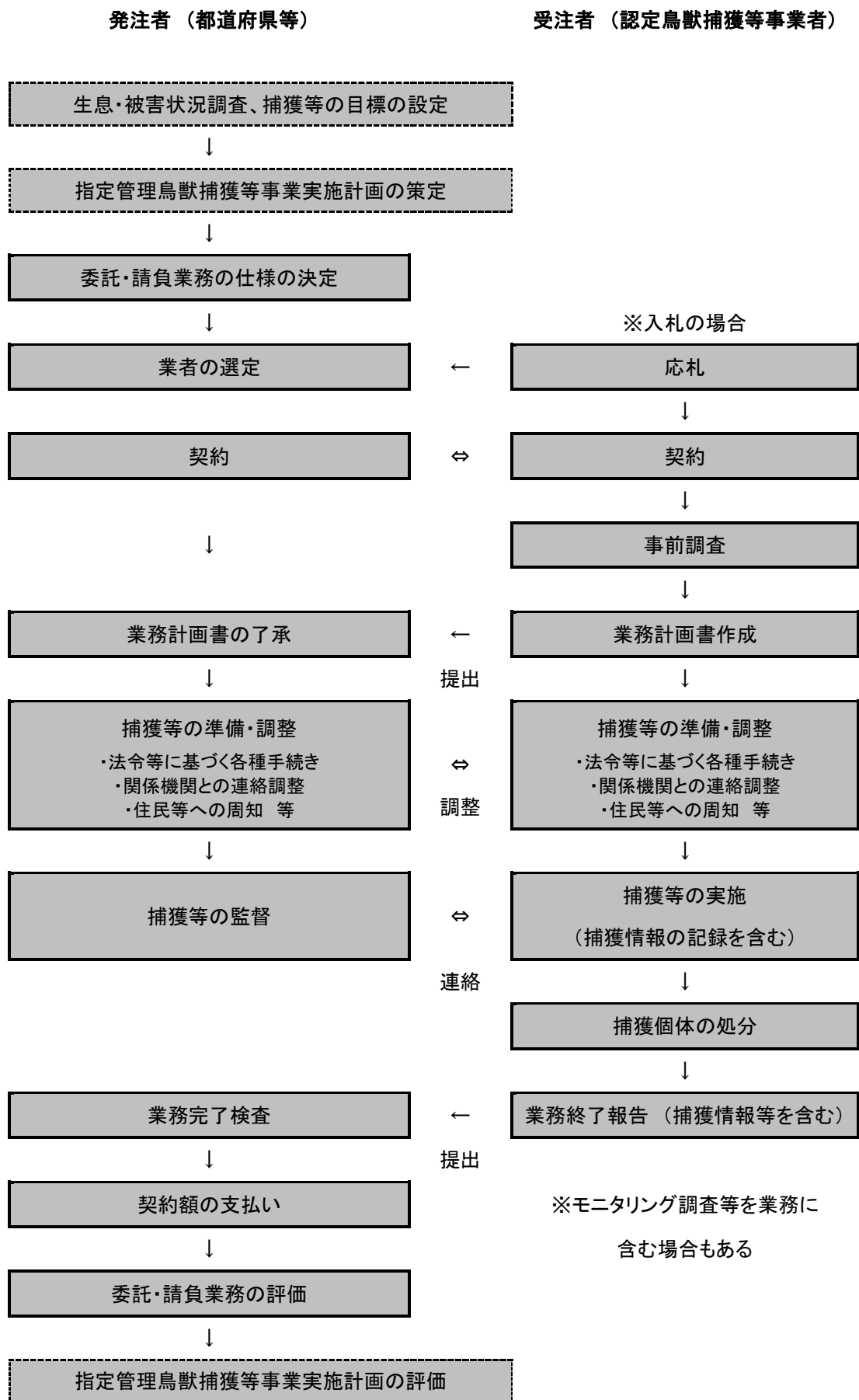


図 5 - 1 鳥獣捕獲等事業の流れ

5.2 事前調査

事前調査で実施すべき項目は、これまでに事例が十分に蓄積されているとはいえず、仕様書で明確に定められるとは限りません。そのため、適切な項目を鳥獣捕獲等に関する専門的な技能・知識等を有する立場から、事業者に提案を求められることもあり得ます。また、事前調査が、捕獲業務とは別途に、一つの業務として発注されることもあり得ます。

5.2.1 発注者に確認すべきこと

事前調査は、業務で求められた成果を漏らさず適正なプロセスによって得るための重要な工程です。そのため、事前調査に先立って、仕様書等から以下の項目を確認します。

- 事業の目的
- 捕獲等を実施する期間
- 捕獲等を実施する地域
- 事業の規模（投入する作業量や資機材）
- 事前調査の規模
- 捕獲頭数の目標
- 捕獲個体の処理方法や引取り先
- 捕獲手法選択にあたっての制限
- 許可や申請が必要な項目（必要な他法令等の許可等手続きの申請者等）
- 作業記録や報告の様式 等

また、事前調査に先立って、都道府県の策定した第二種特定鳥獣管理計画および指定管理鳥獣捕獲等事業等の内容についても十分に理解しておく必要があります。

捕獲個体の処理方法については、地域によって体制や処理施設の状況も異なるため、その事業における方針や必要な手続きや費用等も事前調査で確認しておく必要があります。

5.2.2 事前調査の目的

事前調査は、捕獲等事業をより安全で効率よく実施するための調査であり、以下のような事項を実施します。業務においては、捕獲目標や対象地域や期間、事業の規模等が仕様書で規定されていたとしても、より詳細な業務内容（例えば、安全かつ効率的に捕獲できる手法や地点等）までは規定されていないこともあります。また、実際に捕獲しようとする時期の現場の状況等は、やはり業務実施の時点での事前調査で確認すべきことです。事前調査では、業務計画立案のために必要な項目を網羅的に確認します。

- 捕獲等に関する法規制の有無の確認
- 目的や地域の条件に合った安全かつ効率的な捕獲方法の選定
- 捕獲等を実施する場所（わなの配置や銃を使用する地点）や時期、時間帯の特定
- 安全を確保や危険を回避するために必要な作業の抽出（地元調整等を含む）

安全確保に関する項目には、例えば、地域住民等への周知や注意喚起、見張り役（警備員等）の配置等について、その要否や実施する場合の方法の検討等があります。発注者が事前に想定できていない項目が事前調査によって発覚することもあるので、その場合には発注者と協議の上、万全の対策をとるようにします。

捕獲等事業の事前調査は、第二種特定鳥獣管理計画等の上位計画の策定や検証のための調査（生息密度や被害等の調査）とは、目的も手法も異なります。捕獲による被害軽減等の効果は、一事業の実施や単年度だけで出るものではないため、第二種特定鳥獣管理計画等の上位計画で検証します。

なお、事前調査の実施記録は、発注者に提出します。発注者側では、事前調査の実施記録に基づいて業務計画の妥当性を検証するとともに、業務完了時の評価や振り返り（業務の目標とする捕獲ができたか、安全かつ適切に実施できたか、事業量や方針に対して目標は適切であったか、事前調査や捕獲手法に改善点はないか等）をすることにもなります。そのためにも、事前調査の項目とそれぞれの確認事項は確実に記録します。

5.2.3 事前調査の手法

事前調査で行うべき項目には、以下のようなものがあります。

- 現地調査
 - 対象鳥獣の目撃や痕跡調査の調査、ライトセンサス等
 - 地形や植生、人家や施設の配置や人の出入り状況、道路網の確認等
 - 餌付け等による誘引試験やセンサーカメラによる確認
- 聞き取り調査
 - 土地管理者や周辺の住民が把握している生息状況や安全管理に必要な情報の聞き取り等
 - これまでその地域で捕獲を行ってきた狩猟者等への捕獲等の実態や捕獲効率、目撃効率等に関する調査等
 - 都道府県や市町村の担当者への、対象地域の捕獲等の状況や安全管理に必要な情報の聞き取り
- 既存の資料の確認、法規制、土地占有者等の調査
- （必要に応じて）捕獲試験

- 効率的な捕獲手法の確証が持てない場合や、事業量が大きく当初の方針によって成果が大きく左右されることが想定される場合は、試験的な捕獲等を行って望ましい捕獲手法を決定することも一つの方法です。

5.3 業務計画書の作成

5.3.1 業務計画書の役割

発注された仕様書と事前調査の結果を元に、業務計画書を作成します。業務計画書とは、事業の具体的な進め方や最終的な事業の成果物を記載し、発注者、受託者双方の認識にずれがないことを保証する文書です。そのため、委託者から提示された事業の仕様書をもとに、事業の具体的な実施内容、実施スケジュール等を業務計画書にまとめます。

業務計画書の役割をまとめると、以下ようになります。業務計画書は、以下の目的に沿うように、それぞれの関係者にわかりやすい資料になるよう配慮して作成します。

- 発注者や関係者、許可権限を持つ者等に作業内容を説明する資料
- 事業従事者が、事業者が採用する捕獲手法や手順を把握するための資料
- 発注者や受託者が、作業の監督や進行管理を行うための資料
- 事業の事後検証のための資料

5.3.2 業務計画書に記載すべき項目

業務計画書に記載すべき項目は、大きく業務実施方法（内容）と実施体制、そして法令順守及び安全管理の方策（潜在する事故発生のリスクへの対応方針）等です。

これらを表にまとめると、次表のようになります。また、業務計画書を作成することで、発注者との協議が必要な事項を整理し、業務を本格的に進める前に発注者－受託者の間の認識のずれをなくしておくようにします。

捕獲業務の成果は、自然環境や対象鳥獣の動向によって大きく左右されます。また、このような業務は、まだ実績も知見も少ないため、想定外の要因で業務が遅延したり、事故が発生する可能性があります。また、錯誤捕獲の危険性もあります。

想定できるリスクはできる限り抽出し、万一の場合の対応の役割分担や費用負担に関して、あらかじめ発注者と受注者で取り決めておくことで、次善の対応をスムーズにできます。

表 5－1 業務計画書の構成と打ち合わせで確認・調整すべき事項

業務計画書の目次構成	記載内容	確認・調整すべき事項
業務の概要	・業務の目的、業務名、期間 ・業務の内容、成果物の内容 ・業務の実施体制	・業務の仕様の確認 ・事業者の指揮命令の確認及び委託者の監督職員名の確認
業務の実施位置及び方法	・業務の実施位置 ・業務の実施方法 …捕獲手法 …捕獲個体の処分方法 …成果の記録方法 (特に捕獲個体の性別等の記録方法)	・捕獲作業の実施位置の詳細 ・捕獲手法の詳細確認 ・捕獲個体の処分方法の確認 ・成果物の記録方法の詳細（捕獲実績の証明方法、捕獲実績に含む範囲） 例）…幼獣を捕獲実績としてカウントするかどうか ・捕獲個体の回収が困難な場合の処置 ・捕獲対象でない動物（ツキノワグマ等）との接触あるいは錯誤捕獲の危険性がある場合の対応の協議
業務において使用する機材及び許可番号等	・銃の種類、数量、許可番号 ・使用する実包の種類、数量、許可番号 ・わなの構造仕様（市販品、自作品の別）、数量 ・止めさしに使用する機材及び構造仕様 ・捕獲個体の回収の方法及び使用する機材	・銃の所持許可証の写しの確認 ※銃の所持許可に「有害捕獲」が含まれていることの確認
申請及び協議計画	・入林許可申請等 ・関係者との協議内容等（情報共有） ・実包許可譲受申請	・委託者、受託者の役割分担（申請者、発議者）の明確化 ・警察機関との協議

業務計画書の目次構成	記載内容	確認・調整すべき事項
安全管理計画	・地域住民等への周知計画 ・捕獲従事者の研修記録（日常的な教育訓練の内容提示） ※ 猟犬を使用する場合には猟犬の行動特性に基づく安全運用計画 ・捕獲作業実施時の事故防止対策	・地域住民等への周知内容の共有（周知は原則として委託者から発出） ・猟犬を使用する場合には狂犬病予防法や各種条例に対応すること
緊急時の連絡体制	・事故発生時の連絡網（関係機関、事業管理責任者、現場代理人）の記載	・休日の緊急連絡先の確認 ・通信困難な場所では連絡手段の確保（衛星電話の活用等）
工程計画	・計画準備から業務完了までのスケジュールを表にまとめて記載	・業務成果の中間報告時期について確認

5.4 必要な許可の取得や関係機関等との調整、周知

業務計画を元に、必要な許可を取得したり、関係機関等との調整や周知を行います。関係機関等としては、行政、地元住民、警察、土地所有者等が想定されます。

行政機関が行うべき内容と、受託者が行うべき内容を検討し、役割分担をしてください。

また、申請から許可を受けるまでには、一定の期間を要するため工程計画の検討に当たっては十分に考慮する必要がある、管理計画等と事前に十分な調整をする必要があります。

1) 関係団体（地元行政等）との調整

捕獲事業実施に際して、地域住民等の了承を得ておくことが安全な事業遂行に不可欠な事項（例えば地域住民等への作業日時や作業範囲の周知）については、地元行政等と協議します。地元行政等との協議は、原則として事業の委託者が実施するものですが、受託者も同席して情報を共有することが不可欠です。

協議の場合は、表5-1に示した業務計画書の目次構成のうち、特に事業の実施位置及び方法、申請及び協議計画、緊急時の連絡体制に関して情報を共有します。これにより、地域住民等とのトラブルや事故を未然に防止するための周知、協議を一通り済ませることで、はじめて安全な捕獲作業が可能になります。

なお、関係団体（地元行政等）との協議は、上記の委託者との業務計画書に関する協議と同じ機会に実施することもあります。

5.5 捕獲作業の実施

業務計画に沿って捕獲作業を実施します。作業開始時と終了時にはミーティングを行い、その日に行う作業や安全管理のために必要な注意事項を十分に確認してください。

報告や確認が必要な項目については、報告様式やチェックシートを作成し、もれなく確認できるように配慮してください。

山岳地帯での捕獲等、特に高度な安全管理が求められる場合等は、発注者も立会いのもと作業することもあります。

5.5.1 作業開始時ミーティング

捕獲作業の実施時には、現場監督者と捕獲従事者が集合して、作業前の確認作業を行います。業務計画書に基づいて必要な項目を確認し、各従事者が行うべき作業を現場監督者の指示のもと、皆で確認します。また、捕獲従事者の装備品等に漏れがないか、適正な機材を携行しているか、現場監督者が中心となって確認します。

特に、報告が必要な項目については入念に確認し、報告の方法や連絡体制について捕獲チーム内で認識のずれがないようにしておきます。

〔作業開始前ミーティングにおける主な確認事項〕

- 当日の業務内容の確認（捕獲方法、スケジュール、場所、役割分担等）
- 従事者の健康状態の確認、装備チェック
- 連絡手法的確認
- 注意事項の確認
- 要報告項目と報告方法の確認

5.5.2 作業の実施

法令を遵守し、仕様書、業務計画書、作業開始時ミーティングの指示にしたがって適切に作業を実施します。

捕獲作業は、原則として単独で行わず、2名以上で行います。一時的に単独で作業することがある場合でも、無線や携帯電話での定時的な連絡等で、万一の場合やすぐに駆けつけられる範囲に他の捕獲従事者を配置し、常に作業の進行状況や安全を確認できるようにします。

捕獲個体は、業務計画書に定めた方法に沿って搬出・処分します。なお、業務で捕獲した個体を処分する場合には、一般廃棄物に該当します。そのため、市町村が定めた、あるいは事前に発注者と協議した方法に沿って処分します。

◇◇ 食肉利用について ◇◇

鳥獣の管理においては、美しく豊かな自然環境を維持し、農林水産業を発展させ、安心して暮らせる生活環境を確保するため、やむを得ず鳥獣の命を奪うことになります。しかし、同時に、鳥獣の命を大切に思い、そのような命と引き換えに私たちの生活や社会が成り立っていることに感謝の気持ちを忘れてはなりません。

近年、捕獲した個体を食肉利用する地域や検討する地域が増えています。

食肉として捕獲個体を利用する場合には、厚生労働省で定められている「鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」をはじめ、各都道府県で定められている同種の指針に基づいた捕獲、迅速な回収、食肉加工施設への搬入が必要です。

食肉等への利用を前提とした捕獲業務を実施する場合は、効率よく捕獲個体数を確保するような捕獲業務とでは、鳥獣の捕獲・搬出プロセスが明確に異なります。そのため、食肉利用を前提とする場合には、事前に計画しておくことが重要です。

5.5.3 作業終了時ミーティング

業務の進行管理や事後検証のために、作業記録や報告書を毎日きちんと作成しておく必要があります。

捕獲従事者は、その日のうちに事業者に作業記録を提出し、事業者はそれを確認します。特に、事故や違反があった場合は、速やかに事業者や発注者に報告して、適切な対応をとる必要があります。また、事故や違反に至らないものでも、安全確保の上で気になることがあれば、関係者で共有しておく必要があります。さらに、周辺の住民等からのクレーム等があった場合は、事業者を通じて発注者に報告し、指示に沿って対応します。

このように、捕獲従事者と事業者の間での意思疎通を密にし、必要があれば発注者や関係者と協議して速やかに改善できる体制をとってください。

- 終了した業務内容と捕獲成果、進行状況の確認
- 報告事項の確認
- 注意事項、反省点の確認
- 作業記録や報告書の提出

5.6 受託事業の業務報告書の作成

全ての業務の終了後には、発注者に業務報告書を提出する必要があります。あわせて、捕獲情報の記録についても、発注者の指示に従って提出します。

6 鳥獣捕獲等事業における安全確保

この章では、捕獲従事者に求められる安全管理のための配慮について解説します。

なお、狩猟免許や猟銃等の所持許可の取得や更新の際の研修に使われている「狩猟読本」や「猟銃等取扱読本」「猟銃等取扱いの知識と実際」等の該当箇所にも、必ず改めて目を通し、安全管理を徹底するようにしてください。また、狩猟事故防止 DVD（次のリンクから視聴できます。<http://www.env.go.jp/nature/choju/hunt/hunt3.html>）も活用してください。

6.1 捕獲従事者の安全管理に関する心構え

6.1.1 安全を最優先とすること

鳥獣の捕獲等は、社会的に必要性は高く、また業務において捕獲の効率性は事業成立には必要不可欠な要素です。しかしながら、鳥獣の捕獲等に用いる銃やわなは、対象となる鳥獣を殺傷したり拘束できる性能をもつため、人にとっても危険なものになります。捕獲従事者、そして周辺（地域住民等）に、もしも捕獲作業に起因する事故が発生した場合、捕獲従事者個人の責任が追及されるだけでなく、業務の継続性等に多大な影響が及びます。

そのため、捕獲従事者は、何よりも事故を起こさないことを第一優先にします。特に銃器を用いる場合は、銃器の取扱いや捕獲の実施の際の安全確保は、捕獲従事者による現場での注意力や判断力に依存する場面が多くなります。こうした場面すべてを想定してテキストや研修で教習することには限界があります。そのため、講習やテキストで明示されない事項についても、「安全が最優先」という方針を元に行動します。

6.1.2 周囲の人にも「見える」安全管理の実施

たとえ自分自身が安全に十分配慮していたとしても、危険性もある猟具を所持していることは、周囲の人に不安を生じさせることもあります。特に銃器の場合は、自分自身が銃器を安全に取り扱うことは当然ですが、周囲の人にも自分が銃器を安全に取り扱っているということが、よく伝わるのが円滑な業務遂行のために重要です。現場で出会った人へ、挨拶等を丁寧に行うことや、発砲の必要がないときには、銃はケースやカバーにいられておく等の基本ルールの徹底は必須です。また、銃声は、人や家畜を驚かせたりして、影響が広範囲に及ぶものですので、銃声の届く範囲にも配慮する等、細心の注意を払います。

わなについては、一般の人が不用意に近づくと危険です。小学生が設置されたわなにかかる等の事故も発生しています。こうした事故は、わなを外すことができず、事故の発見も遅れた場合には、人命にもかかわる重大事故に発展する危険をはらんでいます。また、捕獲された動物は、人が近づくことで暴れだし、近づいた人に危害を与えることもあります。

一般の人は、捕獲された野生動物への対応に習熟しているわけではありません。周辺の住民や出入りする可能性のある人には、わなの特性や捕獲があったときの状況等を伝え、危険の内容を十分に説明することが求められます。ここで、地域住民等に過剰な不安を抱かれることにならないためにも、十分かつ適切な説明を心掛けます。

捕獲事業等の依頼者や周辺の住民は、自分自身が銃器を扱った経験がない方がほとんどです。危険性についての認識も、正しく用いれば安全であることの認識も、十分ではないことを前提とすべきです。認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲従事者は、捕獲の専門家として、銃器やわなの特性や捕獲の方法、安全確保のために講じている手段等について、日頃から十分な情報提供をするように心がけます。発注者に対しても、事前調査から捕獲実施までの、一つ一つの作業の中で、安全性向上のための提案を行い、お互いの安全を確保します。

6.1.3 安全管理への責任意識を持つこと

銃による事故は、弾丸が発射されなければ起こりません。発注者や事業者にも、もちろん安全管理の責任はあります。しかしながら、そもそも、捕獲現場で銃を持ち、暴発させたり発射させた者（捕獲従事者）こそが安全管理に責任を負っている、ということを強く認識することが必要です。捕獲従事者の皆さんは、特に、**暴発、誤射、矢先の不確認の三大要因は徹底的に排除を**してください。

発注者や事業者は、安全管理基準の徹底、現場への人の出入りの制限や関係者への周知、従事者との位置確認等、事故を減らすための努力を業務の中で実施します。しかしながら、これらだけで事故のリスクをゼロにすることは困難です。最終的には、射手となる捕獲作業に従事する捕獲従事者が、責任を持って安全を確保しなければなりません。自分自身が引き金を引く際の安全確認、わなを設置する際の注意喚起等の徹底はくれぐれも怠っては

なりません。

これまでに起こった狩猟における銃の事故の主な原因は、暴発、誤射、矢先の確認不十分です。いずれも銃所持者が銃の取り扱いを間違えなければ起こらなかった事故といえます。

暴発による事故を防ぐには、まず、必要時以外は絶対に実包を装填しないことです。必要がなくなればすぐに脱包することを徹底します。次に、実包を装填した際は、常に自分の姿勢や銃口の方向、銃器の状態を強く意識し、銃器は丁寧に扱います。捕獲の現場では、足場が悪いために滑落や転倒をしたり、灌木等が銃に当たったりすることで、暴発する危険も高くなります。最後に、実包の装填時に、十分な配慮をするためには、装填していないときでも、銃口を人に向けない、銃の取扱いや、自分の足場や姿勢には十分に注意する等の習慣をつけておくことが重要です。

誤射や矢先の確認不十分による事故を防ぐためには、対象鳥獣の確認だけでなく、その周囲も含めて十分に確認することが必要です。特に、発射した後の銃弾が、どの範囲にまで着弾する可能性があるのかをきちんと想定し、その範囲の安全が確認できない限り発砲してはいけません。矢先の確認が不十分であった事故の中には、失中した流れ弾や跳弾が人に命中してしまった事故や、獲物に命中して弾が貫通して背後にいた人に命中してしまった事故もあります。矢先の安全は、狙った対象鳥獣の背後や、跳弾の可能性のある周辺までを確認できて、初めて確認できたといえます。このような安全が確保できる状態で対象鳥獣に遭遇するように工夫し、それができないときは、発砲してはいけません。本章の冒頭の「安全が最優先」という基本は、何度も反復しておきましょう。

銃器の取扱いについては、「猟銃等取扱読本」「猟銃等取扱いの知識と実際」や「狩猟読本」にも注意事項が記載されています。捕獲を実施する前には、必ず該当箇所をもう一度読みなおしてください。

銃による事故は経験年数に関係なく発生しています。捕獲従事者全員が、以上のような基本を忠実に守って、安全を確保してください。

万が一事故が発生した場合は、あらかじめ発注者と事業者との間で合意した安全管理規程に従い、応急措置や関係機関への通報を迅速に行ってください。

6.1.4 組織的な規程等の確認

捕獲事業の従事者は、発注者の意向と事業者の方針に従って捕獲作業に従事する必要があります。事業の仕様書や安全管理規程、業務計画書をよく確認しておきます。事前に、いつ、どこで、どのようなメンバーと、どのような目的で、どのような対象鳥獣を、どのような方法で捕獲するのかという計画を、十分に把握することが求められます。

(1) 業務の目的

業務の仕様書に定められた業務目的を確認します。例えば、一概に捕獲を目的とした業務であっても、発注者ができる限り多くの頭数を捕獲することを求めているのか、メスの捕獲に重点を置いているのか、被害を出している特定の個体を捕獲すべきなのか等目的の設定は様々な場合が想定されます。

(2) 対象鳥獣の種類

捕獲の対象や許可されている鳥獣の種類を確認します。

銃捕獲の場合は、対象によって、適した銃器や弾薬、その他の装備品を準備し、試射や照準あわせを行っておきましょう。

わなの場合も、対象鳥獣の種類に合わせた資材や餌、その他の装備品を用意する必要があります。

(3) 捕獲手法

従事者は、発注元の要請に応じ、事業者の方針と指示に従って捕獲を行う必要があります。事業者がどのような捕獲方法を採用するのか、その中での自分の役割は何なのかを確認してください。

想定される危険や安全管理の方針についても、チームの中で十分に確認し、共有するようにしてください。

- 捕獲方法の手順と詳細
- 全体の役割分担と自分の役割
- （銃の場合）担当する役割、配置、移動や実包装填、発砲等に関して与えられている裁量等
- （わなの場合）管理すべきわなの種類や数、場所選定や移動等の判断の裁量がどの程度えられているか、トリガーセット等の判断をどこまで任されているのか等
- 通信、連絡方法
- 作業中に確認したら、すぐに無線等で報告すべき項目
- 作業終了後、報告すべき項目（日報や報告書等のフォーマット等）

(4) 作業実施日時

捕獲を実施する日時を確認し、それにあわせて準備をする必要があります。許可捕獲の場合は許可証の期間、事業の場合は捕獲が可能な期間を確認してください。

わなの場合は、資機材の準備（動作や強度の確認）や餌の手配を、期日にあわせて行う必要があります。

銃による捕獲等の場合は、それに向けて銃の整備や照準器の調整、弾薬の用意、試射等を行っておきましょう。

観光や釣り、山菜取り等のシーズンにも注意しましょう。

気温や積雪への対応等、季節や時間帯に特有な装備等があれば、準備しましょう。

実施当日には、開始時間と終了時間を確認しましょう。また、銃を使う際は、対象地域の日の出、日の入の時刻を確認しておきましょう。

また、事故等で連絡が取れない場合に備えて、あらかじめ終了後に、集合する時間と場所を決めておきましょう。

(5) 作業実施場所

発注者や事業者は、事前に下見をして計画を立てているはずですが、自らの目で現場を確認する必要があります。

銃の場合は、後に示す安全への注意を元に、安全な射撃地点やバックストップになりえる場所を確認してください。地形や植生、周辺の人家の配置や人の出入り等について、自ら下見をしてください。

わなの場合にも、後に示す安全管理の項目を満たす場所を確認してください。

(6) とともに作業をする従事者

捕獲等事業は、基本的に2人以上で行います。指揮系統を確認し、一緒に作業をする従事者の経験や技能について把握しておきます。

特に、初めて作業をする相手とは、率直にお互いの経験や安全管理の考え方について把握するようにしてください。発注者から指定されている事業の方針や、所属する事業者の安全管理基準に加えて、明文化できない安全への配慮や考え方をお互いに共有するためのコミュニケーションは積極的に図るようにします。

6.2 銃器による捕獲の安全確保

6.2.1 銃器および照準器、弾薬等の選択

対象鳥獣や採用する捕獲方法によって、適切な銃の種類や照準器、弾薬等が変わってきます。適切な用具を選択しなければ、捕獲効率が悪くなるだけでなく、危険性も高くなります。事業者や従事者ごとに、対象鳥獣や採用する捕獲方法のリストを明確に定め、その方法に合わせた銃器を用意します。

銃器の性能で、考慮しなければならないのは、威力（殺傷力）や射程距離、反動、照準のあわせやすさ（静止しているもの、移動しているもの）等があります。対象鳥獣や採用する捕獲方法に必要な以上の威力や射程距離があるものは、危険が増し、配慮しなければならない範囲も広がります。目的や従事者の力量に合わせて、適切なものを選びます。

6.2.2 銃器の整備、調整、取扱いの習熟、射場での訓練

自身が使用する銃器の構造や仕組みをよく理解し、取り扱いについて熟知しておくことも安全を確保する上で重要となります。現場で銃器に不具合が発生した場合には、従事者自身で対応できなければなりませんし、業務続行の可否についても判断できなければなりません。

銃器を使用する捕獲従事者は、最低でも1年に2回は射場において射撃練習をする必要があります。技能の向上と安全確保のためには、それだけに限らず、所属する事業者の安全管理規程に基づいて訓練を行い、技術の維持向上に努めてください。また、採用する捕獲方法に応じて、現場における銃の操作に近い種目の射撃練習をするようにしてください。命中精度だけではなく、銃器の安全な操作に習熟しておくことも重要です。特に新しい銃や日頃使い慣れていない銃を用いるとき等には、十分に操作の練習をしておいてください。

捕獲業務実施の直前には、射場において試射や照準あわせを行い、自分の技能や銃の整備の状態を確認するようにしてください。

6.2.3 周囲状況の把握

現場がわかったら周囲の状況を把握することに努めてください。対象区域の状況をあらかじめ把握しておくことは、射撃地点や発砲可能な射角を判断するために必要です。対象鳥獣に遭遇したときに、瞬時に全ての安全確認をすることは困難です。あらかじめ、人家や林道の配置、人や車両の出入りの可能性、地形や植生等を十分に把握し、銃口を向けてはいけない場所や方向を頭に入れておいてください。同行者の配置については、当日に十分打ち合わせし、また予定の配置場所を離れる場合は、同行者と必ず連絡を取りましょう。

6.2.4 移動中の銃器の取り扱い（脱包を確実に）

移動中の銃器の扱いに関しては、「猟銃等取扱いの知識と実際」「狩猟読本」に示されているとおりです。これらのテキストを参考にして盗難の防止や暴発の防止に十分注意してください。

銃器の使用による事故の主な原因の一つが暴発です。発砲の必要のないときは装填しないことを徹底し、常に薬室に実包が入っていないことを確認して、暴発が発生する要因を徹底的に排除することを、万全の注意を払ってください。

捕獲現場に入る前はもちろん、現場に入っても移動中や発砲の必要がない場合は、銃に実包を装填してはいけません。捕獲現場では、足場が悪いことも多く、転倒や滑落の危険もあります。また、灌木等が銃に当たったりすることで、暴発する危険も高くなります。捕獲の現場では、射場等よりも、暴発の危険性が格段に高いということを認識してください。

装填を必要とするタイミングの判断は、それ自体が非常に難しいことです。対象鳥獣と

の遭遇の想定や周囲の安全性等実際の状況に応じて、従事者がその判断をしなければなりません。一律にテキスト等でそのタイミングを示せるものではありません。採用する捕獲方法によっても発砲やそのための準備が必要になるタイミングは異なります。捕獲事業の目的や事業の中で取り決めや、所属する事業者の安全管理基準やそれに関する規程や方針に沿って、判断をしてください。従事者としての、責任を持った判断をお願いします。

6.2.5 射撃位置と射線や着弾点（バックストップ）の想定

安全に射撃するために最も重要なこと射撃位置の選定です。射撃は、足場のよい安全な場所から、バックストップが確実に確保される方向に向かって行わなければなりません。射手と対象鳥獣とバックストップが適切な位置関係となり、安全に射撃できる状況を作り出して捕獲することが、銃猟の技術の重要なポイントになります。

① 待ち伏せの際の射撃位置と射線の判断

待ち伏せて捕獲する方法では、できる限り視界の利く場所で待ちましょう。対象鳥獣を確認しやすいだけでなく、人の入り込みの察知等安全確保のためにも重要です。また、同行者がいる場合は、同行者にもわかりやすい位置で待つことが、自分の安全確保につながります。

射撃位置についたら、あらかじめ発砲できる範囲をあらかじめ確認しておいてください。発砲できるのは、バックストップまでの安全がきちんと確認できる範囲です、その範囲内に対象鳥獣が入った場合にだけ射撃し、その範囲外に射線に向けてはいけません。

② 探索や追跡の際の射撃位置と射線の判断

探索や追跡をして捕獲する方法で従事者が移動する場合においては、待ち伏せの場合よりも短い時間で射撃可能な範囲を判断しなくてははいけません。その判断を補足するために、探索する区域を事前に十分に調べて、地形や環境条件、住宅や道路の位置、対象鳥獣の状況等を確認して、注意が必要な場所や安全に射撃しやすい場所等を頭に入れておきましょう。また、それまでの経験から対象鳥獣に遭遇しやすい場所や、遭遇のパターンを予想しておくことも、対象鳥獣に遭遇したときに速やかに安全を確認するための助けになります。

③ バックストップの判断

バックストップは、着弾が想定される場所が、射手から目視によって確認でき、その間に危険がないことが確認できてはじめて、バックストップが確保されているといえます。射手とバックストップの間に視界をさえぎるものがあつたり、バックストップまでの状況がわからない場合は、射撃は控えなければなりません。

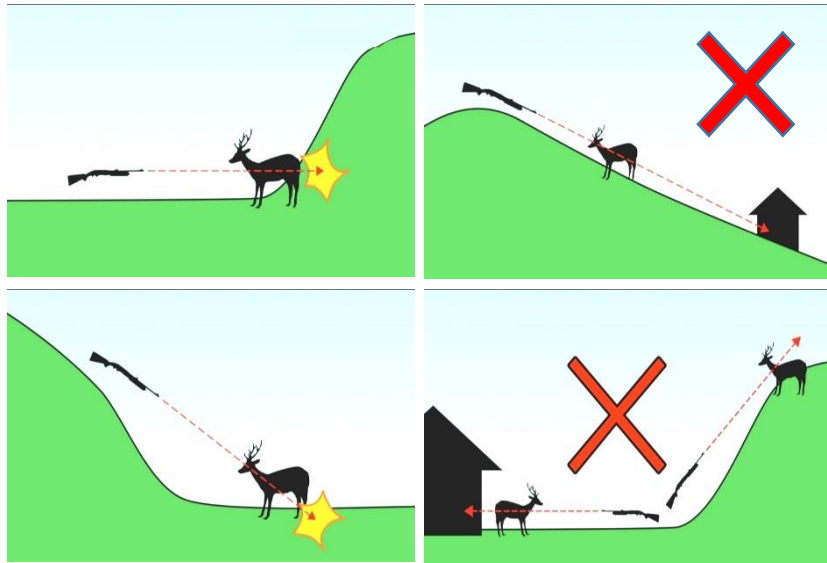


図 6－1 バックストップの確保

④ 移動する対象への射角

移動している対象鳥獣を射撃する際は、対象を追って狙いを定めている間に、想定外の方
 向にまで、射線に向けてしまうことがあります。狙いを絞っているときは自然と視野が
 狭くなってしまうことにも注意し、想定した範囲外に射線が向かないように注意してくだ
 さい。

特に、距離が近くて移動している対象を射撃する場合は、短い時間に広い射角の範囲で
 銃を振ることになります。対象鳥獣だけに目を奪われると、射線が想定外の方
 向に
 貫通弾や流れ弾が危険な方向に飛ぶ恐れがありますので十分に注意してください。

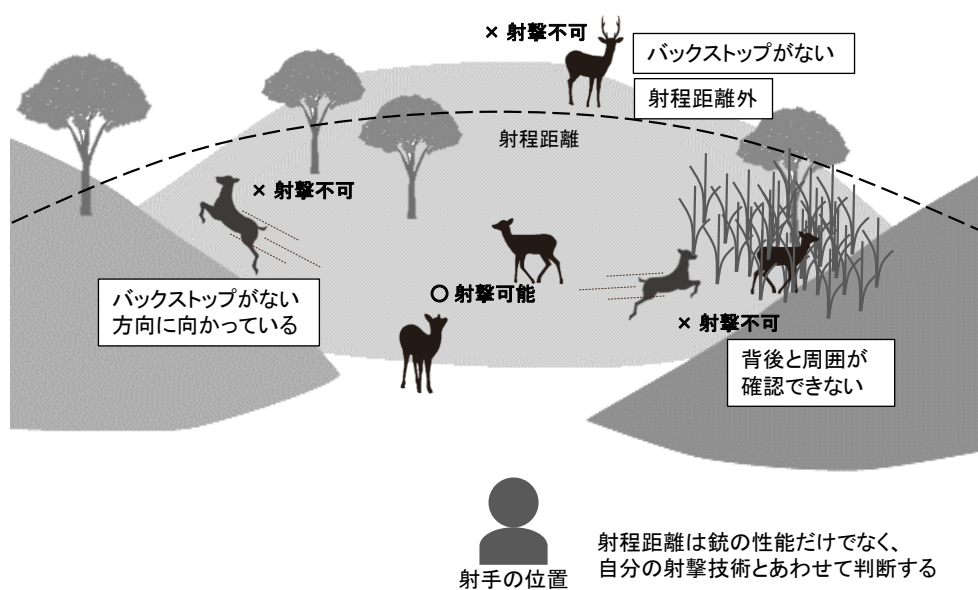


図 6－2 移動する対象への射角

6.2.6 発砲時の判断

銃器の使用による事故の主な原因に誤射と矢先の不確認があります。発砲時には、これらが発生する要因を徹底的に排除することを、常に心がけてください。対象鳥獣だけに集中してしまうと周囲が見えなくなります。落ち着いて対象の周辺を確実に確認することを心がけてください。

発砲するときは、あらかじめ射撃可能と想定した範囲に、同行者の入り込み等状況の変化がないか、矢先の安全を最終確認してから発砲してください。

矢先の確認が不十分であった事故の中には、失中した流れ弾や跳弾が人に当たった事故や、命中して貫通した弾が人に命中してしまった事故もあります。矢先の安全は、狙った対象鳥獣の背後や、跳弾の可能性のある周辺までを確認できて、初めて確保できたといえます。

また、移動している対象を射撃する場合には、狙いが定まった時点では対象は狙い始めた時点より、かなり先に進んでいることもあります。対象が向かっている先の状況も確認した上で、狙いを定めるようにしてください。

捕獲対象鳥獣が想定外の方向から突然現れることがあっても、移動の速度が速い場合であっても、あらかじめ想定した射撃可能な範囲に入った場合にだけ射撃し、そうでない場合は射撃しないという基本をきちんと守りましょう。

さらに、安全に射撃できると想定していた範囲であっても、状況は時々刻々と変わります。人の進入がないか、発砲直前に最終確認をして発砲するようにしてください。狙いを絞っている状況では、自然と射手が認識できる視界は狭くなります。倍率の高いスコープで狙うときだけでなく、オープンサイトの場合でも狙いを絞っているときは、視界は獲物に集中しがちになります。挙銃から狙いを定め射撃できるまでの時間をできるだけ短くし、安定して周囲や対象を確認しながら射撃できるように訓練することは、安全面からみても重要です。肩付け、頬付けや移動標的、クレー射撃等の訓練を十分に行いましょう。

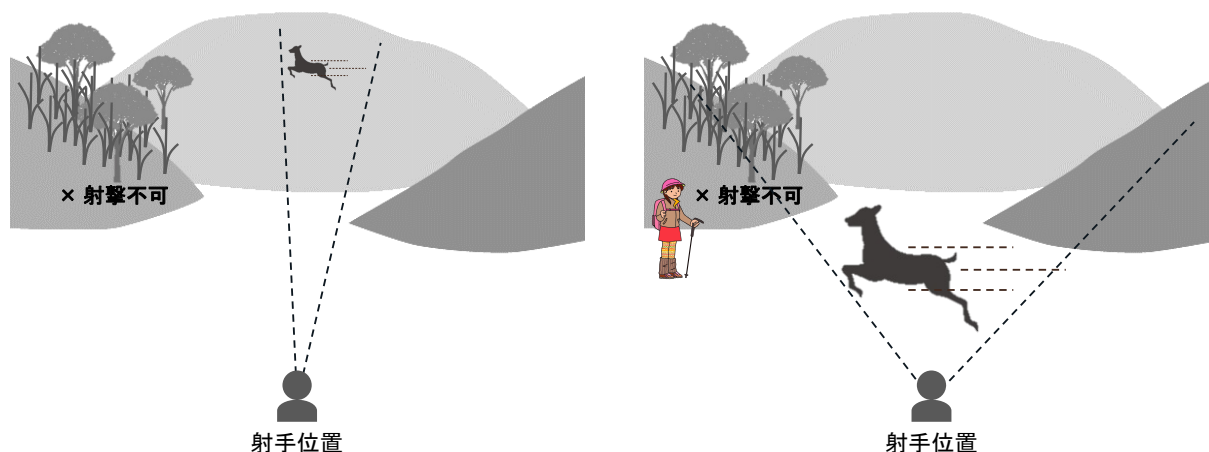


図6-3 発砲時の判断



- 対象に狙いを絞って、注視すると、周囲の情報は目に入りにくくなります。
- それを考慮して、矢先を確認してください。
- 狙う前からの安全確認や、照準を合わせる技術などが重要になります。

図 6 - 4 対象に狙いを絞った際の視野



- 移動する対象を注視して追うと、周囲の情報は目に入りにくくなります。
- それも考慮して、挙銃前から発射まで、安全確認を十分に行ってください。
- 狙う前からの安全確認や、照準を合わせる技術などが重要になります。

図 6 - 5 移動する対象を注視した際の視野

6.3 わなによる捕獲の安全確保

わなによる捕獲の安全確保において、最も注意が必要なのは、わなが作動するときと、捕獲された後の鳥獣による危害、殺処分の際の安全の確保等になります。この章では、特に安全確保に注意が必要な大型哺乳類の捕獲を想定しています。中小型哺乳類や鳥類のわな捕獲に関しては、適宜アレンジして安全の確保をお願いします。

また、「狩猟読本」の該当箇所は、必ず改めて再読してください。

6.3.1 わなの作動に関する注意

ニホンジカやイノシシのような大型動物を捕獲するわなでは、これらの動物を拘束するために強力なバネや、重い扉を採用しているものもありますが、これらの機材は人にとっても危険なものになります。設置者がわなを誤作動させて怪我をする場合や、設置したわなに一般の人が誤って近づき作動させて怪我をする場合もあります。従事者は、わなの仕組みや取り扱いに十分習熟するとともに、一般の人が誤ってわなを作動させないように、わなの設置場所を工夫したり、注意を喚起する標識を立てて事故の防止に努める必要があります。

6.3.2 捕獲された後の動物に関する注意

わなの捕獲においては、逃げようとする鳥獣をきちんと拘束できるかどうか、重要なポイントになります。特に、大型鳥獣では、人が近づいたときに暴れて、わなの拘束が外れ、人に怪我を負わせてしまうこともあります。捕獲従事者が止めさしのために近づく場合も注意が必要ですが、一般の人が不用意に近づく危険も想定しておく必要があります。

捕獲後の鳥獣を確実に拘束し、周囲の人や従事者の安全や止めさし時の安全を確保するには、わなの種類の選定や設置場所の選定、設置の方法等、準備段階からの注意が重要です。

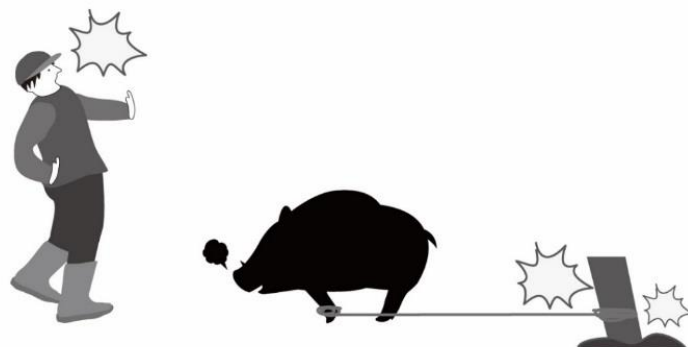


図 6－6 逃げようとする鳥獣の危険性

6.3.3 わなの選定（適用動物種、強度、実績の確認等）

わなの選定で重要なことは、対象鳥獣をしっかりと拘束できる機構や強度を持ったわなを選ぶことです。独自に基準を作って強度試験に合格したものを販売しているメーカーもありますが、製品による捕獲等の実績や顧客のクレーム等を元に、試行錯誤しながら製品の材料や強度を設定しているというのが実情です。わなを購入する際には、メーカーに対象とする動物種を伝え、強度や使用実績についての情報があるか確認するようにしてください。また、わなごとに特徴や機構が異なる場合も多いので、マニュアルの有無や取り扱い上の注意点、捕獲実績や事故事例等について確認しておくとい良いでしょう。

特に、重い扉を使用した箱わなや囲いわな等では、足や体が挟まった場合に大きな事故につながる危険性がありますので、足詰め防止機能や人が扉の下にいる時にはわなが作動しない安全装置が備わっているものを選びましょう。

わなの強度は、購入や製作に必要な費用を左右しますし、大きさや重さ等取り扱いのしやすさにも影響します。安全性の確保と使いやすさ、費用対効果等を総合的に評価して、選定する必要があります。ただし、残念ながら、現時点では、その対象鳥獣には、どのわななら大丈夫という確固とした基準はありません。捕獲された獲物の大きさや運動能力、興奮の程度等によって、必要な強度に差が出ます。今後、捕獲実績や事故事例に関するデータが蓄積されていくことで、適切な資材や形状、強度の基準が明確になっていることが望めます。このような客観的な情報を蓄積し、共有していくことも認定事業者の重要な役割です。

さらに、わなに用いる材料は、野外での設置や使用によって強度が劣化していくことにも注意が必要です。例えば、くくりわなに使用するワイヤーは、一度強い荷重がかかると強度が落ちるため、シカやイノシシを捕獲した場合は、新しいものに交換することが推奨されます。その他のわなや部材に関しても、常に損傷や劣化の程度を点検したり、正常に動作することを確認して、安全の確保に努めてください。

6.3.4 わなの設置場所の選定

わなは、対象鳥獣がよく出没する、捕獲しやすい場所に仕掛けるのが基本です。ただし、毎日見回りする必要があるので、設置場所には、見回りの際の便宜にも考慮しておく必要があります。また、安全面では、一般の人があまり出入りしない場所や近づきにくい場所、人が近づく場所であっても標識等によりわなが設置してあることがわかりやすい場所を選定してください。

わなの設置場所は、わなの種類の選定とも関連します。動物は人間の存在を感知すると興奮し暴れることがあるため、人が近づきやすい場所では、捕獲された動物が動くことのできるくくりわなは避けるべきです。箱わなや囲いわなの場合でも、人が近づきやすい場所では特に強度に注意しましょう。

見回りの際には、捕獲従事者が安全な場所から捕獲の有無を容易に確認でき、不用意に捕獲された獲物に近づくことがないように、見通しがよいところに設置することも重要です。特に、クマ等対象外の鳥獣が生息している場所では注意が必要です。子グマがわなの近くにおいて、周囲に親グマがいる場合等は、見通しが利かないことで大きな危険につながる可能性があります。

また、対象鳥獣が捕獲された際には、殺処分や搬出をする必要があります。安全に殺処分の作業ができる足場やスペース、殺処分した個体を搬出するルートが確保できる場所を選んでください。

なお、わなを設置する場合は、土地の占有者に、わなによる捕獲に必要な作業や、土地や施設に及ぶ可能性がある影響を十分に説明した上で、承諾を取ってください。説明すべき内容には、設置するわなの種類や設置方法、捕獲期間、餌等を撒いたり見回りで出入りすること、捕獲された場合に想定される状況や殺処分、搬出の方法、想定される危険性等有ります。わなに近づく可能性の高い人への注意喚起や説明も、必要に応じて適切な方法を選んで行ってください。



図 6－7 設置場所の不適切な例

6.3.5 わなの設置方法

適切なわなを選び、適切な場所に仕掛けたとしても、設置の仕方が適切でなければ捕獲した動物の拘束が外れてしまうことがあります。

箱わなや囲いわなにおいては、マニュアルに従い、しっかりと組み立てること、扉の動作とストッパーが効くことをきちんと確認することが必要です。イノシシ等地面を掘って

逃走しようとする動物を捕獲する場合には、床面と壁面の接続部を補強する等、あらかじめ対策を講じておきましょう。

くくりわなにおいては、ワイヤーの端を丈夫な立木や構造物に固定（根付け）してください。捕獲等しやすい場所でも、しっかりと固定する基点がない場合は、捕獲できません。妥協して倒木や細い木等強度が弱いものに固定してしまうと、捕獲した動物に逃亡されたり、事故の危険が高くなります。

6.3.6 毎日の見回りの徹底

設置したわなを毎日見回することは、捕獲の効率を上げるためにも、捕獲後の動物を適切に処理するためにも、ひいては安全を確保するためにも必要なことです。

餌を使うわなでは、捕獲の効率を上げるために、毎日新鮮な餌を補充して誘引することや、わなへの誘引の状況を、餌の減り具合や足跡等で確認することが重要です。餌を使わないくくりわなでも、足跡や糞、食痕等の痕跡を確認しながら設置場所の変更を検討したり、風雨等で露出したわなを埋め戻す等の作業をきちんと行うことが捕獲効率の向上につながります。

動物が捕獲された場合にも、長く放置しておくとは暴れて周辺に害を及ぼしたり、逃亡の危険が高まります。また、捕獲した動物を放置しておくことは、いたずらに動物に苦痛を与えることとなります。捕獲後できるだけ速やかに処理するためにも、毎日の見回りを確実にすることが重要です。

見回りに行く際は、常に鳥獣が捕獲されていることを想定して、わなに近づくようにしてください。捕獲されている鳥獣に不用意に近づくとは危険ですし、幼獣が捕獲された場合には、近くに親が潜んでいる可能性もあります。設置したわなに近づく際は、安全な場所から捕獲の有無や周囲の状況を注意深く確認しながら近づくようにしてください。特に、クマ等が生息している場所で捕獲を行う場合は、十分な注意が必要です。

見回りで、わなの周辺を確認する際は、対象鳥獣の痕跡だけでなく、対象外の鳥獣の痕跡の有無についても確認するようにしましょう。捕獲してはいけない動物や間違って捕獲されると危険な動物の痕跡があれば、一旦捕獲を休止する等、錯誤捕獲防止の対策をとってください。

6.3.7 止めさしの方法

動物がわなに捕獲されていることを確認した場合には、不用意に動物に近づいてはいけません。捕獲された動物は、人間を見ると逃げようとして暴れたり反撃してくることがあるので、止めさしのために近づくときには、最も注意が必要です。

まずは離れた安全な場所から、捕獲個体が十分に拘束されているか、わなが壊れたり、動物を拘束しているワイヤーや足が切れそうでないか、鳥獣が過剰に興奮していないか等

を確認して、状況に合った適切な止めさし方法を選択するようにしてください。とくに、くくりわなで動物を捕獲した場合は、万が一わなによる拘束が外れた時の危険性を考えて、必ず斜面の上方から近づくようにしてください。

捕獲個体の止めさしを行う場合は、必ず2人以上で作業をするようにします。

銃器によって止めさしを行う場合は、銃器を発砲する場合の基準を満たすことが必要です（6.2 銃器による捕獲の安全確保を参照）。止めさしの際は、至近距離で射撃することが多いので、背後や周辺に人や施設がないことを確認し、跳弾や貫通弾には十分注意してください。威力や射程距離は必要最小限であることが望ましいので、小口径で火薬量の少ない実包や空気銃等、用途に適した機材を用いてください。

刃物等、銃器以外での止めさしは、対象鳥獣をロープやワイヤー、専用の保定具等を用いて動けなくしてから、行うことで安全を確保します。その他に、箱わなや囲いわなでは、より狭い空間に鳥獣を移動させて動きを止める方法、障害物を入れて空間を狭めて動けなくする方法等があります。また、くくりわなでは、ワイヤーをさらに短く固定して動物の可動範囲を狭めて動きにくくする方法等もあります。

いずれの方法を選択した場合にも、突然の反撃を受ける危険性がありますので、捕獲個体の動きをよく見極めて対応する必要があります。特に、オスジカの角やイノシシの牙のほか、ニホンジカやイノシシ以外の鳥獣についても、噛み付きや体当たり、蹴り等には十分に気をつけましょう。初心者のうちは経験者の処置を十分に見学してから、経験者の指導を受けて行うのが安全です。

6.3.8 錯誤捕獲の危険性への対応

対象鳥獣の捕獲効率を高める上でも、他の鳥獣への負荷や事故発生の危険性を最小限に抑える上でも、錯誤捕獲を防ぐことは重要です。

錯誤捕獲を防ぐ方法のひとつに、対象鳥獣の体や足の大きさ、体重や体高、力の強さ等身体的な特徴に応じて、わなやトリガーの形状、作動重量等を調整して、対象外の鳥獣が捕獲されないようにする方法があります。経験に基づいて工夫するしかありませんが、メーカーや捕獲マニュアルによっては、経験に基づく設定方法や数値を示しているものもありますので、参考にすると良いでしょう。

餌を使って捕獲するわなでは、餌の種類を工夫することで錯誤捕獲を防止できることがあります。対象鳥獣の食性や嗜好性を学ぶことで、より効率的に対象鳥獣だけを狙った捕獲ができるようになります。

また、上述した「毎日の見回りの徹底」も錯誤捕獲の予防には効果的です。毎日の見回りのたびに周辺にある足跡や糞、食痕等の痕跡を確認することで、対象外の鳥獣がわなに寄り付いていないかを確認することができます。

ただし、これらの工夫によって錯誤捕獲が発生する危険性を軽減することはできても、

完全に錯誤捕獲を防ぐことは極めて困難です。特に、対象外の鳥獣の生息数が、対象となる鳥獣の生息数が比べて多い場所では、錯誤捕獲の発生率は必然的に高くなってしまいます。そのような場合は、錯誤捕獲自体が法の規定に基づかない行為となることに鑑み、わな以外の方法にする等、最善の配慮をする必要があります。一方で、万が一錯誤捕獲が発生してしまった場合の対応について、あらかじめ発注者と事業者の間で取り決めておくことも必要です。

6.3.9 捕獲事業終了後や捕獲しない期間のわなの取扱い

捕獲事業終了後や捕獲をしない期間のわなは、確実に撤去してください。使用しないわなは撤去するのが基本ですが、囲いわなや箱わな等については、移動が困難であったり、近く再稼働させる予定があるため、土地占有者の承諾を得て設置したままにする場合は、わなが作動しないように扉を閉めてください。人の出入りのある場所では、南京錠等で扉を固定したり、扉をはずして持ち帰る等、関係者以外に操作されないように配慮してください。

7 巻末資料

(1) 近年発生した狩猟等の事故事例

No.	狩猟／有害	傷害の程度	加害者			被害者			事故概要
			年齢	性別	経験年数	同行／他	年齢	性別	
1	有害	死亡	82	男	40	同行者	64	男	15名でのニホンジカの有害捕獲中に発生。散弾銃で60mほど先にいた2頭のニホンジカを撃ったら、仕留めたニホンジカの後ろに被害者が倒れていた。
2	有害	軽傷	66	男	3	本人			クマの有害捕獲中に散弾銃が暴発し、右足小指を負傷。
3	有害	重傷	63	男	34	同行者	26	男	サルの有害捕獲中に誤射。
4	有害	軽傷	71	男	34	同行者	66	不明	サルの有害捕獲中に誤射。被害者は藪の中で笹採りをしていた。
5	有害	重傷	64	男	24	同行者	70	男	銃ではこわなに入ったクマを止めさしたところ、跳弾により負傷。箱わなを傾けてから発砲する等、通常と異なる止めさし方法だった。
6	有害	死亡	73	男	34	他者	66	男	猟友会仲間とのニホンジカの有害捕獲中、山菜採りに来ていた被害者をニホンジカと誤認にして発砲。被害者の頭部及び胸部に着弾。
7	登録狩猟	死亡	67	男	34	同行者	65	男	2人でエゾシカの狩猟中、加害者が揺れ動いたササに向かってライフル銃を発砲、被害者に当たったものと思われる。
8	登録狩猟	重傷	44	男	不明	同行者	69	男	5人でキジ猟中、背後で飛び立ったキジを狙って散弾銃を振り向きざまに2発発砲、約20m離れた場所にいた被害者に着弾。
9	登録狩猟	重傷	66	男	18	他者	84	女	狩猟中イノシシを発見、イノシシが逃げ込んだ藪に向かって発砲したところ、約20m先にいた被害者の脇腹に命中。
10	登録狩猟	軽傷	64	男	8	他者	65	男	キジを狙って発砲したところ、150mほど離れた橋の上にいた被害者の右足に弾丸が到達。
11	登録狩猟	死亡	62	男	34	他者	79	男	グループでのイノシシ猟中にライフル銃を発射。イノシシに向けて発砲したが当たらず、流れ弾がその先にいた被害者に当たった。

No.	狩猟／有害	傷害の程度	加害者			被害者			事故概要
			年齢	性別	経験年数	同行／他	年齢	性別	
12	登録狩猟	重傷	64	男	36	同行者	71	男	8人でのシカ猟中、飛び出してきたニホンジカを猟銃で撃った際、80メートルほど山の上の方にいた仲間の男性を誤って撃った。
13	登録狩猟	重傷	74	男	35	同行者	78	男	4人でのウサギ猟中の事故。被害者の頭部に散弾が当たったが、命に別条はないとの報道。詳細不明。
14	登録狩猟	重傷	61	男	30以上	同行者	29	男	10 数人でのイノシシ猟中、ライフル銃を3発発射、うち1発が約 10m 離れた被害者の右足太ももを貫通。
15	登録狩猟	重傷	47	男	16	同行者	70	男	5人でスノーモービルを使用したシカ猟中、ニホンジカに発射したライフル銃弾がシカの体を貫通し、跳弾が付近にいた同行者の頭部に当たった。
16	登録狩猟	重傷	59	男	18	同行者	61	男	猟仲間 12 人でのイノシシ猟中、被害者の長靴部分をイノシシの胴体と誤認し、ライフル銃を発射、被害者の右足首に着弾。
17	登録狩猟	死亡	65	男	13	同行者	62	男	雪上車に4人が同乗してニホンジカ猟中、助手席の加害者が降車しようとした際にライフル銃が暴発、荷台に乗っていた被害者の胸部に着弾。
18	有害	軽傷	55	男	17	同行者(2名)	28 56	男 男	シカの有害鳥獣捕獲中、半矢のニホンジカを追っていた加害者が転倒、ライフル銃が暴発。発射された銃弾が路上の石に着弾後、銃弾の破片が共猟者2名の両足に被弾。
19	登録狩猟	重傷	66	男	不明	本人			ライフル銃でニホンジカを撃とうとした際、足を滑らせて誤って自分の右足甲を撃った。
20	有害	軽傷	23	男	23	同行者	42	男	キツネの有害鳥獣捕獲中、加害者と被害者の間を走り抜けたキツネに向けて散弾銃を発砲したところ、被害者の両足に散弾が当たった。※加害者、被害者ともに鳥獣被害防止特措法に基づく実施隊員。
21	有害	軽傷	79	男	46	他者	61	男	サルの有害捕獲中に散弾銃を発砲したところ、サルに当たらず約 180m 後方の作業小屋の壁面を貫通し、小屋の中で作業中だった被害者の大腿部に被弾。
22	有害	死亡	68	男	20	同行者	60	男	地元猟友会 22 名でニホンジカの有害捕獲中、加害者は共猟者をニホンジカと誤認して散弾銃を発砲。

No.	狩猟／有害	傷害の程度	加害者			被害者			事故概要
			年齢	性別	経験年数	同行／他	年齢	性別	
23	狩猟	死亡	74	男	28	他者	72	男	猟友3人とイノシシ猟中、猟犬が吠えたため散弾銃を発砲し、被害者に着弾。被害者はギンナンを拾っていたとみられる。
24	狩猟	重傷	60	男	35	他者（近隣住民）	58	男	猟友と4人でイノシシ猟中、正月飾り用の植物を採取していた被害者をイノシシと間違えて発砲、被害者の腹部に着弾。
25	狩猟	重傷	88	男	11	同行者	72	男	猟友と7人でイノシシ猟中、約 15m 離れた猟友をイノシシと誤認し発砲、被害者の左足首付近を貫通。
26	—	軽傷	不明			他者	12	男	児童9人で中学校裏山に遊びに行き、山林内で1人の足首にくくりわながかかった。 ※標識がなく、設置者不明。
27	有害	軽傷	66	男	46	他者	82	男	イノシシ捕獲用のくくりわなに気付かず、被害者がゴミ拾い活動の下見で歩いていたところ、足を踏み入れた。
28	狩猟	不明	—			本人	69	男	知人のくくりわなにかかったイノシシを銃で止めさししようとしたところ、わなのワイヤーが切れ、イノシシが被害者の右太もも等にかみついた。

(2) 参考資料

■環境省

- ・野生鳥獣の保護及び管理

<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

- ・狩猟の魅力まるわかりフォーラム 外部リンク集

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort8/link/>

- ・特定鳥獣保護管理計画

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3.html>

- ・DVD 運命を分ける瞬間（タイム・ゼロ）（環境省）

<http://www.env.go.jp/nature/choju/hunt/hunt3.html>

■農林水産省

- ・農林水産省 鳥獣被害対策コーナー

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

■鳥獣の保護及び管理に関する資料

- ・野生動物管理－理論と技術－（文永堂出版）
- ・野生動物管理のための狩猟学（朝倉書店）

■捕獲技術や安全管理に関する資料

- ・狩猟読本（大日本猟友会）
- ・猟銃等取扱いの知識と実際（全日本指定射撃協会）
- ・箱わなと囲いわなによるシカ捕獲の基本（兵庫県立大・兵庫県森林動物研究センター）
- ・イノシシ捕獲技術プログラム Ver.1（香川県）
- ・兵庫ワイルドライフモノグラフ7号「シカ・イノシシの捕獲推進のための技術と体制」（兵庫県森林動物研究センター）
- ・DVD シカ・イノシシの銃猟～基本編～（兵庫県森林動物研究センター）
- ・DVD 箱わな・囲いわなのよるシカ・イノシシの捕獲技術（兵庫県森林動物研究センター）
- ・DVD くくりわなによるシカ・イノシシの捕獲技術（兵庫県森林動物研究センター）

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者テキスト・PPT 引用資料

- ・狩猟読本（大日本猟友会）
- ・猟銃等取扱いの知識と実際（全日本指定射撃協会）
- ・シカ・イノシシの銃猟～基本編～（DVD）（兵庫県森林動物研究センター）

- ・箱わなと囲いわなによるシカ捕獲の基本
(兵庫県立大学・兵庫県森林動物研究センター)
- ・イノシシ捕獲技術プログラム (香川県)
- ・兵庫ワイルドライフモノグラフ 7 号「シカ・イノシシの捕獲推進のための技術と体制」
(兵庫県)
- ・野生動物に対する簡易電殺器の適切な使用について
(兵庫県立大学・兵庫県森林動物研究センター)

認定鳥獣捕獲等事業者
講習テキスト
〔安全管理講習 技能知識講習〕

平成 27 年 6 月（初版）
平成 27 年 7 月（第 2 版）
平成 27 年 9 月（第 3 版）

発行／環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 03-3581-3351（代表）
監修／認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト編集委員会
